

第一百三回 參議院内閣委員会議録第四号

昭和六十年十二月十日(火曜日)
午後一時三十一分開会

委員の異動

十二月七日

辞任

志村 哲良君

辞任

小野 明君
鶴山 篤君

福間 知之君

補欠選任
川原新次郎君

矢田部 理君

和田 静夫君

村沢 牧君

亀長 友義君

大島 友治君
曾根田郁夫君

板垣 伸君
野田 哲君

原田 立君

委員
理事

出席者は左のとおり。

委員長

大島 友治君
曾根田郁夫君
板垣 伸君
岡田 伸君
原田 立君
川原新次郎君
河原静夫君
柳澤功君

正君
哲君
立君
正君
一精君
正夫君
一正君
柳澤功君

國務大臣

大蔵大臣

厚生大臣

竹下登君
増岡博之君

大蔵省主計局長

中田一男君
吉田正輝君

小粥正巳君
行天豊雄君

内藤利君
北川定謙君

井上文彦君
竹内克伸君

原田明夫君
英機君

井上文彦君
眞君

井上文彦君
眞君

参考人
日本銀行副總裁
三重野康君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件

○許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合
理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

政府委員		
内閣審議官	建设大臣	大蔵大臣
総務廳長官官房	自治大臣	厚生大臣
次長	建設大臣	農林水産大臣
臨時行政改革推進審議会事務局	官務大臣	通商産業大臣
○(総務廳長官)	国務大臣	運輸大臣
○(經濟企画庁長官)	○(經濟企画庁長官)	郵政大臣
○(内閣審議官)	○(内閣審議官)	労働大臣
○(大蔵省主計局次長)	○(大蔵省主計局次長)	大蔵省銀行局長
○(通商産業省通商政策局長)	○(通商産業省通商政策局長)	大蔵省國際金融局長
○(通商産業省貿易局長)	○(通商産業省貿易局長)	厚生大臣官房審議官
○(通商産業省生活産業局長)	○(通商産業省生活産業局長)	厚生省生活衛生局長
○(通商産業省航空局技官長)	○(通商産業省航空局技官長)	林野庁長官
○(資源エネルギー局長)	○(資源エネルギー局長)	田中恒寿君
○(中小企業庁長官)	○(中小企業庁長官)	内藤利君
○(運輸政務次官)	○(運輸政務次官)	北川定謙君
○(運輸省航空局技術部長)	○(運輸省航空局技術部長)	金子一平君
○(郵政省電気通信局長)	○(郵政省電気通信局長)	藤江弘一君
○(労働大臣官房長官)	○(労働大臣官房長官)	百崎海野君
○(建設大臣官房総務審議官)	○(建設大臣官房総務審議官)	山本貞雄君
○(建設省都市局長)	○(建設省都市局長)	後藤田正晴君
○(建設省住宅局長)	○(建設省住宅局長)	木部佳昭君
○(消防庁次長)	○(消防庁次長)	古屋亨君
○(大蔵大臣官房審議官)	○(大蔵大臣官房審議官)	大蔵省主計局次長

○委員長(亀長友義君)　ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十二月七日、福間知之君及び志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君及び川原新次郎君が選任されました。
また、本日、小野明君及び鶴山篤君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君及び和田静夫君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の審査のため、本日の委員会に日本銀行副総裁三重野康君を参考人として出席を求ることに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鷹長友義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鷹長友義君) 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○村沢牧君 私は、合板、木材関係の関税引き下げに関連して国内法規制緩和等について質問いたします。

本年四月に決定した対外経済対策では、合板等の関税引き下げについて、財政、金融その他所要の措置を講じ、その進捗状況を見つづ、おおむね三年目から関税の引き下げを行うべく前向きに取り組むという方針を決定したわけであります。その後、国会答弁でも総理以下関係大臣はこのことを繰り返してまいりました。ところが、森林・林業、木材産業の活性化対策を何ら講ずることなく、七月末策定した行動計画では、六十二年四月から合板等の関税を引き下げる決定をしました。このことは对外経済対策やその後の国会答弁を無視したものではありませんか。

○国務大臣(佐藤守良君) 村沢先生にお答えいたします。

先生御存じのこととございますが、七月三十日のアクションプログラムの骨格の決定の際、森林・林業及び木材産業の活力を回復させるための対策を本年度から五ヵ年にわたり、総額千五百億円、国費五百億円、融資枠一千億円で講ずるとさえたことに関連しまして、合板等の関税引き下げているところでございます。国内対策につきましては、その後、具体的な内容につき検討を進め、先般その全体計画を決定したところ、現在、事業の実施に係る計画策定等に着手しているところでございます。関税引き下げに当たっては、これらの対策を実施するとともに、他の森林・林業に係る諸施策を推進し、これらの進捗状況を見つつ対処していく考え方でございま

す。

○村沢牧君 七月のアクションプログラムの際に決定した、六十二年四月から関税の引き下げをする、この決定においては活性化対策というのは何ら示されておらない。今大臣から答弁があつたような活性化対策を何ら講ずることなく関税の引き下げの時期だけを先に決定した。このことは間違いないですね。

○国務大臣(佐藤守良君) 今申し上げたことでござりますが、本年度から五ヵ年にわたりまして総額千五百億円、国費五百億円、融資枠一千億円で講ずることにされたことに関連しまして、合板等の関税引き下げ時期を明示したわけではありませんが、国内対策についても先ほど言つたようなことでございますが、具体的な内容につき検討を進め、先般その全体計画を決定したところでございまして、現在、事業の実施に係る計画作成等に着手しているところでございます。

○村沢牧君 その一千億あるいは五百億という活性化対策を決定したのはいつですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 七月三十日に決定いたしました。大体が七月三十日に決定いたしました。

○村沢牧君 林野庁長官に聞きますけれども、一千億融資、五百億の国費を決定したのは七月三十日でいいですか。

○政府委員(田中恒寿君) そのとおりでございました。

○村沢牧君 林野庁長官に聞きますけれども、一千億融資、五百億の国費を決定したのは七月三十日でいいですか。

○政府委員(田中恒寿君) そのとおりでございました。

○村沢牧君 それが決定したのは十一月じゃないですか。一千億の融資と五百億の国費を七月三十日に決定したんですか。

○政府委員(田中恒寿君) そのとおりでございました。

○村沢牧君 努力することはわかっているけれども、関税の引き下げにつきましては六十二年四月から引き下げる、こういう具体的な目標を設定いたしまして、これに関連する諸施策を効果あらしめるべく最大努力をいたしまして、引き下げ得るように取り組んでまいりたいと思っております。

○村沢牧君 指示をいたしておらないとするならば、総理が仮にこのような指示をされたとしても、農水大臣としてはこの六十二年四月、関税引き下げの前倒しをしない、つまり六十二年度からやるべきことは絶対しないとはっきりお約束できますか。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えしますが、実は先ほどの関税率引き下げ、率につきましては国内対策実施状況を見ながら考慮することを考えておりますが、実施につきましては六十二年四月で間違ったことではありませんということです。

○村沢牧君 総理は、十二月一日の政府・与党首脳会議で、木材の関税引き下げの前倒し実施について千五百億円支出しておるので、十二月中に具

の具体的な中身につきましては、その後の検討によりまして徐々に具体化しておりますが、大体の決まりましたようにして折衝しております。

○村沢牧君 大体の決定をしたのは千五百億じゃない。融資枠千百六十億円、国費八百五十億、二千億じゃないですか。

○政府委員(田中恒寿君) いや、千五百億でございますが……。

○村沢牧君 七月に決めたこの活性化五ヵ年計画では、これも林野庁の資料にあるが、今申し上げましたように融資枠千百六十億、国費八百五十億になりましたように融資枠千百六十億、国費八百五十億になつてます。

○政府委員(田中恒寿君) 七月三十日に先立ちます林野庁の要求額として折衝しておりますたのは、その合計一千十億となる、先生御指摘の金額でございますが、決定をいたしたもののが五百億と千億の千五百億でございます。

○村沢牧君 そのことについては後ほど追及してまいりましょう。

そこで大臣、活性化対策の成果が上がらない段階においても六十二年四月から関税の引き下げを行ふ、こういうことですか。

○政府委員(田中恒寿君) 私ども、今後五ヵ年計画の推進に鋭意努力してまいる所存でござりますが、合板の引き下げにつきましては六十二年四月から引き下げる、こういう具体的な目標を設定いたしまして、これに関連する諸施策を効果あらしめるべく最大努力をいたしまして、引き下げ得るよう取り組んでまいりたいと思っております。

○村沢牧君 指示をいたしておらないとするならば、総理が仮にこのような指示をされたとしても、林野庁長官なり官房長もそういうことを知りませんか。

○政府委員(田中恒寿君) 私どももそういう指示はいたしておいません。

○村沢牧君 大臣は聞いておらないようですが、どちらも、林野庁長官なり官房長もそういうことを知りませんか。

○村沢牧君 お答えしますが、私は聞いておりません。

○政府委員(田中恒寿君) 私どももそういう指示はいたしておいません。

○村沢牧君 指示をいたしておらないとするならば、総理が仮にこのような指示をされたとしても、農水大臣としてはこの六十二年四月、関税引き下げの前倒しをしない、つまり六十二年度からやるべきことは絶対しないとはっきりお約束できますか。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えしますが、実は

体案をまとめ、来年一月の安倍外相とシャルツ國務長官の会談に提出ができるようにせよ、こう指示したことが報道されていますが、これは六十二年四月を待たずして、すなわち明年から関税の引き下げをするということなんですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 今の点については私は全く知らないわけで、翌日の新聞等の記事で拝見したわけで、だれからも聞いておりません。

○国務大臣(佐藤守良君) 実施時期は六十二年四月ということで間違いございません。

○村沢牧君 ですから私は、この質問に先立つて、こういうことが新聞に報道されておるので、総理からそういう指示があつたのかどうかしつかり確かめてこいということを通告したんです。農水大臣は、こういう総理から指示があつても知らないんですね。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えしますが、私は聞いておりません。

○村沢牧君 大臣は聞いておらないようですが、どちらも、林野庁長官なり官房長もそういうことを知りませんか。

○村沢牧君 お答えしますが、私は聞いておりません。

○政府委員(田中恒寿君) 私どももそういう指示はいたしておいません。

○村沢牧君 指示をいたしておらないとするならば、総理が仮にこのような指示をされたとしても、農水大臣としてはこの六十二年四月、関税引き下げの前倒しをしない、つまり六十二年度からやるべきことは絶対しないとはっきりお約束できますか。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えしますが、実は

先ほどの関税率引き下げ、率につきましては国内対策実施状況を見ながら考慮することを考えておりますが、実施につきましては六十二年四月で間違ったことではありませんとお答えします。

○村沢牧君 くどいようですけれども、総理からそういう指示があつてもあなたはやらない、そういうことですね。

○国務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というの

は、いつもお答えしていますが、農林施策に非常に

に理解ある方でございまして、そういうことは万
ない、私との約束におきましても、六十二年四
月を必ず待つて実行するものと確信しておるわけ
でございます。

○村沢牧君 そこで、大臣から今話がありました
関税率の引き下げの率についてはどういうよう
考えていますか。

○政府委員(田中恒寿君) 関税の時期につきまし
ては六十二年四月一日ということとで進んでまい
わけでございますが、率につきましては、林業関
係の諸対策のぐあい、その他関連業界の景況、業
況と申しますか、そういうものの今後のぐあい等
を十分見て最終的に判断してまいりたい、国内対
策のぐあいとそういう業界の景況、業況等を総合
勘案いたしまして、率につきましては決定をして
いきたいと考えております。

○村沢牧君 関税の引き下げの率については、今
申しました五ヵ年計画の進捗状況を見て決めてま
い、そういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(田中恒寿君) 国内対策の状況並びに
関連業界の業況等の諸事情等々を見て決めてま
い、と思っております。

○村沢牧君 農林水産省は、先ほど申しましたよ
うに十一月八日、正式に発表したわけですから
も、「森林・林業、木材産業活力回復五ヵ年計画」
の資金枠と内容を発表した。しかし、その資金
枠、内容とも極めて不十分なものであり、この程
度のもので林業の川上から川下に至るまでの活性
化ができるとは到底思わないけれども、これをも
つて関税引き下げや輸入拡大をしても大丈夫だ
と、そういう自信をお持ちですか。

○政府委員(田中恒寿君) ただいまお話を申し上
げております千五百億円の活性化五ヵ年計画でござ
いますが、これは特別に講ぜられる措置でござ
いまして、これらの措置と関連いたしまして、そ
の他にも森林・林業にかかる從来からの諸施策
があるわけでございます。これを推進することは
もちろん当然いたしまして、さらに業界の自主
努力も大いに期待するところでございますが、そ

ういうものが相まちまして相当の効果を上げ得る
ものと考え、期待をしておるところでございま
す。

○村沢牧君 合板の関税引き下げについては財政
措置を特に講ずる、そのための政府が財政支出を
行うんだということが当初から約束されており、
与党の金丸幹事長と佐藤農林水産大臣の話し合い
の中では、当初五千億とか三千億とか非常に

気前のいい話が出た。しかし結局決まったのは、
何回も言われているように、融資が千億で、これ
かるこれを五年間に分割してやるということなん
です。そこで、六十二年四月から関税の引き下げ
を行なうとするならば、この少ない資金枠であって
も、あるいは五ヵ年計画といつても、財政的には

六十年度、六十年度の二年間に傾斜配分して積
極的な対策をしなければ、この活性化対策はでき
ないが、それは予算的にはどういう計画になつて
いますか。

○政府委員(田中恒寿君) この五ヵ年計画は、六
十一年四月からの関税引き下げを予定いたしまし
て、それへの諸施策を講ずるものでござりますの
で、六十年度の補正並びに六十年度の追加予算
要求においては、そういう趣旨を踏まえまして適
切に対応してまいりたい、現在大変厳しい財政事
情ではありますけれども、適切に対応してまいり
たいと考えております。

○村沢牧君 極めて抽象的な答弁でけれども、
私の言うことはわかりますね。六十二年四月から
関税の引き下げをする、それに間に合うよう活
性化対策をする。そうするとするならば、五ヵ年
計画の全体枠としても六十年度の補正予算、六十年
度予算に勝負をしなければならない。そのこ
とはわかりますね。

○政府委員(田中恒寿君) 先生の御指摘なさいま
す内容につきましては十分わかっております次第で
ございます。そういう趣旨を踏まえまして、今後
の補正あるいは追加要求に対応してまいりたいと
いうことでございます。

○村沢牧君 六十年度の補正が決定するのは来年
二月ごろになろうと思うけれども、六十一年度予
算は既に林野庁も概算要求を出しておる。十二月
末には予算が決定するだらうというふうに思いま
すけれども、それに對してどういうふうに要求し
たんですか。補正で幾ら、それから六十一年度予
算で幾ら、どういう形になつてあるんですか、具
体的に言つてください。

○政府委員(田中恒寿君) 物の考え方といいます
か、どういう事業をするか等々の内容についての
相当な意思疎通と申しますか、打ち合わせをいた
しておりますけれども、まだはつきりした具体的
な金額への要求まではいたしてございません。そ
れに先立つ折衝を鋭意続けておる段階でございま
す。

○村沢牧君 林野庁長官、六十一年度の予算はい
つ決まるというふうに思いますが、まだそんな予
算の話もしてなくて一体どういうふうにするんで
すか。

○政府委員(田中恒寿君) そのような折衝を重ね
ておりますので、決まるときは一挙動で決め得る
べく今打ち合わせをしておるところでございま
す。

○政府委員(田中恒寿君) そのような折衝を重ね
ておりますので、決まるときは一挙動で決め得る
べく今打ち合わせをしておるところでございま
す。

○村沢牧君 大蔵省主計官がいらっしゃると思
いますけれども、今お聞きのように国会でも總理が
こういう約束をして林野庁が計画を立てた。この
計画は五ヵ年間であるけれども毎年同じように割
ついていくべきいいというものじゃない。六十年度か
ら林野庁はやっているというふうに言つていいま
すけれども、大蔵省としてはどういう考え方を持
っていますか。

○説明員(竹内克伸君) ただいま林野庁の方から
お話をございましたように、私ども常日ごろこの
問題につきましていろいろ一緒に勉強いたしてき
ておりますが、具体的な六十年度及び六十年度
の問題につきましては、御案内のような厳しい財
源事情ではございますが、なるべく早く、よく林

野庁と相談してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○村沢牧君 林野庁からそういう予算要求があ
れば、今私が申しましたような趣旨を踏まえて大蔵
省としては対処していく、そういう気持ちは持つ
ておるわけですね。

○説明員(竹内克伸君) ただいま申し上げました
ように、財源事情が大変きつい状況にござります
けれども、よくよく林野庁と相談してまいりたい
と思っております。

○村沢牧君 そこで、また農林水産省に伺うけれ
ども、六十年度からこの事業を実施する、したが
つて六十年度補正予算でも対処すると言つていま
すが、六十年度補正予算が国会で承認をされるの
は恐らく一月過ぎになろう。そうすると六十年度
で何が仕事できるんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の対策の主要な部
門であります合板、製材等の業界対策におきまし
ては、どのような対策が講ぜられるかということ
がわかりました後に、業界は自主的に事業を転換
するのか、あるいは廃棄するのか、どのような体
制でもってこれから関税引き下げに対応してい
ますか。

○政府委員(田中恒寿君) その対策が講ぜられるか
と云ふ点で、業界は自主的に事業を転換する
のか、あるいは廃棄するのか、どのような体制
でもってこれから関税引き下げに対応していく
か、経営改善をしていくか、体质強化をしてい
くか、業界にそういうことのしっかりした計画を
つくつてもらわなければなりません。そういうし
づかりした計画に立つて整齊と年次的にそういう
再編事業を進めなきゃならないと思ひますが、し
たがいまして予算的にはそう大きくなくとも計画
づくりというのは大変でございまして、既にこれ
は計画づくりの指示などもいたしておるところで
ございます。

その他、間伐計画を練り上げる、森林の整備計
画を練り上げる等につきまして、いろいろ事前
の十分な調査研究等が必要でありますので、それ
が本年度中に相當行なわれるよう今指導をして
おるところでございます。

○説明員(竹内克伸君) ただいま林野庁の方から
お話をございましたように、私ども常日ごろこの
問題につきましては、御案内のような厳しい財
源事情ではございますが、なるべく早く、よく林
野庁と相談してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○説明員(竹内克伸君) ただいま林野庁の方から
お話をございましたように、私ども常日ごろこの
問題につきましては、御案内のような厳しい財
源事情ではございますが、なるべく早く、よく林
野庁と相談してまいりたいというふうに考えてお
ります。

細かく。それをまたこれから検討してなんて言つている。そんなことで一体林業の活性化はできるんですか。もう内容をこういうふうにして皆予算を割り振りしてあるじゃないですか。六十年度の補正予算で予算を計上してもらつたって六十年度の三月までには使えないじゃないですか、できなじやないですか。そんなゆづくりしていいんですけど、六十二年の四月から關税の引き下げをするという方針がはつきり決まつていて中におい

○政府委員(田中恒寿君) 業界の再編は個々の經營者が自主的に判断する、それを基礎に計画をつくるべきやなりませんし、またそういう判断も、

國からどういう施策が行われるかという具體像が相当明確になりますと、業界としてもなかなか踏み切りがつかないという事情もあるうかと思います。そういう点につきましては、お話をございま

したように、ことは年初からそういういろいろなやりとりがなされております。その間では非常に過大な期待を持つ業界人もおりましたけれども、現下の事情でそういうことの到底不可能なこ

となどの説明も私どもしてまいりましたし、そ

ういろいろな行きつ戻りつの業界対私どもの折衝もございまして、だんだんと考えも固まる、計画も固まつてくるというふうな過程をたどつております。したがいまして、これからそういうも

のを踏まえまして私どもも補正を要求いたしますので、つきましては決して私どもはいつもりであります。

○村沢牧君 私は予算が使えないと言つてはいるんじゃないけれども、四月からこういうことをやろうと言つて、一生懸命いろいろのことを総理も要

求したり、あるいは国会でも答弁しておつたり、業界からも強く要請があるんですよ。四月にやろうと言つたことが今日もつてまだ具体的な計画も立たないなんてそんなのんびりした姿勢でいいんですか。大臣どうでしよう。

大臣にひとつお聞きしますが、大臣は、これま

た新聞報道ですが、かつて林野庁は金があるからゆづくりやつてあるんだというようなことを言わされたことが新聞出ていましたけれども、そういうことがあります。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えしますが、ちょっと私はそういうふうに言った記憶がないんでございますが、林野庁は非常によくまじめにやつておると御理解願いたいと思います。

そんなことで、実は千五百億というものは総括が決まつたわけとして、それがどのよだんな形で川

下、川上対策がされるか、特に合板、製材関係、あるいは川上対策は間伐、補植その他いろいろ含めての話、林道をつくつたりとか。そんなこと

で、実は大体千五百億の金額が決まつたときには

そんなことで、六十年度から緊急どうやってい

くかというようなことでいろいろ打ち合わせをしておるということです。率直に言いますと、六十年度の実施につきましては、大体大蔵省当局と総

合の話し合いはどうやら合意に達しつつある。こ

んな感じがしておるわけでございまして、先ほど

合板の事業等を含めていろんなことがござりますが、十分御期待に沿う得るような案ができるく

る、このように考えておるわけでござります。

○村沢牧君 大臣、そういう答弁ですけれども、この計画にはもう内容が決まつてあるんです、ど

ういう事業には幾ら使うということが。だから、

そんな答弁しておつたつてだめなんです。時間が

ないからまたいざれ追及してまいりますけれども

…………。

そこで、合板、製材業が弱小企業で、御承知のとおり不況業種であります。多くの企業が赤字に

苦しんでおるわけです。ただでさえ苦境に立たされている木材産業でありますけれども、これが開

ますます経営が苦しくなつてくる。この計画の中

で融資が六百億円、国費百億円にすぎない。國

費百億円といつても、そのほとんどは融資に対する利子補給なんです。この融資対策を講じて利息を若干安くする、そんな程度でもつてこの不況業

種が関税引き下げに伴う輸入の増加に耐えていく

ような体質改善や業種転換ができる、そのよう

に思つてゐるんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の対策の中には木

材全体の需要拡大への対策、それから過剰設備の廃棄もござりますけれども、新分野への転換等も含まれておりますと、どういう方向を選ぶか、こ

れは個々の業界人の相当真剣に検討していくだけ

ことになつておるわけでござりますが、いろいろ

年ほどの事業をやるかという大まかな予定は合意に達した。

そんなことで、六十年度から緊急どうやってい

くかというようなことでいろいろ打ち合わせをしておるということです。率直に言いますと、六十年度の実施につきましては、大体大蔵省当局と総

合の話し合いはどうやら合意に達しつつある。こ

んな感じがしておるわけでございまして、先ほど

合板の事業等を含めていろんなことがござりますが、十分御期待に沿う得るような案ができるく

る、このように考えておるわけでござります。

○村沢牧君 大臣、そういう答弁ですけれども、この計画にはもう内容が決まつてあるんです、ど

ういう事業には幾ら使うということが。だから、

そんな答弁しておつたつてだめなんです。時間が

ないからまたいざれ追及してまいりますけれども

…………。

そこで、合板、製材業が弱小企業で、御承知のとおり不況業種であります。多くの企業が赤字に

苦しんでおるわけです。ただでさえ苦境に立たさ

れてる木材産業でありますけれども、これが開

ますます経営が苦しくなつてくる。この計画の中

で融資が六百億円、国費百億円にすぎない。國

板製造業等の体質強化対策が主要な柱でございま

すが、過去にも経験を実は持つておらずして、合

板製造業の再編整備を融資措置で行つたことがあ

るわけでございます。これが非常な効果を上げて

合板工場でも約四十工場、製材工場でも約六百工場ばかりの再編整備が五十七年、五十八年に行わ

れたことが実はございます。そういうふうなこと

で、経験も積んでいると申しますが、非常に有効に作用をした前例もござりますし、今回はその前回の措置よりも融資内容等を前進させると申しま

すが、相当有利な条件を予定いたしておりますので、この効果については十分期待してよろしいんではないかと考へております。

○村沢牧君 長官は先ほど私が申しましたこの林業資金がどの程度使われておるか承知していますね。随分計画に對して枠が残っている。融資の計画はつくつたけれども使えないのが実態なんですね。

○政府委員(田中恒寿君) 七〇から八〇%といふことを承知しております。

○村沢牧君 そこで、過剰設備の廃棄について林野庁は当初国費による買上げを予定して、国費三百二十億、融資枠五百六十億の計画をしたが、発表された計画では国費八十五億、融資枠四百七十二億になつてしまつた。つまり全額融資と利子補給に先ほどから申しておるようになってしまつた。融資をするから設備を廃棄しなさいと言つた。も不況業種の合板や製材業がこれを歓迎するといふふうに思ふんですか。先ほど計画はいろいろなことを言つておられるけれども、当初林野庁が示したこの計画は国費によつて買上げましょう、その計画じゃなかつたですか。どうして変更しました

たんですね。

○政府委員(田中恒寿君) 業界の体質強化策を確定するまでの過程におきましていろいろな案、先生お話のございましたそういう買上げも含めま

していろいろな検討、折衝を重ねてまいつたわけ

でござりますが、諸般の事情と申しますが、現下

のいろいろ財政事情あるいはこれまでどつた施策

との整合性その他総合的な判断を最終的に林野庁

はいたしまして、この際、買い上げ的なやり方はつきましては今回とり得る方策ではないという判断に立ちまして、現在の融資方式に決定をいたしましたわけでございます。

○村沢牧君 林野庁は当初合板企業の設備廃棄を国費で買い上げよう、補助金を出そう、そういう計画を持ったことは事実だ。ここに書類がありまします。ところが、大蔵省との折衝でそれはだめだということになつて全額融資をした、こういうことじゃないですか。そらだと思ひます。

そこで通産省側に聞くけれども、農水省はこの設備廃棄について、通産省所管の中小企業設備共同廃棄事業に乗つからて国費による買い上げある

よつと答弁あつたんですねが、そのような用意を通産省はお持ちですか。

○説明員(長田英機君) 林野庁の方からはこの林業関係の活力回復計画の内容につきまして私ども伺っておりますが、その一環としまして、中小企業事業団の高度化資金の融資、これは無利子の設備資金、買い上げる組合に対する無利子の融資でござりますが、この制度を利用することもあり得るというふうに林野庁の方から聞いています。

なお、先ほども議論いろいろございましたが、私どもその設備買い上げの融資をやります場合は、例えどれぐらい業界にその設備の過剰があるんだろうか、どれぐらい廃棄するんだろうか、あるいは対象設備はどういうものだろうか、あるいはいつそもそもやるんだろうか、こういうような点が明確にならなきやならないと思うわけであります。また、「一体どれぐらい金がかかるんだろうか」ということが明確になる必要があるわけでござりますが、今までの計画の詰まり方では、まだそこまで詳細にはどうも詰まつてないようになっております。したがいまして、こういう内容がだんだん詰まってまいりますその段階に合わせまして私どもとしては検討していくわけでござ

ざいますが、いずれにせよ林野庁の方と十分連絡をとりながら対処していきたい、こう考えている

わけでございます。

○村沢牧君 林野庁は、当初林野庁みずからがこの設備廃棄に伴う買い上げなり補助金をしようとして計画したけれども、できなかつた。そこで通産省の中小企業事業団の方へ乗つからうと一生懸命言つているわけですね。ところが、今お話を聞いて

いると、そんな簡単に乗つかられるようなものでもないような気がするんですけども、そういう重要な要請があればあなたの方で引き受けましたとやつてくれますか。

○説明員(長田英機君) 林業の状況が非常に大変であるということは、私ども中小企業を所管しております中小企業庁として非常によく理解できるわけでござりますが、先ほども申し上げましたように、具体的な計画を、いろいろとこの設備廃棄に関する計画を伺つた上で、その上で判断をさせていただきたく、こういうことでございまして、林野庁ともよく連絡をとつていただきたい、そういうことでござります。

○村沢牧君 そこで林野庁長官に重ねて言つております。あなたの方では設備廃棄をするときには買い上げようと思ったけれども林野庁はできなかつたから、中小企業庁にやつてもうらなんと言つたから、やつていいけれども、そんな甘く考えていたんでは、そんなことに期待を持たれちゃいけませんから、

そこで、合板工場はこの十年間に約半減したわ

けです。そして労働者が三分の一も失業した。今度關稅の引き下げが行われれば、合板では三割、

製材では二割の企業が倒産、閉鎖に追い込まれ

ておらない。ただでさえ劣悪な労働条件に置かれ

ている企業が政府の施策によつてさらに窮地に追

省からお伺いしたい。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の過剰設備の廃棄につきましては、工場経営者の判断により行われるわけでございますが、これが円滑に進められました。

○村沢牧君 林野庁は、この五ヵ年計画の中では、本計画におきましては、この廃棄に必要な資金繰り資金に対する利子助成を行つることと

しておるわけでございます。この資金繰り資金の中に従業員の退職金相当分を含めて対象としてお

どころでございます。また五ヵ年計画に関連いたしました雇用対策につきましては、労働省との連携を密にしながら不況業種指定による諸対策などが適切に講ぜられるよう努めてまいりたいと考えております。

○説明員(井上文彦君) 労働省といたしましては、一般製材業、合板製造業につきまして、昭和五十八年から特定不況業種・特定不況地域の特別措置法の特定不況業種に指定しまして、本年六月の指定期間満了に際しましても引き続き対象業種に指定し、事業主が行う休業、教育訓練、出向等に対する雇用調整助成金制度を活用し、労働者の失業の予防に努めてきたところでござります。また離職者の発生が余儀なくされる場合には、離職者に対しまして三年間有効の手帳を発給し、就職指導、職業紹介の実施、四十歳以上の者に対する雇用保険基本手当の延長給付、四十五歳以上の者を雇い入れる事業主に対する助成金の支給等の処置を講じてきたところでござります。今後とも関係省庁と十分連絡をとりながら、雇用の安定を図るための処置を講じてまいる考えでございます。

○村沢牧君 こうした政府の措置によつて職がなくなる労働者が出てくることも、これは事実なんですよ。ですから、林野庁もこの活性化対策を講ずるならばそのことも十分念頭に置いて、ただ退職金の利子補給をしてやる程度のことではなくて、十分この対策を講じなければいけない、そのことを強く指摘しておきますが、答弁いただけます

な気持ちでもつてすべて対応してまいりたいと思

います。

○村沢牧君 次は建設省に聞くが、国産材の需要の拡大と地場産業あるいは関連中小企業育成のため、農林水産省はこの五ヵ年計画の中で国費によ

る規模の大きいモデル木造施設を建設することを予定している、あるいは文部省においても学校建

築等に木材を使つべく補助金のかさ上げ等も予算

要求するというふうに聞いておる。このような大

規模の建物をつくるとするならば建築基準法に抵触するものも出てくるわけです。したがつて、木

材使用に対する規制の緩和、見直し、これを行つ

ために建築基準法の改正をすべきだというふうに思

いますが、どうですか。

○説明員(立石眞君) お答えいたします。

建築基準法におきましては、木造建築物につ

いて木材という材質に応じまして構造安全上とかあ

るいは防火上の必要な措置を講じておるところでござります。大規模な木造建築物につきましては、構造上あるいは防火上の安全性を確保するた

めに、高さとかあるいは規模等に応じまして必要

最小限の制限を規定しているところでございま

す。しかしながら、木造建築物でありますても、

な気持ちはつてすべて対応してまいりたいと思

います。

○村沢牧君 次は建設省に聞くが、国産材の需要の拡大と地場産業あるいは関連中小企業育成のため、農林水産省はこの五ヵ年計画の中で国費によ

る規模の大きいモデル木造施設を建設することを予定している、あるいは文部省においても学校建

築等に木材を使つべく補助金のかさ上げ等も予算

要求するというふうに聞いておる。このような大

規模の建物をつくるとするならば建築基準法に抵触するものも出てくるわけです。したがつて、木

材使用に対する規制の緩和、見直し、これを行つ

ために建築基準法の改正をすべきだというふうに思

いますが、どうですか。

○説明員(立石眞君) お答えいたします。

建築基準法におきましては、木造建築物につ

いて木材という材質に応じまして構造安全上とかあ

るいは防火上の必要な措置を講じておるところでござります。大規模な木造建築物につきましては、構造上あるいは防火上の安全性を確保するた

めに、高さとかあるいは規模等に応じまして必要

最小限の制限を規定しているところでございま

す。

○政府委員(田中恒寿君) お話をございましたよう

か。

ふうに思いますけれども、それと建築基準法との関係はどうなんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回全国各地にこれぞ木造と言えるような木造のよさを象徴するような建物を何十カ所かぜひ建ててしまいたい。それが、建築基準法のいろいろな条項をクリアしていく

か、それらが一般の方々が木造建築を進めるときに解決すべき手順のマニュアル作成に役立つようなこともあるうと思いますし、いろいろな問題点の発掘となることもあるうかと思います。いろいろな経験を積み重ねながら現在での可能な限りの木造建築を各地につくってまいりたい。いろいろな規制が、一般的に漠然とした言われ方では木が排除されているように言われておりますけれども、具体的に事例をもつて合理性のあるものである場合もあるわけでございますので、それについてのたくさんの意見を集積いたしまして必要な折衝を主管する建設省とも進めてまいりたい、そういう材料をぜひ今回のこの中に求めてます。

○村沢牧君 建設省と建築基準法との関係で折衝することは当然のことなんですけれども、林野庁がこういう計画を立て、予算をとってこういうことをやります、普及するためには建築基準法との関係を十分検討してやらなければいけないとします。もう一回お伺いいたしますが、今林野庁の考えているこの構想で建築基準法との関係は大丈夫か、もう一回答弁してください。

○政府委員(田中恒寿君) 木材需要の拡大を図っていくことは極めて大事なことでありますし、そのためには建設省等関係省庁と一緒に協力いたしまして、木造住宅の建築促進あるいは内装材への木材利用等、さらには公共施設補助事業等の木造化の推進を努めているところでございます。本年に入りましたいろいろそういう点での幾多の具体的な前進が行われたところでございますけれども、なお林野庁が直接みずからこののようなモデル的な木造住宅を手がけることによりまして、さらに密

接な協議、連絡を建設省とも行いまして、将来必要な措置をとるための重要な材料としてまいりたといいうように考えております。

○委員長(鶴見友義君) 村沢君、時間が大分過ぎておりますので御留意願います。

○村沢牧君 はい。

最後にお伺いいたしますが、農林水産大臣、市場開放の政治決定で打撃を受ける業種に対する救済対策は各省庁に関係している。今お聞きのとおりであります。農林水産省は林政審議会の意見を聞いて対応しようと考えているようですが、

林政審は一定の方向を示すはあるけれども、私が質問したような具体的な問題については対応策は林政審にはできない。したがって、関係省庁

なり団体なりあるいは学識経験者などによるこの

市場開放に伴つての調査会というか検討会、これ

うに思いますが、その点についてどうなんですか。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

その前に先ほど村沢先生がおっしゃった今の建

築基準法との関係でございますが、一番問題は安

全性の問題だと思いません。例え火に対しても、水

木のよきの理解を求めるながら建築基準法の改正を

お願いしております。木のよきの理解を求める

木のよきの理解を求めるために改めて今

○村沢牧君 最後に、林政審議会のあることは承知しているけれども、林政審議会で私が質問したようなことができないじゃないですか。やらないじゃないですか。ですから適切な対策を講ずるための対応策を講じなさいということなんですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 今お答えしたとおり林政審議会の場を通じましてかなりいろいろ議論がされており、それとともに各省庁の意見を聞いたことがあります。農林水産省は林政審議会の意見を聞いて対応しようと考えているようですが、

林政審は一定の方向を示すはあるけれども、私が質問したような具体的な問題については対応策は林政審にはできない。したがって、関係省庁

なり団体なりあるいは学識経験者などによるこの

市場開放に伴つての調査会、これ

うに思いますが、その点についてどうなんですか。

○和田静夫君 大蔵大臣、十分ぐらい休んでもらう予定で運輸大臣を先に呼んでおったが、運輸大臣が来なくて大蔵大臣が見えたから大蔵大臣から入りません。何でこれが行政改革なのか、ある

いは何でこれが市場開放、内需拡大政策なのかと

いうのかさっぱりわからぬ。法律を読めば読むほど納得ができない。こういう状態だと思うんで

すよ。

それで冒頭、総務大臣長官、この法律及び付隨する省令、規則の改正によってどういうような効果

が期待できるんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) この法律案は、経

済、社会の活性化あるいは対外経済摩擦の克服

こういうことが現在の政策課題でございますの

で、その一環として公的規制の緩和を図る、こう

いうことでやっている。ところが和田さん御指摘

のように、これの効果はさっぱりあかぬやないか

と、こういう御指摘は時々耳にするわけでござい

ます。しかし、考えてみれば、今日まで日本の社

会は、御承知のように、民間の方も何かといえ

ばお上に頼るといった傾向があつた。それなりに私

は大変な成果があつたと思います。しかし、今日

のよう民间の資本、技術、あるいは人材、情報、

こういったような力を蓄えてきますと、時代が変

化しておるのに伴つてかえつてそれが足かせになつておりますから、それを解き放すということによつて民間のエネルギーをできるだけ引き張り出します。しかも同時に、これは一括法でございますから、重要な将来に向かつての政策変更を伴うといつたようなのは単独立法ということでお願ひをしております。したがつて、ここでは一括法になじむものだけを取りまとめてある。こういう評価を

していただきたい。それと同時に、それ以外のものについては、これは御承知だろうと思ひます

が、金融関係での預金利息の自由化であるとか、

運輸関係でトラック運送事業の参入規制の緩和、

航空三社の事業分野の見直し、あるいは石油関係

では例のガソリンの輸入自由化、あるいは基準・認証、輸入プロセス、こういったようなことで八

十八事項、こういうことが今回取り上げられて、

政府としてはこの法律の改正と並んでそれらに合

わせて取り組んでいきますから、そちらをぜひ

とつ総合的に評価を賜ることができややあります

。もちろん世の中変わりますからこれで終わり

とは考へておりません。これは必要となればまた

やつぱり絶えず各省庁中心に見直しをやつてい

く、こういうことが一番肝心なのではなかろう

と考へておるわけでございます。

○和田静夫君 それじゃ、まず大蔵大臣。各大臣

に具体的なことを聞きますが、大蔵省、無額面株式の発行ができる金融機関を拡大していく、こう

いうことですね。現在相信法の適用のない銀行と

いうのは無額面株式の発行が可能ですか。

○政府委員(吉田正輝君) 現在のところ無額面株

式を発行している銀行はございません。

○和田静夫君 とにかくいいんですよ。ないやつ

をこういうふうに言つんだ。これを機会に無額面

株式を発行したいとする金融機関が出てくると考

えただけですか。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほども後藤田長官から申し上げたかと思ひますけれども、ただいま金融の自由化が進行しているわけでございます。そ

して銀行につきましてもいろいろと業務規制を緩和していく、あるいは自己資本の充実ということ

で、資本調達の多様化などにつきましては私どもせっかく意を向かせているところでございます。
○和田静夫君 私はどうも意味がないと思う、ほんどの意味がない。

同じことは信託業法そのものでも言えるんだと思つてゐるんですよ。この法律に基づいて免許を受けた信託会社というのは幾つあるんですか。

○政府委員(吉田正輝君) この法律に基づきまして免許を受けているものはございませんけれども、実は信託業務は、普通銀行ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律で兼営許可を得た普通銀行により行われてゐるわけござります。兼営法におきま

してこの信託業法の主要な部分を準用しております、これら信託銀行の信託業務はこの信託業法に根柢を有しているというところで信託業務の基礎をなしてゐるというところでござります。この兼営ニ関スル法律の中で信託業法の業務内容を多数準用いたしまして、それに基づいて普通銀行が信託業務を兼営していくという形になつてゐるわけでございます。

○和田静夫君 信託業法の存在の意義というのをどういうふうにお考へになつてゐるか、きょう時間がありませんから、久しく大蔵委員会にも出てやります。

○政府委員(吉田正輝君) 一つでございます。

○和田静夫君 そうですね。それだからゼロであ

すよ、大蔵大臣。要するに、あなた方は民活、民

活とおっしゃるけれども、内需の拡大とか経済摩擦の解消に役立つとはとても考えられない。考え方

られません。おやりになるのまで否定しませんけれども、実効性はほとんど期待できない。考え方

は、そういう意味で新しい資本の調達方法が導入できるといふことは資本調達の多様化につながるもの

といふに評価しているわけでございます。

○和田静夫君 私はどうも意味がないと思う、ほんどの意味がない。

同じことは信託業法そのものでも言えるんだと思つてゐるんですよ。この法律に基づいて免許を受けた信託会社というのは幾つあるんですか。

○和田静夫君 金子長官に答弁求めたつもりだったんだけれども、総務厅長官がお立ちになつたわ

けです。

それじゃ今の答弁を受けて厚生大臣。きょう午前中いっぱいかけて随分いろいろお話し合いしま

した、医療法についてですね、きょうも論議をしました。これだけのこと行政事務が簡素化されるのかどうか、何人分の事務が軽減されますか。

○政府委員(内藤清利君) 医療法の関係につきましては、病院の病床数を減少する場合に、従来許可

を必要としておりましたものを届け出に改めるという改正が盛り込まれてござります。これにつきましては、数件のサンプル調査をもとに全国的に事務量を推計いたしますと、年間百ないし二百件程度であるかと思います。したがいましてその

○和田静夫君 何人分に該当するのだろうというふうに考えてみると、これも余り効き目がない。

○政府委員(吉田正輝君) 本当に時間がなくてやります。

○和田静夫君 そうですね。それだからゼロであ

す。

○政府委員(北川定謙君) 旅館、興行場等の営業の相続の場合においては、施設、設備に全く変更が生じないにもかかわらず改めて許可を必要とすることは業者の負担になつてゐるという考え方から、負担軽減を図る趣旨で今回の改正を行つたわ

けでございます。このような規制緩和によりまして申請者側の申請手続に要する労力などを省くと

いうことができるわけでございまして、営業承継に伴う営業の開始がより円滑になるものと考えら

れるわけでございます。

○和田静夫君 私はそれ自体余り否定しませんけれども、ちなみに公衆浴場の営業承継というのは年間幾らあるんですか。

○政府委員(北川定謙君) 公衆浴場だけで見ますと、年間に新規の許可が約千五百件程度と、こう見ておるわけでございますが、その中で実際に承継のケースがどのくらいかというのではなくか的確な数字を持ってゐるわけではございませんが、約二百七十件くらい、こう考えておるところでござります。

○和田静夫君 運輸大臣が見えない。一番先に始められた、運輸大臣が来ない。労働大臣は今見えた。労働大臣の時間に合わせてすべての大臣に並んでからって十分間で全部上げるという事になつてゐるんですよ。せっかく気配りして全部の大臣がそろう時間まで決めてあるんだ。

○委員長(鶴長友義君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鶴長友義君) 速記を起こしてください。

○和田静夫君 それじゃ運輸大臣に伺いますが、タクシーの運転者登録原簿の登録事項から本籍に

関する部分を削除する、結構なことです。しかし、それは民間活力とどうつながるんですか。

○國務大臣(山下徳夫君) 運輸省いたしまして

ございませんけれども、登録申請を行う者の負担

は軽減されるものと考えておる次第でございま

す。

○和田静夫君 そういう程度なんですね。各省みん

なそん程度なんですね。

大型ジェット機に航空機関士を乗組ませなく

てもよいようにする。最近の日航機の事故から考

えてみて、これは大変危惧されるんです。飛行機の事故事例を見ますと、むしろ人間のうつかりミス、ケアレスミス、そういうものも発生している

わけでしょう。それが事故につながる。フェールセーフという言葉が無力になつて、いかに機械が発達しても最後は人間であると私は思う。最近のたび重なる事故の教訓からするなら、これは

極めて軽率な対応だと言わなきやならぬと思って

いるんですが、いかがでしよう。

○國務大臣(山下徳夫君) この問題につきましては、今国会において議論の一つの焦点となつてま

いりまして、私も再三にわたつて御答弁申し上げてゐるところでございますけれども、この法律が

できましたのは昭和二十七年でござりますから、既にそれから三十数年たつております。航空業界は日進月歩でござりますし、當時民間機として常

用されておつた機種というのはほとんどない現状でござります。したがいまして、日進月歩でそれぞれ改良され、合理化されてきているということ

から、ただ単に発動機の数であるとか重量だけでもつて三人乗らなきやならぬとか、二人乗らなきやならぬということはいかがなものであるか。場合によつては、四発でなくとも三発であつても三

ては一人しか乗ってない飛行機もいろいろござります。ですから、そういう一つの大小だけで簡単にやるべき時代ではないという見地に立って、今回はより合理化するという意味においてこの法律の改正をお願いしているわけでございます。

○和田静夫君 私はここだけはどうも納得できないんですよ。幸か不幸か私も参議院の教育・文化視察団で行きました、最後サンフランシスコから飛んで、日本ではニュースになりませんでしたけれども、サンフランシスコ空港が始まって以来、日航機がいわゆる大型ジャンボ機になつて初めて第四エンジンがとまつて引き返した。したがつて、林健太郎博士を团长とする我々一行は一日おくれて帰ってきた。そういう経験をこの間したばかり。そうすると、ジャンボ機一回落ちれば五百人以上でしょ。こういう状態のことがあるので乗員を一人減らす。五百人の生命と考えてみる。この部分というのは今のようなお話を次元が違うわけでありまして、これは十分に考えながら撤回をすべきことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 技術部長も来ておりま

すが、私から答弁申し上げます。

○和田静夫君 技術部長で結構です。

○政府委員(大島士郎君) お答えいたしました。

ただいま御指摘の五百人乗りのジャンボから航空機関士をおろしてもいいのかという趣旨かと思ひますが、私ども現在飛んでおりますジャンボジョンボットあるいはその他の飛行機は、既に航空機関士が安全運航上必要と認定された航空機でござりますので、このような現在のタイプから機関士をおろすということは考えておりません。ただ、技術の進展が、現在の状況におきましては、電子技術あるいはコンピューター技術を航空機に導入し、大型機であっても操縦士二人のみで操縦できる、これを安全に運航できることが証明される、そのような飛行機の出現が見つかる。こういうような状況を踏まえまして、現在の外的な要素で定めております航空機関士乗組みの要件を合

理化、したがいまして削除いたしました。今後各機種ごとに航空機関士の乗り組みの是非を審査していくこう、こういう趣旨のものでございます。

○和田静夫君 約束で、運輸大臣はさつき口程の狂いがありましたからお待ち願つて、ほかの大臣を済ましてしまいます。この法律の関係各大臣すべてにお尋ねをいたします。

この法律は民間活力にほとんど、幾つかの事例を挙げながら、役に立たないということを私は立証したつもりなんですが、経済摩擦の解消にはほとんど効果がないんだと思うんですけれども、総務省長官の答弁と私の認識とはそこでは違いがありますね。逆に幾つかの問題ある措置が盛り込まれていると実は思うんです。自己認証制度を幾つかの点で導入しようとしているわけですね。これは中には国民生活の安全を脅かしかねないものがあるわけでありまして、各大臣、担当の個々についてその安全性をいかに担保されるのか、それぞれお答え願いたいんです。

それからもう一つのガス事業法の改正につきましては、ガス瞬間湯沸かし器、ガストーブあるいはガスバーナーつきふろがま等々の六政令指定品目のうち、第二種にされたものは自己認証にしてやつて、第一種と第二種を区別いたしました。第二種については自己認証制度を導入しようとしていることになります。

○国務大臣(左藤憲君) 無線機器の関係の日米電気通信、MOS協議につきまして、ことしの六月からずっと会合を開いてまいりました。今後、専門家のレベルの中で協議をさらに継続することにいたしておりますが、米国は無線設備の技術基準適合証明の審査手続において外国メーカー作成のデータを受け入れるということを提案してきたおりませんけれども、我が国としては現行制度の趣旨を踏まながら申請者の負担軽減、それから行

政事務の簡素合理化を拡充するとともに、電波の利用秩序の維持、電波の一層の利用促進を図ることで、この法律改訂において、從来政府認証、検定とか登録、型式承認が義務づけられていた製品の一部について、国による検定等の事前チェックを不要といたしまして、一定事項の届け出を行なうことによって必ずからの責任で安全性の認証を行うことができるシステムを導入するわけでございます。

○和田静夫君 それではまだありますけれども、他の問題を少し続けます。

○國務大臣(古屋亨君) 私の自治省関係は、自己認証にいたしましたのは消防ポンプと消防用の吸

球用ヘルメット、炭酸飲料瓶詰、乳幼児用ベッド等々の八品目のうち第一種と第二種を区別いたしました。第二種について自己認証制度を導入しようとしておりますのは、消費生活用製品安全法の関

ついて行うものでありますので、私はそういうことについて問題がないと思いますし、さらに個別に落成検査によつてその性能が我が国の技術基準に合致しているかどうかチェックする、こういうことをするわけでありますので、御心配の点はない、このように考えております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 通産省関係でお願いしておりますのは、消費生活用製品安全法の関

ととともにしているが、まず現在の日本の国情といふものを十分踏まえて、そして安全公害防止の観点から解決しなきゃならぬ、このように理解しております。

○國務大臣(山下徳夫君) 私の自治省関係は、自己認証にいたしましたのは消防ポンプと消防用の吸管を考えております。いずれも消防機関が使用するものであります、事前検査がなくても安全の確保上差しつかえないと考えまして自己認証にしたものでございます。

それからもう一つのガス事業法の改正につきましては、ガス瞬間湯沸かし器、ガストーブあるいはガスバーナーつきふろがま等々の六政令指定品目のうち、第一種にされたものは自己認証にしてやつて、第一種と第二種を区別いたしました。第一種については自己認証制度を導入しようとしていることになります。

○和田静夫君 それではまだありますけれども、他の問題を少し続けます。

○國務大臣(古屋亨君) 私の自治省関係は、自己認証にいたしましたのは消防ポンプと消防用の吸

球用ヘルメット、炭酸飲料瓶詰、乳幼児用ベッド等々の八品目のうち第一種と第二種を区別いたしました。第二種について自己認証制度を導入しようとしておりますのは、消費生活用製品安全法の関とについて問題がないと思いますし、さらに個別に落成検査によつてその性能が我が国の技術基準に合致しているかどうかチェックする、こういうことをするわけでありますので、御心配の点はない、このように考えております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 通産省関係でお願いしておりますのは、消費生活用製品安全法の関

ととともにしているが、まず現在の日本の国情といふものを十分踏まえて、そして安全公害防止の観点から解決しなきゃならぬ、このように理解しております。

○國務大臣(山下徳夫君) 輸入自動車の自己認証制度につきましては、まだ運輸省としては決定していないところ、どういった趣旨のものでございます。

○和田静夫君 約束で、運輸大臣はさつき口程の狂いがありましたからお待ち願つて、ほかの大

いたしまして、契約事務の総点検の実施、二つ目といたしまして官房会計課監査室の設置を要求する等、監査体制の大幅な強化等により今後再びこのような事故の発生することのないように努めてまいりたい、かように考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○和田静夫君 特定企業との関係というのは公務員の場合公正でなければなりませんから、起こったこの事件につきまして労働大臣が厳正に対応されると思うのですが、何かお考えありますか。今おのれはわかりましたけれども、問題の当事者たちに對しては今以外のこととて何かお考えになるわけですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 先ほど申しましたように、事務次官のところに総点検の作業の過程において、それぞれ責任者等につきましては厳正に措置を含めて考えなければならないといふとござります。

○和田静夫君 総務厅長官、今回の事態のことを聞こうと思いませんが、どうも企業と省庁とのこのような関係が他省庁において皆無であろうかと

いうことも考えるのですね。そこでこれを契機として他山の石しながら総務厅としては省庁全般に特別に何か対応されるお考えがあるわけでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今の労働省の事柄についての関連の御質問だと思います。ああいうことはあってはならぬと思いますが、ただ各省庁とも、今実際私どものような長い経験のある者から見ればみんなそれぞれに注意しているのですよ。注意しているのですけれども、だんだんとそれに気がきてしまつて、絶えずそれをチェックしていくということがやっとすればおろそかになります。そういうことがやっとすればおろそかになります。そういうところからいろいろな事故が起きる。したがつて、これを防ごうと思えば相互牽制、これの仕組みを各省庁で見直していくだけと云うことが実際的な効果があるのじやないか。しかし相互通制の仕組みをしてもなれがくると事故が起きるということですから、そこはそれぞれの幹部が

時々留意して、あれはどうなつておるといったような注意喚起が必要であろう、これが実際的な解決の方法ではないか、かように考えるわけでござります。

○和田静夫君 それでは運輸大臣、八月のあの日航ジャンボ機墜落事故で尾翼のおもしに劣化ウランが使われていたということが明るみに出ました

ね。その後この情報がちょっとストップしておるわけです。世間で忘れたんではないかといふふになつてゐるんですが、私はこれは無視できぬ重要な問題を含んでゐると思うんです。

第一に、運輸省、ジャンボ機のどの部位に幾つ劣化ウランがついているんでしょうか。大臣ではなくて結構ですがね。そのうち回収されたものはど

はどうなつたと推定するのか。それから未回収の部分は、墜落現場付近の密集した山林中に墜落してい

るのではないかと推定いたしております。

未回収劣化ウランの状況につきまして、墜落現場付近で散乱し回収された劣化ウランのバランス

エートが健全な形状であったところから見まし

て、装着時と同様な形状で存在しているのではなか

いかといふふうに考えております。

○和田静夫君 僕は、劣化ウランは極めて毒性が高い危険な物質でありますから、未回収部分につ

いてもこれは早急に捜査すべきだと思うんです。

○政府委員(大島士郎君) ただいま御質問の劣化ウランの取り扱いに関しましては、これは科学技

術省の原子炉規制法に基づいて管理されているものでございます。

ただいま御質問の、当該事故機のどういう部分

に劣化ウランのバランスウエーツ、おもしでござ

いますが、がついていたか、これにつきましては、垂直尾翼、方向舵の関係で十二個、それから

水平尾翼、これは昇降舵の部分でござりますが、

これが左右に合計八個でございます。四個ずつのが八個でございます。

回収の状況につきましては、垂直尾翼の関係

は、相模湾に垂直尾翼が落ちてゐるらしいといふことでございますので、これは回収に至つてござ

いません。水平尾翼の関係につきましては、八個のうち三個が未回収であるというように科学技術

部が報告を受けているということでございま

す。

○和田静夫君 あとは科技厅ですか、未回収の部分の推定というのは。

○政府委員(辻栄一君) 回収されていない劣化ウランのうち垂直尾翼の部分に装着されておりまし

た十二個、約百二十三キログラムにつきまして

は、運輸省事故調査委員会の経過報告によります

と、垂直尾翼の一部は相模湾あたりに落下した可能性があるとされておりますので、劣化ウランも

これについて相模湾に墜落しているのではないかと推定いたしております。また左水平尾翼部分に

装着されておりました三個、約四十五キログラムは、墜落現場付近の密集した山林中に墜落してい

るのではないかと推定いたしております。

未回収劣化ウランの状況につきまして、墜落現

場付近で散乱し回収された劣化ウランのバランス

エートが健全な形狀であったところから見まし

て、装着時と同様な形狀で存在しているのではなか

いかといふふうに考えております。

○和田静夫君 僕は、劣化ウランは極めて毒性が

高い危険な物質でありますから、未回収部分につ

いてもこれは早急に捜査すべきだと思うんです。

○政府委員(大島士郎君) 両方ともですが、土壤汚染の関係で山林中の

部分は御巣鷺山周辺を広く調査しなきゃいかぬの

じゃないですか。然えて周辺に飛散したというこ

とも考えられることは考えられますか、今言われ

たとおり、墜落地点だけではなく周辺地域を広く調査することによって、原形をとどめているか

もしかるわけでしょう、今言われるようになります。これは安いからというだけのこととこの

ところ使つてゐるわけですが、日本の空を飛んで

いる航空機のうち劣化ウランを部品として積んで

いるのはどういふ飛行機ですか。

○和田静夫君 そのところは大変疑問です、私

ももちろんアマチュアであります。こういう危険の度合いは別といたしましても、とにかく危険な状態の物質が飛行機の部品として使用されてしまう。ほかにかかるべきものがなんなら話は別であります。これは安いからというだけのこととこの

ところ使つてゐるわけですが、日本の空を飛んで

いる航空機のうち劣化ウランを部品として積んで

いるのはどういふ飛行機ですか。

○政府委員(大島士郎君) お答えいたします。

劣化ウランを使用しております航空機は、ボイング747、DC10、これはダグラスでございま

す。それからロッキードのトライスター、現在日本では三機種でございます。

○和田静夫君 それで全体何機ですか。

○政府委員(大島士郎君) 747が四十八機中三十五

機、ダグラスのDC10は二十機全機でございま

す。ただいまのは日本航空の分でございます。全

日空の分としましては、747が九機、それからトライ

スターが十一機、さらにアジア航空の747が一機

というような状況になつてござります。

○和田静夫君 そうですね、そういう状態であります。

これは整備士の被曝のおそれというのはないん

ですか。

○政府委員(辻栄一君) 日本航空の整備士の劣化

ウランによる被曝につきましては、日本航空にお

いてボケット線量計を装備させましてこれによ

て被曝管理が行われているわけでございます。私どももその結果については報告を受けているところでございます。

この報告によりますと、日本航空の整備工場におけるおきまする整備士の被曝線量は、許容被曝線量としては法定で三ヵ月三レム以内ということになつてゐるんですが、これを大幅に下回つております。

○和田静夫君

万全の注意を払つても日航機のような事故が発生するわけですから、私は、危険性が若干でも存在する以上、他の金属にかえる、そういう指導をすべきだと思う、代替金属が先ほども言つたようないわけですから。

したがつて、技術的に不可能なことではないわけですから、そういうような指導というのを強められることを、運輸省、運輸大臣、お考えになりますか。

○政府委員(大島士郎君) このそれぞれの機種の部品と申しますのはメーカーによつては劣化ウランからタンクステンにかえつてあるメーカーもございます。特にボーリングの77では今後タンクステンのウエートがあえていくものと思っております。

○和田静夫君 運輸大臣、結構です。

さて、本題に戻りますが、内需拡大という点からアクションプログラム等がほとんど意味をなさないんじやないかということを私は指摘したんですが、

【委員長退席 理事大島友治君着席】

そこで為替レートですね、景気政策の議論をしておかぬきやならないと思ふんです。

まず、円レートです。政策的には頑張つて円高に持つていつているわけですが、押さえどころといひますか、おさめどころといひますか、円安相場になるのではないかと考えますが、これは大蔵大臣と日銀の見解をまず承ります。

○政府委員(行天豊雄君) 九月二十一日に五ヵ国蔵相会議が行われます直前の為替相場は、「ドルが二百三十八円五十銭でございましたが、御承知のとおり、現在約二百三円台になつております。」御指摘のとおり、五ヵ国蔵相会議の直後は、各國と共同いたしまして我が国におきましてもかなりの介入を行つたわけでござりますけれども、その後、私ども見るところでは、マーケットが次第にだんだんと自律的かつ合理的な判断であつて相場を形成するような状態ができるかつておるんじゃないかななどいう感想がしておきます。現に、最近では通貨当局によります介入ということも行っておらないわけでございます。したがいまして、現在の相場がどの程度安定したものかというのは、なかなかこれは確信を持つて申し上げられませんけれども、少なくとも五ヵ国蔵相会議以前の状態に比べますと、かなり市場の判断というものは合理的になり、その限りにおきましては、現在の相場水準といふのはそれだけ安定性を増しておるんじやないかというふうに考えておるわけでございます。したがつて、現在の相場水準が通貨当局の介入その他の措置によつて人为的に形成されのが私どもの考え方でございます。

○参考人(三重野康君) 私どもの考え方、今國際金融局長がお答えしたと同じことでございますが、申すまでもございませんが、為替相場といふのは為替の需給バランス相場観というふうで決まるといふふうに思つております。その相場観自身がごく最近大分落ちついてまいりました。もちろん、まだいろんな情報に過剰に反応するところもありますので、すっかり落ちついたといふふうにあります。また、その相場観が落ちついてることが相場自身もまた安定するといふふうに考えまして、そういう状態に今一步ずつ近づきつつあるのではないであります。

○和田静夫君 行天さんもあるいは大蔵大臣も二

【ヨーク入りされたときにちょうど私もいました】

そういう観測といふのは、これはもう民間調査機関の幾つかは予測していますから、どれを読んでみても私の言つている方向だと思ふんですが、経常収支の膨大な黒字が続くだらうということ、このところは大蔵、日銀はどういうふうに展望されるんですか。

○政府委員(行天豊雄君) 経常収支は、今年度につきましては、年初に政府見通しをつくりました際には三百四十億ドル程度といふうに考えておられたわけでございます。その後、御承知のとおり、一つにはドル高によつて我が国からの輸出が出やすい状態にあつた。それを反映いたしまして、対米、对中国等の輸出が好調であつたこと、あるいはまた我が国が非常に大量に輸入しておりました我が国が非常に大量に輸入しております原油等の一次産品価格が非常に低調であったために輸入が伸びなかつたといふふうなことで、御指摘のとおりかなり黒字幅が広がつております。

ちなみに、本年度に入りまして、四月から十月までの七ヵ月間に経常収支の累積は三百十億ドルということになつておりますので、今年度が最終的にどのくらいの黒字になるか、また明年度の黒字がどのくらいか、実は目下作業中でございますのでちょっと数字を申し上げる段階に至つております。

○参考人(三重野康君) 先生のおっしゃったとおり、大蔵大臣は実に巧みに隠していましたからわかりませんでしたがね、行天さんが来られることがあります。そこでいろいろ勉強させてもらつたんでは、そのときにも言ったんですけれども、問題は、為替レートの予想にあるんじやないんだと思はんで。そこで私が何を改善されるとかといふ点にあるんだろうと思ふんです。仮に五百億ドル近い黒字を抱え込むことになるでしょう。

【理事大島友治君退席 委員長着席】

○政府委員(行天豊雄君) 経常収支は、今年度に

つましましては、年初に政府見通しをつくりました際には三百四十億ドル程度といふうに考えておられたわけでございます。その後、御承知のとおり、一つにはドル高によつて我が国からの輸出が出やすい状態にあつた。それを反映いたしまして、対米、对中国等の輸出が好調であつたこと、あるいはまた我が国が非常に大量に輸入しております原油等の一次産品価格が非常に低調であったために輸入が伸びなかつたといふふうなことで、御指摘のとおりかなり黒字幅が広がつております。

○和田静夫君 各機関の予測といふのは、大体五十億ドルぐらいいの程度のばらつきがありますけれども、総じて、為替相場が円高であつても経常収支黒字は大きいと、そういうふうに出てくるといふことです。すると来年度も再び貿易摩擦が再燃してくるんじやないだろか、そういうふうに思つたんですが、大蔵大臣どうです。

○国務大臣(竹下登君) 今、行天局長それから三重野副総裁からお答えがありましたように、今、円建ての分は換算レートが上がりりますし、ドル建

ての競争力のあるものは値上げをしますし、よく言われるJカーブというのが効きますから、短期的には私はまさに縮小するとは思つております。

○参考人(三重野康君) あくまでも中長期的な課題だ。

そこで、恐らく和田さんのおっしゃるのは、そうすると、よく外貨は暦年で物を判断しがちですから、一月ごろになれば暦年のものがおおむね出てくる、そのなると、そこでもう一遍大きな批判が出てくるじゃないか、こんな懸念もお持ちじゃないかといふふうに思います。そして今度はサミットごろになりますと年度の分が出てまいりますが、そのときもJカーブ効果がまだ効いておる段階じゃないかな。こういうふうに考えますと絶えず、今御審議いただいておる規制緩和法、ある

いは、きょう本院で委員会で議論していただきました。した関税の引き下げとか、そういうものを態度で示すことによって理解を得ていかなければなりませんか。我が国にとって経済全体からして悪いことは必ずしも言えないにしても、仮に油が一ドル下がればまた十四億ドルぐらいこちらからの輸入がそれだけ少なくなるわけですから、それ�数字の上の改善という面から見れば我が方から見ていい要素ではありません、経済全体の問題は別といたしました。

そういうことになると、確かにサミットの際にもこの問題は大きな関心を呼ぶ課題ではあります。しかし、それまでに例えれば、余り役に立たぬじやないかと言われましょうとも、この一括法を議了していただきたり、また関税の一括引き下げの問題がきちんとしたり、そして内需拡大の効果が、まあ経済企画庁の試算で二十億ドルとはいうものの、それが、十月発表いたしまして、一年間の効果とはいえ、そういうことに対する理解が深まりすることによって、私はいわゆるみじめなサミットになるというふうには考えておりません。またそちらしてはならぬというふうに思つております。

○和田静夫君 私は、円レートだけではこの貿易摩擦は解決できない、それからアクションプログラムでも大して期待は持てない。円レートだけで解決しようとするのであれば、恐らく百五十円台の超円高が必要となるだろう、しかしそれは日本経済を文字どおりの円高デフレに陥ることになる。したがつて、こういう問題を解決するには、アメリカの財政赤字の解消あるいは削減、積極的な財政・経済政策、そして適切な市場開放が必要、こういうことにならうと思ふんですね。大臣として経企庁長官、そういう認識でいいですか。

○國務大臣(竹下登君) このG5におきまして、大臣として、附屬声明の中で、今おっしゃいましたよ

に、アメリカの果たす役割というのは、財政赤字の削減と、それに伴うところの高金利是正である。

○國務大臣(竹下登君) これはG5といいますか。

Sのシミュレーションの結果を引用なさいましたけれども、それぞれの持ります計量モデルを使って推計をするわけでございますが、計量モデルによつていろいろ違った数字が出てくるということ

が最終的には一番大事なことだという問題意識はおおむねひとしくしております。ただ、円・ドルレートあるいはドル以外の通貨が高くなつてきますから、それに沿つた施策を着実に行うことが最も重要なことはあります。これが先ほど来ておるわけございますが、これが先ほど来ておるわけございますように、不安要素はござりますもの、自律的に今日各国のファンダメンタルズを適正に反映した姿が定着しつつあるというふうに見ますので、このことが危険要素ではなく、バランスの要因の大きな要素の一つではある。しかし、題意識はひとしくしております。

○國務大臣(金子一平君) 今大蔵大臣からお答えになりましたのと全く同様でございまして、アメリカ自身が、財政赤字による高金利が今日の日本の貿易黒字の主たる原因であるということをベーカー財務長官になりましてからはつきり認めて、

ああいうG5における結論を出したわけでございまして、先ほどいろいろ議論ありましたけれども、円・ドルレートの是正というものが出てきるということは、私は米国でも議會、政府ともにこれに対して非常に真剣に取り組んでおる

ところが難点として、十月十五日に政府は「内需拡大に関する対策」を決定されました。この対策で幾ら黒字が減るんですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) 十月十五日に経済対策閣僚会議で決定をいたしました内需拡大策の効果でござりますけれども、我々のあらゆる努力の総合によって漸次この問題を片づけていかなきやい

ます。大臣からお答えいただく前にちょっと補足して答弁させていただきました。

○國務大臣(金子一平君) 今計数的な説明は赤羽局長がやつたとおりでございますが、今度の内需拡大策、アクションプログラムの策定によって日本の経常黒字ないし貿易黒字がそう簡単に減らないじやないかという御指摘、まさにそのとおりだと思います。これは相手国の売り込みの努力が必要でございますし、同時にまた我が方の受け入れ体制も必要でございます。

初めこのアクションプログラムを取り上げまし

た当時は、アメリカのホワイトハウス筋は、アメ

リカ市場において日本品が扱われる同じような状況にアメリカの商品を日本市場で置いてくれ、

その平等の原則、互恵の原則を貫いてもらえば恐

らく大部分の不満は吹っ飛ぶんじゃないかな、アン

フェアな扱いをするという批判に対し日本政府

側は要求し続けるといいますか、そういうことをやつたつていいんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) ただいま日経NEDSのシミュレーションの結果を引用なさいました

ことによって理解を得ていかなきやならぬで示すことによつて理解を得ていかなきやならぬで示すことはありますか。我が国にとって経済全体からして悪いことは必ずしも言えないにしても、仮に油が一ドル下がればまた十四億ドルぐらいこちらからの輸入がそれだけ少くなるわけですから、それ�数字の上の改善という面から見れば我が方から見ていい要素ではありません、経済全体の問題は別といたしました。

そういうことになると、確かにサミットの際にもこの問題は大きな関心を呼ぶ課題ではあります。しかし、それまでに例えれば、余り役に立たぬじやないかと言われましょうとも、この一括法を議了していただきたり、また関税の一括引き下げの問題がきちんとしたり、そして内需拡大の効果が、まあ経済企画庁の試算で二十億ドルとはいうものの、それが、十月発表いたしまして、一年間の効果とはいえ、そういうことに対する理解が深まりたりすることによって、私はいわゆるみじめなサミットになるというふうには考えておりません。またそちらしてはならぬというふうに思つております。

○和田静夫君 私は、円レートだけではこの貿易

摩擦は解決できない、それからアクションプログ

ラムでも大して期待は持てない。円レートだけで

解決しようとするのであれば、恐らく百五十円台

の超円高が必要となるだろう、しかしそれは日本

経済を文字どおりの円高デフレに陥ることにな

る。したがつて、こういう問題を解決するには、

アメリカの財政赤字の解消あるいは削減、積極的

な財政・経済政策、そして適切な市場開放が必

要、こういうことにならうと思うんですね。大臣として経企庁長官、そういう認識でいいですか。

○國務大臣(竹下登君) このG5におきまして、大臣として、附屬声明の中で、今おっしゃいましたよ

一応、附屬声明の中で、今おっしゃいましたよ

う。

○和田静夫君 今大蔵大臣言われましたように、

このG5でアメリカの財政赤字の削減が約束され

たことになつておるわけですから、このところの実行の担保をどうするかということですね。両大臣のお言葉がありましたが、もっと強く日本の

わざわざ九億ドルではこれはもう砂漠にバケツで水

くまくようなものですよね。この辺、経済企画庁長

ラムによつて関税・非関税障壁を片づけることに
しました。関税は世界一水準が低いところまで來
たと思ひますし、アタシヨン・プログラムによる非
関税障壁もアメリカ市場並みになつたと思ひんで
すが、だからといってすぐ黒字が減るわけじやな
いものですから、今度はアメリカの議会筋、業界
筋ではなぜ黒字を減らさないんだ、黒字が減らな
い以上は日本の対応は手ぬるいと言わざるを得な
い。こういう批判を加えているわけでござります
けれども、ホワイトハウス筋は大体我々の努力を
多としてくれておる。先般EC各国参りましたけ
れども、EC委員会でもそのことは、私どもが相
当思い切つた説得をいたしましたし、ある程度了
解してくれておるよう考へております。

○和田静夫君 時間がなくなつてしまひましたの
で、少し主張を言いながら御見解を承りますが、
結局、本格的な内需拡大策が必要なんでしょうと
思つてゐるんですよ。アタシヨン・プログラムとい
つても本当のアクションにはなつてないと私は
感ずるものですからね。一つは財政金融政策の支
えがなければ内需拡大は無理だ、この認識なんで
す。金融政策について考へれば協調利下げが必
要だらう。アメリカは恐らく来年にはリセッション
に入るでしよう。そういう点から考へてみますと
協調利下げの条件は整いつつあると思うんです
ね。内外金利差を拡大せずに利下げを行う環境が
つくられつつある。ここのことろを大蔵大臣にし
ても日銀总裁にしても、国際会議で大胆に積極的
に協調利下げを提唱すべきだらう、こういうふう
に私は思います。

それからもう一つは、来年度の経済見通しを經
企庁四%に乗せたいということであれば、そろそ
ろ財政の出番を考えてもいいんじゃないだらう
か。この財政の出番をどういうふうに考へるの
か。

そこで建設大臣、積極的に財政によつて内需拡
大を図るということについて、ちょっとお風邪を

○國務大臣(木部昭佳君) 私どもといたします
いうふうに考えるか簡単に答えてください
と、今御指摘いただきましたようには、社会資本を
計画的に整備するということが非常に大事な面
の課題である、そういうふうに受けとめさせてい
ただいておるわけであります。したがつて内需の
拡大を図るために公共事業の積極的な推進とい
うものが非常に大事である。それを私どもといた
しましても非常に強く望んでこの予算編成その他
に対しましていろいろお願ひをいたしておるところ
でございます。
また、当面の対策といたしましては、国庫債務
負担行為の活用であるとか財政投融資の追加と
か、また災害復旧の速やかな実施であるとか、公
共投資の拡大のための住宅金融政策、そうしたも
のの拡充や追加によりまして、民間投資の意欲を
大いに一緒になってお願いできるようなそういう
道をみんなでつくっていかなきゃならぬ、そういう
ふうに実は考え、またそれをお願いを申し上
げているわけでございます。
六十一年度の予算編成に当たりましても、厳し
い財政状況の認識は私ども持つておるわけでござ
いますが、国債の有効活用であるとか、また財投
の活用を図つていただくとかというようなそういう
ものを考え、また同時に民間活力の導入にいた
しましても、できる限りそうした内需の拡大の振
興のために大きな一つの道標が生まれるように努
力してまいりたいと、かように考えておる次第で
あります。
○和田静夫君 もう結構です。
今のが融通政策、財政政策について私が述べたこ
とにに対する見解があれば、後で総括的に大蔵、經
済企画庁、両大臣からもらいますがね。
もう一つ、日銀の現在の短期金利高目誘導策で
すね、これは内需拡大政策、内需拡大にとって足
かせになるんじやないだろかと私は考えている
のですが、そういう危険があるんじやないだろう
んですが、

は経企庁ででしょうが、金利の高目誘導がそういうデフレ効果を持つていて、これは否定されないんだろうと思うんですね、これが一つ。それから、そうしますとますます協調利下げが必要になつてくるわけでして、日銀に伺いたいんですけど、金利高目誘導をやめる、そのために協調利下げを提倡するというようなことについてはどうでしょうか。

○参考人(三重野康君) 短期金利の高目誘導と新聞などに書いておりますが、より正確に申しますと、最近の金融市場の非常にきつ目の自律的な引き締まりをそのまま出して居るということが実情でございます。と申しますのは、本年度に入りました約八ヵ月たつたわけでありますけれども、資金需給のしりは昨年度の同期に比べて約四兆引き締めになります。これは主として財政資金の揚げ超によるものでありまして、それをそのまま出しているというのが実情でございます。

なぜそういうことを始めたかと申しますと、一
つは、これは先々月、先月の債券市況の非常な過
熱ぶりに対処したものであります。例えばござ
いますけれども、債券市場の指標銘柄といわれま
す六十八回債、これは九月は二日に一遍、十月は
一日に一遍ぐるぐる回転する、そういうふうな非
常な過熱ぶりでございました。そういう過熱ぶり
は私どもによりまして二つ大きな問題がある。
一つは、それだけ過熱したものは必ず反動が出
ます。反動が出ると、それは銀行並びに証券会社
の経営の健全性を害するということが一つ。
もう一つは、せっかくアメリカの金利がやや下
がりぎみになつて内外の金利差が縮小しつつある
のにもかわらず、長期金利だけがそういうふうな
に不当に値段が上がり、利率が下がりますと五%
ぐらいまで拡大します。これは円高に持つていこ
うとするのに非常に都合の悪い状況。

に、金融引き締めをやっているわけではございません。したがって、これをずっと無限に続けるといふわけにはいかないわけでございまして、現在は内外の金利動向、それから円レートの推移、それを注意深く見守っているということをございます。

それに関連しまして、先生が協調利下げのことと言われました。確かに先生のおっしゃるとおり、アメリカの金利が下がってくれますと、それは内外金利差の縮小を通じて円レートにも非常に好影響を与えます。そしてまた我が国の金融政策の選択の幅を広げることにもなりますので、私どもはそれを非常に歓迎するわけでござりますけれども、ただ金融政策というのはそれぞれの国の固有の金融・経済情勢に従つて行うものでございまして、協調利下げというのはややそういった点からはなじまない、実行不可能なことではないかと思いますが、いずれにしろ、先生のおっしゃるところより、向こうの金利の下がることを大いに期待しているわけでございます。

○和田静夫君 もう時間なくなりましたから、ほかの通告してあることはまた機会があれば論議をさせてもらうことになります。

最後に、金融政策に入りましたので、こういう観点から平和相互の問題を若干論議しておきたいんです。

市場開放と並行して金融の自由化が進行しているわけです。金融の自由化、とりわけ金利の自由化の進行は中小金融機関の経営、それに大きな影響を与えると思われます。中小金融機関の問題について長らくずっと統いて私は論議をしてきましたので、特に今度の事件、事件というのか、事態を見ながらそのことを思う。信用組合などの小規模金融機関などでは円高の影響があつてかなり苦しい経営を強いられている。そういう状態に今なつてきてている。そこで、大蔵省は金融業界の構造

お召しのようですから、ここだけ答弁もらつてお
帰り願いますが、建設大臣はここのことなどをどう

か。三菱銀行の試算をこの間見てみましたら、高目誘導のデフレ効果は公定歩合の一%近い引き上

そういうことを見てさつき申し上げたような短期金融市場をきつ田で運営しているわけじき

をどういうように再編成されようとしているのか、そういう問題意識から具体的な問題として平和相互の問題を少し振り返ってみたいんです。まず第一に、八月から検査に入っているのですが、大体どのくらい不良債権を抱えているのかさっぱりわからぬ、各紙まちまちであります。このところ、個別の問題だからという返答なんでしょうけれども、どの程度お答えができるんだろ

う。それから日銀に尋ねておきたいのは、ダウトフル以下が非常に多いということですが、そういうふうに受けとめておいてよろしいのだろうか。それから第三分類が千四百億円から二千億円、それから第四分類が百四十億円という数字が挙がつてゐるわけですが、おおよそそんなものだなとうふうに受けとめておいてよいのだろうか。

それから総預金量が一兆一千億円といわれていますが、これはちょっと後で論議しますけれども、いろいろの操作があるんだと思うんですが、どうも少なく見積もってもその一割以上の焦げつき債権を抱えている。これは私、銀行問題に随分長く携わってきたある意味では感覚から言つてもそうじやないだろうか。大光相銀のときを考えます、大蔵の言わておったことと私の言つていることでは私の方が結果的には正しかったわけですからね。見通しは間違いかつた。そのときに、もう幾つかありますよということを既に十年前ぐらいに言つて、そのうちの一つにここもあつたわけですからね。今明るみに出てきたわけですね。

で、不良債権はあるのですね。ここまで一応一遍答えてください。

○政府委員(吉田正輝君) 平和相銀につきましては、現在検査継続中でありますて、その実態把握に努めているわけでございます。いずれにいたしましても、この検査の内容でございますが、これは個人や企業の秘密に属する事項が大部分でござりますので、これをここで申し上げることは差し控えさせていただきたい。いずれにいたしまして

も、大蔵省は日本銀行と協力いたしつつ、預金者保護の観点から万全の態勢をとつてまいりたい、かように考えているわけでございます。
○参考人(三重野康君) 今銀行局長から申し上げたのと同じ趣旨で、まことに恐縮でございますが、個々の企業の秘密についてはこの席で申し上げられないのは残念でございますが、ただ、言うまでもなく、これは中央銀行にとりましては物価の安定と金融組織の安定、この二つが目的でございますので、自由化の波のさざ波に当たつていろいろなことが起きると思いますが、金融組織の安定といふことについては万全を尽くしたい、こういふふうに考えております。
○和田静夫君 預金量は、六十年三月まで一兆一千億円あるわけですが、その後急速に落ち込むわけですから、急速に減少しているということなんですね。これは答弁できないと思ひますが、私はこのところを一方的に申し上げておきます。

それから幾つか投書がこれに絡んで来ているんですが、資金量をどうも操作されているんではないのか、粉飾の預金を行つてゐるのはないかと言つては、反論があれば承りたいところで、私は小切手率の操作、あるいは外貨建て預金による操作があると思って大蔵省に資料要求しました。一定の資料は出てきました。それから類推して、きょうはじいていますけれども、ちょっと時間が配分がうまくいかなくて、時間がなくなくなつてしまつたからそれを言いませんが、大蔵から出していたいたい数字をもとにしてはじきました。一般論で端的に答えてもらいたいんですが、小切手率が高いということは粉飾預金の可能性が高い。これは一般論としてはそう考えておいていいですか。

○政府委員(吉田正輝君) 小切手の種類にもよると思いますけれども、例えば落ち落ち小切手とか、そういうような粉飾に操作するような小切手が多い場合にはそういうこともありますけれども、例えば落ち落ち小切手と高いうふうなことをちょっとお聞きしたいですね。
○政府委員(吉田正輝君) 時間を余りあれいたしませんけれども、このたび平和相銀は中間決算を発表しました。そのときに、銀行の健全性確保の

に存じております。

○和田静夫君 そこは論議を残しておきます。当行における論議は残しておきます。一般論のこととは極めて異例なことだと思う。通常であれば、どこに幾ら貸し付けたか、担保は幾らかといふことはわかるはずです。ところが長引いてる。簿外保証、浮き貸しなんという事実、あるいは帳簿がでたらめというような四つあるとか五つあるとかという話まで出でているわけでありまして、どの社へのものであつてみたり、ファミリー会社への融資はまた追い貸しで雪だるま式に膨れ上がつてゐるとか、考えられる多くのことをやつていらっしゃるわけですが、事実関係のディテールがいま一つはつきりしませんからあれですが、私は、乱脈經營は必ずしも小宮山さん一族だけのものではなくて、現經營陣全体の問題としてとらえるべきであると考えてゐるんです。そうだから小手先で済んだだというこにはどうもならぬと思うんです。大蔵省からいらしゃった。その会長は代表権を持つてはなかつたのなら話は別ですけれども、代表権をちゃんとお持ちになつておつた。そういうふうなものをかえただけでもつて、これはこれでもつて会長をおかえになつた。しかしその会長は大蔵省からいらしゃった。その会長は代表権を

持つてはなかつたのなら話は別ですけれども、代表権をちゃんとお持ちになつておつた。そういうふうなものをかえただけでもつて、これはこれでもつて会長をおかえになつた。しかしその会長は大蔵省からいらしゃった。その会長は代表権を

に理解しているわけでございます。

○和田静夫君 法務省おいで願つたんですけど、この平和相銀の現況というのはどういうふうに認識されましたというの報告でございますが、平和相銀の責任を明らかにしたものであるというふうに理解しているわけでございます。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。ただいま先生の御質問にもございましたように、事実関係がまだつまびらかでございませんので、これに関しまして刑事責任の面からどうこうと言うことはできない状況であるというふうに承知しております。

○和田静夫君 今の答弁で強い関心をお持ちになつておられます。この平和相銀をめぐつて国会におかれましても種々の論議がなされておりました。各種報道機関で報ぜられることにつきましては、検察当局におきましても承知しておるものと考えております。

○和田静夫君 今の答弁で強い関心をお持ちになつておられるというふうに理解しておきます。ともあれ、もう時間がありません。総括的に本来、このことよりも、もつとこれからの中自由化に伴うところのものでの対策をお聞きしたかったんですが、時間がなくなりました。そのところちょっと主張だけ申し上げておきます。

その前に、大蔵省も現経営陣と同様に私は責任が問われなきやならぬと実は思つてゐるんです

よ。これは大蔵大臣、「昨年田代現社長を会長として送り込まれた。その会長職は代表権を持つて下つて、それはいろいろのことがあった結果天です。前にも実は大蔵省から天下つてあるんです。にもかかわらず、平和相互の体質というのは一向に変わらなかつたわけです。問題銀行に対する天下りといいますか、そういう手配をしたとの効用が出てなかつた。私は長いこと東京信用金庫などかその他幾つかのことをやつてきましたけれども、天下りというばかりで、ほとんどそこのところが役に立たなかつた。それを考えてみても、東京信金を考えてみても、あるいは大光相互を考えても、そういう措置というのは全然だめだつたんですよ。それにもかかわらず、それと同じことをやつてきて、じんせん日をというような感じがしますけれども、余り非難をして言っているわけじやありませんが、今後を考える場合に、ちょっと振り返り見て少し教訓にしなきゃいかぬのじやないかという意味で言つて、十年前からここは問題があらわれていたわけですし、私も指摘をしていました。

で、同行に大蔵から役員が行かれた後も実は不良な貸し付けが行われたり融資が行わされている。ここのことろを私は非常に重要なと思っているのです。大蔵の検査が何度もその間に行われているわけですね。ところが、検査対象として二重帳簿、三重帳簿をつくつたと言っているんですが、そのことは置いておいても、とにかく大蔵出身者が行かれたけれども、その役員を通じて事実関係を大蔵省は知り得る立場にあつた、あるいは知ることができなかつたのもしれない、こういふ少し調査された後で機会を見て論議をさせていただきますが、この世間をにぎわした問題銀行に対する適切な指導、指揮というか、そういうものを行つてこられなかつたんじやないかということを大蔵大臣、私は痛切に思つてゐます。

金融自由化の進行で金融の再編成が必至の情勢にある。平和相互銀行が皮切りになる可能性がある。大蔵当局としては、平和問題と金融再編成問題を関係づけてどう展望をお持ちになるのかといふような形で教訓を導き出さなかつたならば、これはいけないのでないだらうか。可能性として都銀の吸収合併ということがある。そういう事態も今後の検討にはなるんだろうと思うのであります。が、当然そういうことも含むとして、救済方式は、関連なんですが、第一に日銀が低利融資を行われる、第二に相銀協の協調融資がある、第三に都銀その他の支援という方法。そこで、こういうような救済方式というのは今後中小金融機関の救済方式にこのスタイルが一般的なものとなつていくのだろうか、このところだけはきょう大蔵大臣に確認しておきたいんです。例えば第二の相銀相互の協調融資ということになれば、これは実害がすぐ他相銀に及ぶということでもあるわけですから、どうぞお手によつて、組合に優先的に、例えば日銀が、相手によつて、組合になるか金庫によつて違いますが、日銀がまず低利融資をやるということが常道化をしていくのだろうか、その辺のところがはつきりできるのならばはつきりさせていただきたい、そういうふうに思つています。

それからもう一つお答えいただきたいのは、救済態勢が発動されるに当たつては、これまでの乱脈経営の全責任を大蔵出身者を含めて問うこと、そして実効ある再建のプランを立てることが必要だと思うんですが、大臣、今後そういう指導がされると期待しておいてよいのだらうか。経営責任を大蔵省は知り得る立場にあつた、あるいは大蔵大臣ですが、大臣、今後そういう指導がされると期待しておいてよいのだらうか。経営責任と預金者保護を混同してはならぬわけでありますから、そのところです。

それから相互銀行が、平和相互に限りませんが、都銀と信金などのはざまに置かれている、これがよく今盛んに報道されているところです。それすると今後も平和相互的経営危機を迎えること

はこここのところは大丈夫ですかと言つておるところもありますが、それは出てくるのじやないか。このところは、きょうは大光相銀のときに幾つかのことを私言つて、すから具体的なことは申しませんが、どうもそういうことが危惧される状態にある。そこで、そういうものの見取り図をどういうふうにお書きになりながら銀行行政全体を今後おやりになつていくのだろうか、ということが大変気になります。

もう一つは、これで最後にいたしますが、中小の預金が大手にどんどん食われていつて、いますね。融資についてのスケールメリットを生かしてどんどんといっておるのですが、こういうよう

な状況は極めて問題でありますから、これは何らかの制度的歴史どめといいますか、大中のすみ分けが必要だというふうに、大臣、考へるんですね。これはどうにもならぬものなんだろうか。金融緩和の方向が……

○委員長(鷹友義君) 和田委員に申し上げます。が、大分時間が超過しておりますから御留意を願います。

○和田静夫君 今もうこれで終ります。

中小金融分野を見ますと局地的に金融タイトの状態が起つて、思われるんです。私は何も

ます。でも信用秩序維持、預金者保護で大蔵省、日本銀行、業界が対応する問題でござりますけれども、それぞれの経営危機のケースといいますのは、原因、道順、その結果等につきましては千差

万別であろうかというふうに思うわけでござります。でござりますので、これにより生ずる経営困難の状態はいろいろあると思われますので、これ

に対処する方法もケース・バイ・ケースで考える

たけれども、ただいま申し上げましたような信用

秩序維持、預金者保護ということで対応してお

ますので、経営責任といふのはあくまでも自主判断に属すべきものでありますけれども、救済され

たからといってこれが一つの、言葉として適切かどうかわかりませんが、免罪符といふことになる

わけではございませんで、経営責任については厳しい自覚が必要であるというふうに考えておるわけでございます。

今後出てくるのではないかということについて

は全く予想できませんけれども、金融の自由化、金利の自由化ということで金融環境がますます厳しくなつてきることも事実でございますし、

○政府委員(吉田正輝君) 幾つかの大きい御質問でございますので、全部答へ切れるかどうかわから

りませんがお答えに努めてみたいと思います。

まず第一に経営危機の銀行のケースでございま

競争も激化いたします。経営格差も開いてくることになることが予想されるわけでございまして、今後の銀行行政といたしましては、信用秩序維持、預金者保護ということから、金融の自由化を進めながら、一方におままして銀行の健全性の確保、それから検査の充実、それから今検討中でござりますけれども、いずれ近く国会にもお願いしたいと思っておりますが、預金保険機構の機能の拡充を検討しておるところでございます。このようない形で金融自由化に伴います金融環境の厳しさに対応して信用秩序維持及び預金者保護の対応策をただいま鋭意準備中であるということでござい

ます。それから最後の御質問のところでございますけれども、金利の自由化に伴いまして中小金融につきまして資金の偏在が起こるのではないかということでおざいますけれども、金融機関は貸出先である企業につきまして、そのときどきの金融情勢、資金需給、信用度等を勘案いたしまして相対交渉により自主的に決めておるわけでございまして、今後金融自由化が進むれば貸し出しをめぐる金融環境に変化が生じることも考えられますけれども、いずれにしても個々の企業に対する貸出金利は個々の金融機関みずからの経営判断に基づいて相対交渉で決めていく。そういたしますと、相対交渉ということでござりますから、取引の経緯もございましょうが、基本的には信用度によって決定していくことにならうかと考えられるわけでございまして、信用度と申しますのは、担保とかあるいは資金の使途とかあるいはその企業の経営の内容等でござりますけれども、堅実な中小企業に対してはいずれにしても良質な資金が供給されるものと思っておるわけでござります。

現在金利自由化が進行中でござりますけれども、かなりこの競争が自由化されていることによりまして大企業向け融資と中小企業向け融資との金利差が拡大しているというようなことは、ただ

いまのところ聞いてはないわけでございます。○参考人(三重野康君) 今銀行局長が申し上げたことで尽きると思いますが、一言つけ加えますならば、金融制度調査会においてこういう国際化、自由化後のいろいろな制度の見直しをいたしておられます、私どもも積極的にそういった検討に参加して立派な金融システムをつくり上げたい、こ

ういうふうに思っております。

○原田立君 経企局長官、恐縮ですがちょっとお残りいただきたい。

去る三日の日に当委員会で今後の実質成長率のことをお伺いいたしましたら、四%台には乗せたいと努力しておる、こういうお話をございました。ところが十一月末におたくの方で出した数値によつては何か三%台後半に落ちつくのではないかというようなことが報道されているのですけれども、そこ辺多少ギャップがあるので、どうなのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(赤羽隆夫君) 大臣が御答弁なさる前にちよっと申し上げたいと思います。

今先生が引用されました新聞報道でござりますけれども、これは全く推測記事でございまして、

私がいつ申し上げたとおり十一月の段階では全くの推測数

でござります。したがいまして、企画庁にそういう数字があるわけではございません。ちょっと前提として申し上げました。

○国務大臣(金子一平君) お尋ねの問題は、六十一年度の実質成長率をどちら辺まで持つていけるかということとございましたので、「展望と指針」にうたつております四%台はぜひ達成したい

度お願いしております内需拡大策を初め、財政政策その他につきましても全力を傾注して、何とか

いまのところ聞いてはいないわけでございます。○参考人(三重野康君) 今銀行局長が申し上げたことで尽きると思いますが、一言つけ加えますならば、金融制度調査会においてこういう国際化、自由化後のいろいろな制度の見直しをいたしておられます、私どもも積極的にそういった検討に参加して立派な金融システムをつくり上げたい、こ

ういうふうに思っております。

○原田立君 そういうのなら結構なんです。何かこの資料を読んで、三%台後半ということを月末現在で考えておるやの報道でありますし、私も伺いしたんだが、そういうことじゃないですね。

○國務大臣(金子一平君) そうじゃないです。

○原田立君 どうぞお帰りになつても結構です。通産大臣、あなたは四時までという約束なんでも、早くお伺いするのであります。

先ほども質問がありましたけれども、何と言つても、円高によつて、また年末を控えて中小企業の人たちが大変苦しんでいるわけですね、これはもう御承知のとおり。中小企業厅で何か円高の輸出型産地中小企業への影響について調査をなさつておられるということがあります、またその報告書によりますと、今後の見通しについて、円高が二百四十円から二百四十円ぐらゐになると大変困るというような報告がなされているわけです。これについての救済措置等はいかがなものか、この点をお伺いしたい。

○国務大臣(村田敬次郎君) 原田委員にお答え申し上げます。

円高による輸出型産地中小企業への影響ということで、実は十月下旬から十一月上旬について、輸出依存度の高い産地、四十産地に対して調査を実施したわけでございます。

ただ、最近の経済情勢からいつて、それはどうなことです、大体二百二十円から二百三十円ぐらゐといつて、ところが多かつたわけでございますが、必ずしも円高が進行すれば、それはもう非常に多くの産地において大変な打撃を受けるということになる。

それならば、どのくらいなら適当であるかといふことでは、大体二百二十円から二百三十円ぐらゐといつて、ところが多かつたわけでございますが、必ずしも円高が進行すれば、それはもう非常に多くの産地において大変な打撃を受けるということになります。

そこで、大臣がお尋ねになつたとおり十一月一日から既に緊急融資対策として一千億円を融資する、その他の措置を決定していただきまして既に実施しておりますし、六十一年度の予算では、大藏大臣に特に要請をいたしまして、金利も十一月一日の金利よりももつと安い金利で大幅に緊急輸出その他の対策をとるということです。今諸般の対策は立案または進行中でございま

ます。

○原田立君 年末までの資金繰りが厳しい二十一

産地、それから担保がいっぱいで増額借り入れが困難なところが九産地、低利の融資を希望する二十一産地、それから赤字補てん資金が必要とする産地が四産地と、こんなふうな報告書をいたしておられますが、それだけでも、一千億の手当をしたからいいじゃないかというふうな御答弁のようですが、それで本当に大丈夫ですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 非常に御心配をいただいて感謝申し上げるところでございますが、十

二回っている産地が多数あるとか、既に資金繰りに影響が出ている産地があるといったような円高の影響がこの時点で既に相当程度出てきたわけでございます。

一、さいますが、さらに数日前、十一月下旬に、各地方通産局長からの産地中小企業の円高による影響について報告を受けましたところ、前回調査の

二月二日から実施したのは、先ほども申し上げました特別融資制度の一千万円程度の創設、それから中小企業信用補完制度の弾力的運用と政府系金融機関の貸付枠の確保とか諸般の措置をとったところでございますが、これで大丈夫とは少しも思ってないわけでございまして、今後例えは下請取引適正化のための指導の徹底などと、さきの特別融資制度の金利の一層の引き下げ及びその早急適用、信用保険の特別措置の創設などを図るための所要の財政措置を講じる。それから中小企業者の経営を安定させ事業転換の円滑化を図るための所要の法案を年明け後可及的速やかに提出する準備をするとか、いろいろな準備をしておりまして、実はけさも早朝から大蔵大臣あるいは経企長官、官房長官等と与党である自民党三役と、この中小企業対策について真剣な検討を行い、またそういったことを要請しておるところでございます。

○原田立君 今も大臣言われたように、何か来年から事業転換や内需開拓を促すための新法案を提出するということであります。即効性において多少疑問があります。今現に円高で眼前に困っている問題があるわけです。来年の手当ではまた手当としてきちつとやつてもらいたいと思うんですけども、即効性の面で実は疑問があるわけあります。

現行の中小企業事業転換対策臨時措置法、これ

は五十年に制定されておりますけれども、これに基づいての事業転換に取り組んだのはわざかに二百九十件である。少ないわけですね。こういうことですが、まだ手だて、手段としてはもう手厚い手段を講じなければいけないんじやないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 制度の詳細につきま

しては、また御質問がありますれば木下中小企業

府長官が出席しておりますからお答えを申し上げますが、中小企業の円高による救済対策というものはまさに緊急を要すると思います。したがいま

し、私どもは、九月二十二日のG5以降、十

月、十一月に産地の実態調査あるいはアンケートをとったところでございますが、これで大丈夫とは少しも思ってないわけでございまして、今後例えは下請取引適正化のための指導の徹底などと、さきの特別融資制度の金利の一層の引き下げ及びその早急適用、信用保険の特別措置の創設などを図るための所要の財政措置を講じる。それから中小企業者の経営を安定させ事業転換の円滑化を図るための所要の法案を年明け後可及的速やかに提出する準備をするとか、いろいろな準備をしておりまして、実はけさも早朝から大蔵大臣あるいは経企長官、官房長官等と与党である自民党三役と、この中小企業対策について真剣な検討を行い、またそういったことを要請しておるところでございます。

○原田立君 そういうふうな日本の通産省の動き

に對して、アメリカの方からは過度な産業政策だ

という批判が出始めているということをちょっと

見たんでありますけれども、通産省としては輸出

力維持に国が手をかかでのではなく、むしろ円高定

着をねらった政策だと、こういうふうな答弁、考

え方をしているところでございます。これから交渉ともなりますが、この新法案によつて財

源を新たに必要とするときには大蔵大臣は、大蔵省

は、はい、そうですか、じゃ出しましようとい

うよなことで簡単にいこうか。今でもシップチ

ンで予算を切り詰めようとしている真っ最中です

から、通産省が考えるようにそんな簡単にいかな

いんじやないかという心配、懸念をするんですね

が、いかがですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今原田委員が御指

品の中での品目を自己認証制が適用される第一

種特定製品として指定するかにつきましては、今

後法律の規定に基づきまして製品安全及び家庭用

品質表示審議会に諮つた上で決定してまいり

ます。

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕

どのようにして決めるかということにつきまし

て、やや具体的に申し上げますと、現行の特定製

品につきまして、次のようないくつかの観点から総合

的に勘案して第一種、第二種の区分がなされるこ

とになると考えております。その第一は、その品

物につきまして安全性確保を図るために必要な製

造技術の手順及びその普及度などでござります。

第一には、その品物につきまして安全性を確認す

るためには、その品物につきまして事故の発生状況、これらを総

合的に勘案して審議会にお諮りして決めていくこ

となるということになつております。

○原田立君 まだ品名ははつきりしてないんです

ね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえばコカコーラ

かペプシコーラか、そのぐらいのものだらうと思

つてているんですよ。間違いなんですか。それとも

審議会から答申が出なければ返事はここで公にで

きないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

が行き届かないのではないかという御心配につきま

しては、実は私どもはこの問題については、既

に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党そ

の他といろいろ非常に真剣な折衝をしておりま

す。

○原田立君 そういうふうにやっておるわけでございま

す。

○原田立君 そういうふうな日本の通産省の動き

に對して、アメリカの方からは過度な産業政策だ

という批判が出始めているということをちょっと

見たんでありますけれども、通産省としては輸出

力維持に国が手をかかでのではなく、むしろ円高定

着をねらった政策だと、こういうふうな答弁、考

え方をしているところでございます。これから交渉ともなりますが、この新法案によつて財

源を新たに必要とするときには大蔵大臣は、大蔵省

は、はい、そうですか、じゃ出しましようとい

うよなことで簡単にいこうか。今でもシップチ

ンで予算を切り詰めようとしている真っ最中です

から、通産省が考えるようにそんな簡単にいかな

いんじやないかという心配、懸念をするんですね

が、いかがですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今原田委員が御指

品の中での品目を自己認証制が適用される第一

種特定製品として指定するかにつきましては、今

後法律の規定に基づきまして製品安全及び家庭用

品質表示審議会に諮つた上で決定してまいり

ます。

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕

どのようにして決めるかということにつきまし

て、やや具体的に申し上げますと、現行の特定製

品につきまして、次のようないくつかの観点から総合

的に勘案して第一種、第二種の区分がなされるこ

とになると考えております。その第一は、その品

物につきまして安全性確保を図るために必要な製

造技術の手順及びその普及度などでござります。

第一には、その品物につきまして事故の発生状況、これらを総

合的に勘案して審議会にお諮りして決めていくこ

となるということになつております。

○原田立君 まだ品名ははつきりしてないんです

ね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえばコカコーラ

かペプシコーラか、そのぐらいのものだらうと思

つてているんですよ。間違いなんですか。それとも

審議会から答申が出なければ返事はここで公にで

きないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

が行き届かないのではないかという御心配につきま

しては、実は私どもはこの問題については、既

に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党そ

の他といろいろ非常に真剣な折衝をしておりま

す。

○原田立君 まだ品名ははつきりしてないんです

ね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえばコカコーラ

かペプシコーラか、そのぐらいのものだらうと思

つてているんですよ。間違いなんですか。それとも

審議会から答申が出なければ返事はここで公にで

きないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

が行き届かないのではないかという御心配につきま

しては、実は私どもはこの問題については、既

に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党そ

の他といろいろ非常に真剣な折衝をしておりま

す。

○原田立君 まだ品名ははつきりしてないんです

ね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえばコカコーラ

かペプシコーラか、そのぐらいのものだらうと思

つてているんですよ。間違いなんですか。それとも

審議会から答申が出なければ返事はここで公にで

きないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

が行き届かないのではないかという御心配につきま

しては、実は私どもはこの問題については、既

に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党そ

の他といろいろ非常に真剣な折衝をしておりま

す。

○原田立君 まだ品名ははつきりしてないんです

ね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえばコカコーラ

かペプシコーラか、そのぐらいのものだらうと思

つてているんですよ。間違いなんですか。それとも

審議会から答申が出なければ返事はここで公にで

きないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

が行き届かないのではないかという御心配につきま

しては、実は私どもはこの問題については、既

に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党そ

の他といろいろ非常に真剣な折衝をしておりま

す。

○原田立君 まだ品名ははつきりしてないんです

ね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえばコカコーラ

かペプシコーラか、そのぐらいのものだらうと思

つてているんですよ。間違いなんですか。それとも

審議会から答申が出なければ返事はここで公にで

きないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

が行き届かないのではないかという御心配につきま

しては、実は私どもはこの問題については、既

に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党そ

の他といろいろ非常に真剣な折衝をしておりま

す。

○原田立君 まだ品名ははつきりしてないんです

ね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえばコカコーラ

かペプシコーラか、そのぐらいのものだらうと思

つてているんですよ。間違いなんですか。それとも

審議会から答申が出なければ返事はここで公にで

きないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

が行き届かないのではないかという御心配につきま

しては、実は私どもはこの問題については、既

に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党そ

の他といろいろ非常に真剣な折衝をしておりま

す。

とおり、審議会にお諮りした上で品目が決まるわけでございます。

○原田立君 だから大臣がいないと困るんです。あなた方はそんな程度しか返事ができないんです。責任が持てるような発言じゃないからね。

非常に困る、そんなあいまいな返事では。じや自己認証制と政府認証の区分はどういうことですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 自己認証制の品目につきましては、企業みずからのお責任において安全性の確保についてチェックするということになりますけれども、もとより自己認証制に移行いたします品目につきましても、私どもいたしましては、現在と同様の安全のレベルが確保されることが必要であり、それによりまして消費者保護上遺漏のないようにしてまいらなければならぬと考えておりますので、第一にはその自己認証制に移行した品物につきましても一定事項の届け出義務、基準適合義務などを課しますとともに、改善命令、回収命令、罰則等によりまして義務の履行を担保するような法制度にいたしておりますし、第二に、また自己の製造する製品が基準に合致しているかどうかは企業の一義的な判断でござりますけれども、その製品が満たすべき安全基準につきましては、今後とも政府認証品目と同様、安全性の確保に遺漏なきを國がみずからこれを見定めることにいたしておるわけでござります。

さらに自己認証品目の具体的選定は、先ほど申し上げたようなことで審議会に諮り決定することになつてゐるのが実情でございまして、一言で申せば、政府みずからが責任を持って安全基準に合致するかどうかを認定するのか、それとも企業がみずから基準に合致しているかどうかをまず判断するか、そこに差があるわけでござります。

○原田立君 自己認証制に移行して事故が起きた場合の対応はどうするんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほどの言葉と若干干

びん詰」というだけの表示なんだけれども、中身はどんなものなんですか。

○原田立君 「炭酸飲料びん詰」につきましては、四百ミリリットル以上の容積を有す

る瓶詰を指しております。また国におきましては、必要とあらば改善命令、回収命令、罰則等

によりまして企業のこうした義務の履行を担保する規定があるのでござります。したがいまし

て、事故が起つた場合につきましての対応につ

いても、政府認証品目と同様の対応を図つていくようになりますが、何ら成果は期待できない状況と

いう品目でどういう内容なんですかと今聞いてい

るのです。

○政府委員(松尾邦彦君) 先生御指摘のように、百五十五件の事故が四十九年以降五十九年度までに発生いたしておりますけれども、これは農林水

産省の所管でござりますので私どものところでの的確に把握しているわけではございませんけれども、一応百五十五件の中で特に製品の欠陥による事故というものはなく、他の品物に比べますと事

故の内容はむしろそれ以外の事情によるものではないかというふうに私ども承知しておりますが、詳細につきましては農水省からお答えいただくのが筋かと思っております。

○原田立君 農水省は呼んでいないんだよ。

じゃ次にいきましょう。この法律ができたときから考へても、自己認証制への安易な移行は考慮すべきではないか。一〇〇%事故発生はないとの保証があるのかどうか。過去にこういふ例があるわけだ。だから安易に自己認証制に移すのはいかがなものか、こういふうに思ふんですがどうですか。

○政府委員(松尾邦彦君) これは農林水産省が審議会に諮つて御判断をされることでござりますけれども、百五十五件の十年間にわたる事故が確かに累積してござりますけれども、近年の事故の状況はかなり少なくなつてゐる。特に五十九年度は事故は一件もなかつたというのが実情でございま

すので、このようないい実情を踏まえて、あるいはまたお詫びのほうも特定製品の中にも指定されおりませんので、それらの瓶の状況なども判断し

ながら恐らく農林水産省において今後検討されることになるんではないかと思つております。

○原田立君 アクションプログラムの一環として検討されていることからもその効果は非常に疑問であると私は思います。

昭和五十八年に金属製パットを特定製品から外しておられます。今回の場合も同様の結果になるのではないかと心配するんだけれども、いかがですか。金属製パットはおたくの方じやなかつたかな。

○政府委員(浜岡平一君) 通関統計には示されておりませんので、公式の統計はないわけですが、ますけれども、主要の輸入業者から私どもが聴取いたしましたところによりますと、五十六年に二千五百本ばかりの輸入がございましたが、五十七年、五十八年には輸入はございませんでした。五十九年に一千六百五十本の輸入がございましたけれども、ことしは現在までのところ輸入はございません。

○原田立君 輸入がないんじやなくて、五十年六月五日に指定して五十八年一月に解除しているわけでしょう。その指定解除するとき、先ほど審議官の話では審議会の答申を得てやると言つたけれども、そういう手順は踏んだんですね。

○政府委員(松尾邦彦君) 特定製品の指定及び解除につきましては、審議会にお諮りして決めておられます。

○原田立君 安全性、特に人体にかかる問題であるがゆえに十分な検討が必要であることを強く主張したい。また一般国民、消費者の関心の高さも当然のことと思ふんですが、法改正に当たつて消費者側の意見はどのように反映されてい

るのか、十分なる意見陳述がなされたのかどうかお伺いしたい。

○政府委員(松尾邦彦君) この消費生活用製品安全法へ自己認証制を導入するに当たりましては、その検討に当たりましてアクションプログラムの中におきましても、関係審議会に諮り、消費者等の意見を踏まえて導入の可能性を検討するという旨の記載がございます。このため、私どもといったしましては、消費生活用製品安全法の中で自己認証制度の導入の可能性を検討するに当たりましては、産業構造審議会にこれを諮りしまして消費者代表を含む学識経験者の意見を広く伺ったところでございます。この審議会の消費経済部会では五回にわたりまして審議を行いまして、去る十月十八日に答申の取りまとめをいたしたわけでございますけれども、この改正案はこの答申の提言に沿つて作成されたものでございまして、当然のことながら消費者代表委員の意見も十分に踏まえた内容となつておる次第でございます。

○原田立君 ガス事業においても同様の自己認証制の導入が行われようとしておりますが、ガス用品について特に危険度が高いものであり、メーカーがよほどしっかり自己認証しないと大事故につながりかねない。ガス用品については抜本的に取りやめるべきではないかと、こういふうに思いますが、御見解はいかがですか。

また、現在どのような品目を検討の対象にしておるのかお伺いしたい。——お伺いしたいといつておるが、僕のもらつた資料では、ガスの瞬間湯沸かし器、ガストーブ、ガスバーナー付ふろがま、ガスぶるバーナー、ガスぶるバーナー元栓、ガス圧力なべ及びガス圧力がま、六製品のようありますけれども、いかがですか。

○政府委員(達坂国一君) ガス用品につきましては、第一種ガス用品への移行につきましては所定の法的な手続の上決定されることになつております。

〔理事大島友治君退席 委員長着席〕

ですが、先ほどからお話出ておりますように、この自己認証制度によりまして安全確保を図ることが適当であるという判断をされるものについてのみこの制度に移行するということにしておりまます。この制度によつて十分制御ができるのであります。

そういうことで、私どもいたしましては、そのような影響を受ける中小企業者に対しましては、別途の方策によつて対応策を講じていくといふことを考えておりまして、先ほども大臣から御説明いたしました事業転換対策等の充実によつて、そのように影響を受ける業者がほかの分野で今後の道を探していくということを手伝うような施策を来年やさりたいというふうに考えておるわけでございます。

○原田立君 そうしますと、例えばボーイング747、これは二百九十一人乗り、三百六十人乗り、四百五十五人乗り、五百人乗り、五百五十人乗り、これは操縦士、副操縦士、航空機関士と三人乗つたときも、元栓の締め方が足りなくてガスが噴出してしまう。元栓の締め方が足りなくてガスが噴出してしまう、点火したならば、ぱっと大爆発を起こしたということがあるんで非常に心配しているわけでありますけれども、ガスはもう一遍考へ直してはどうですか。

○政府委員(達坂国一君) 先ほどの繰り返しになりますが、この自己認証制度に移行する問題につきましては、安全確保を図ることが適当と判断されるものに限つてその対象とするよう慎重に実施したいと考えております。

○原田立君 慎重には慎重を期してもらいたいと、これは要望しておきます。

○政府委員(小里真利君) 航空機の機関士の乗り組みについては、ただいま先生御指摘になりま

したように、航空法第六十五条第二項の規定によりまして規定されておるところでございますが、その中身は御承知のとおり二つございまして、第一点が、ただいまお話しのように、外形上発動機を四基以上、そしてまた最大離陸重量が三十五トン以上は機関士を乗せなきりやならぬと、かようになつておるところは御承知のとおりでござりますが、昭和二十七年に制定されたものでございまして、それからざつと申し上げまして三十三年を経過いたしております。申し上げるまでもなく、この間航空機にかかる直接的間接的技術の顕著な改善進歩によりまして、今日その第六十五条第二項にございますする第一項は削除しても、なおかつ第二

項によりましていわゆる航空機の構造上発動機あるいはその機体の取り扱い上機関士がなければ重大的な支障があるのでないかという一項がございまますので、この項によつて十分制御できるのではないかと、こういうような判断に基づくものでございます。

○原田立君 そうしますと、例えはボーイング747、これは二百九十一人乗り、三百六十人乗り、四百五十五人乗り、五百人乗り、五百五十人乗り、これは操縦士、副操縦士、航空機関士と三人乗つたときも、元栓の締め方が足りなくてガスが噴出してしまう。元栓の締め方が足りなくてガスが噴出してしまう、点火したならば、ぱっと大爆発を起こしたということがあるんで非常に心配しているわけでありますけれども、ガスはもう一遍考へ直してはどうですか。

○政府委員(小里真利君) それじゃ通産省は結構です。

○原田立君 運輸省。航空法第六十五条第二項の変更が今度の法案で出ているんですけれども、先ほども問題になりましたが、四基以上の発動機を有し、かつ三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する航空機の削除の理由は何ですか。

○政府委員(小里真利君) 航空機の機関士の乗り組みについて、ただいま先生御指摘になりまして規定されておるところでございますが、その中身は御承知のとおり二つございまして、第一点が、ただいまお話しのように、外形上発動機を四基以上、そしてまた最大離陸重量が三十五トン以上は機関士を乗せなきりやならぬと、かようになつておるところは御承知のとおりでござりますが、先生も御承知のとおり、この航空法の制定は昭和二十七年に制定されたものでございまして、それからざつと申し上げまして三十三年を経過いたしております。申し上げるまでもなく、この間航空機にかかる直接的間接的技術の顕著な改善進歩によりまして、今日その第六十五条第二項にございますする第一項は削除しても、なおかつ第二

項によりましていわゆる航空機の構造上発動機あるいはその機体の取り扱い上機関士がなければ重大的な支障があるのでないかという一項がございまますので、この項によつて十分制御できるのではないかと、こういうような判断に基づくものでございます。

○原田立君 そうしますと、例えはボーイング747、これは二百九十一人乗り、三百六十人乗り、四百五十五人乗り、五百人乗り、五百五十人乗り、これは操縦士、副操縦士、航空機関士と三人乗つたときも、元栓の締め方が足りなくてガスが噴出してしまう。元栓の締め方が足りなくてガスが噴出してしまう、点火したならば、ぱっと大爆発を起こしたということがあるんで非常に心配しているわけでありますけれども、ガスはもう一遍考へ直してはどうですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいま御質問のボイシング747でございますが、今までのところは、この航空機は操縦士二名と航空機関士の乗務を必要とする機体でございます。しかしながら、最近が二人乗りになるような、二人で操縦するようなことになることは今後考えられるんですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいま御質問のボイシング747でございますが、現在までのところは、この航空機は操縦士二名と航空機関士の乗務を必要とする機体でございます。しかしながら、最近技術の進歩を受けましてこのボーイングの747を改造し、電子技術あるいはコンピューター制御技術をふんだんに取り入れて操縦士一人のみで安全に運航ができるというような構想をメーカーであるボーイング社が声明いたしたわけでござります。それによって現在ノースウエスト航空がこのようない新しい747-400と申しますが、この747-400を十機発注いたしました。これは去る十月でございました。これによってボーイング社がこの747-400の開発を決定したと、こういう状況がござります。しかししながら、私どもこの747-400というものの特に操縦室の設計あるいは中のいろいろな機械の系統、電気の系統等がどのようなものであるのか、詳細はまだ承知してないところでございます。い

りますれば、米国政府の安全証明、いわゆる型式証明と申しておりますが、型式証明を得た上で商品化されるということになるらかと思います。

○原田立君 今日日本の空にはエンジン基數四基で飛行乗組員が一人という飛行機が飛んでいます。

○政府委員(大島士郎君) 現在我が国の空には先ほどのお答え申しました航空法の規定でエンジン四基・三十五トン以上の飛行機は飛べないわけでございます。現在我が国に飛んでおります四発機はいずれも三十五トン以上の飛行機でございまして、すべて三人乗務でございます。

○原田立君 それは今後二人乗りのようなことにボーリング社で研究されているというふうに先ほど言いましたね、本当ですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいまお話しいたしましたボーリング74-100、こういうタイプのものが二人乗務の航空機である、これが開発決定をして開発にかかったたという情報は得ております。

○原田立君 要するにイギリスBAeというのをボーリング社で研究しているというふうに先ほどのお答え申しましたね、本当に二人乗りでいいんでしょうか。これは今後二人乗りのようなことがあります。この飛行機を日本の空に飛ばした二年であります。この飛行機は日本で乗組員が九十三人乗り、百人乗り、百十一人乗りといふのがあるんだそれども、これは乗組員が二人であります。この飛行機は日本で乗組員が十五トン以上のものには三人以上乗せなきやいけないという法律があって、それを輸入できないから、だから輸入できるように法を変えようと、こういうことです。

○政府委員(小里貞利君) 先ほどもちょっと御説明申し上げたんでございますが、航空法の中身からいたしましても、いわゆる航空機にかかる直接、間接的な技術の顕著な革新等によりまして、本来若干航空機関士を乗せるこの規定については検討の時期にたまたま来ていたやに私どもは承つておるのであります。同時にまた、先生ただいま

御指摘になりましたように、折しもたまたまイギリスのBAe 100、この輸入にかかる話題がこの夏前後に出てまいりておることも事実でございました。

○原田立君 す。なおまた英國の方からBAe 100についての苦情がしばしば寄せられておることも事実でございました。同時にまた今日の規制緩和、さらにはまして、同時にまた今日の規制緩和、さらにはま

た共通の一つの目的を持つかと思うんでございますが、アクションプログラムの編成前後におきまして少しでもお手伝いできるのではなかいかといふ、そのような配慮もあるかな、こういうふうに承つておるところでございます。

○原田立君 要するにあんまりよくわからないんだけれども、A300、エンジン基數二基、乗客数二百八十一人、総重量トン百三十七トン、これは乗組員三人です。エジン二基だけれども、三人乗っています。「一百人、三百人だなんて大勢の人を輸送するときに、幾ら機械が優秀だからといって二人乗りでいいんじやないか」というのは、ちょっと乱暴じやないか、こう思はんだけれども、どうですか。これは政務次官に聞きました。

○政府委員(小里貞利君) 今先生の質問中に技術部長とも意見調整を申し上げたわけでございますが、端的に申し上げまして、現在航空機関士が乗つておる、それを含めて三名の飛行機まで今回の改正によって必然削減されてくるのではないかといふわけだな、運輸省は。ところが、この四基・三十五トン以上のものには三人以上乗せなきやいけないという法律があつて、それを輸入できないから、だから輸入できるように法を変えようと、こういうことです。

○原田立君 ついこの間群馬県に日本航空機が落っこちましたね。それから数日前にはソウルでまたボカを起こしましたね。今三人乗りで実際にやつてそういうボカを起こす。機械が優秀ならばそんなボカはないはずなんです。だから、余り機械が優秀だから大丈夫だ大丈夫だということは、そういう考え方をそりや技術部長は言いたいだろうけれども、それを余り言うと事故が起きた場合に責任問題が非常に重要な課題になると思はんで

す。

○原田立君 木部大臣、お風邪のところを大分前から来ていますので、若干質問をしたいと思う

であります。

○原田立君 地代賃貸統制令で、昭和二十五年七月十日以前に建築されたもので延べ面積が九十九平米以下の住宅及びその敷地の家賃及び地代が統制の対象とされてきたのであります。その後三十年後の今日統制を廃止することにするんだが、現在もこの地代賃貸統制令の統制になつてゐる対象の借家九十万人、借地三十四万件が対象になつておるのあります。百二十四万件、三百四十万人の非確保のために厳重に注意しろと、こういう勧告を

しておる、それで簡易機ですね、日航でもボーリング74-100、これが三人乗りだけれども一人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りといふ非常に大きいやつ、これも何か日本で大分はやらしていこうということであつたそうでありますけれども、今度の米国運輸安全委員会、NTSBです。も、米連邦航空局FAAに、この74型機も安全確保のために厳重に注意しろと、こういう勧告を

しておる、それで簡易機ですね、日航でもボーリング74-100、これが三人乗りだけれども一人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りといふ非常に大きいやつ、これも何か日本で大分はやらしていこうということであつたそうでありますけれども、今度の米国運輸安全委員会、NTSBです。も、米連邦航空局FAAに、この74型機も安全確保のために厳重に注意しろと、こういう勧告を

しておる、それで簡易機ですね、日航でもボーリング74-100、これが三人乗りだけれども一人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りといふ非常に大きいやつ、これも何か日本で大分はやらしていこうということであつたそうでありますけれども、今度の米国運輸安全委員会、NTSBです。も、米連邦航空局FAAに、この74型機も安全確保のために厳重に注意しろと、こういう勧告を

しておる、それで簡易機ですね、日航でもボーリング74-100、これが三人乗りだけれども一人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りといふ非常に大きいやつ、これも何か日本で大分はやらしていこう

らお答え申し上げますが、ただいま先生お話をになりました74-100というのはボーリング社において受けまして米国の航空局が技術的な具体的対応を打ち出すことを期待しておるところでございまして、このような対策が出ました段階で、日本の航空会社に対しても速やかに措置をとるよう指導したいと、こういうふうに考えております。

○原田立君 我が国におきましては、この後NTSBの勧告を受けまして米国の航空局が技術的な具体的対応を打ち出すことを期待しておるところでございまして、このような対策が出ました段階で、日本の航空会社に対しても速やかに措置をとるよう指導したいと、こういうふうに考えております。

○原田立君 じや、運輸省結構です。

○原田立君 木部大臣、お風邪のところを大分前から来ていましたので、若干質問をしたいと思うであります。

○原田立君 地代賃貸統制令で、昭和二十五年七月十日以前に建築されたもので延べ面積が九十九平米以下の住宅及びその敷地の家賃及び地代が統制の対象とされてきたのであります。その後三十年後の今日統制を廃止することにするんだが、現在もこの地代賃貸統制令の統制になつてゐる対象の借家九十万人、借地三十四万件が対象になつておるのあります。百二十四万件、三百四十万人の非確保のために厳重に注意しろと、こういう勧告を

しておる、それで簡易機ですね、日航でもボーリング74-100、これが三人乗りだけれども一人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りといふ非常に大きいやつ、これも何か日本で大分はやらしていこう

らお答え申し上げますが、ただいま先生お話を

なりました74-100というのはボーリング社において受けまして米国の航空局が技術的な具体的対策等について検討を行ふ必要があるというような

想が似ているものであるという点から宿についても17と同様後部耐圧隔壁あるいは後部の胴体の構造等について検討を行ふ必要がありますというような想が似ていますが、後部耐圧隔壁が17と設計思案のものでございますが、後部耐圧隔壁が17と設計思案のものでございまして、したがって、我が日本がどうこうという具体的行為に至つてないか、こういうふうに仕様書等によつて承つておりますと

ことでございまして、したがつて、我が日本がどうこうという具体的行為に至つてないか、こういうふうに御理解いただきたいと思う次第です。

○原田立君 ついこの間群馬県に日本航空機が落っこちましたね。それから数日前にはソウルでまたボカを起こしましたね。今三人乗りで実際にやつてそういうボカを起こす。機械が優秀ならばそんなボカはないはずなんです。だから、余り機械が優秀だから大丈夫だ大丈夫だということは、

そういう考え方をそりや技術部長は言いたいだろうけれども、それを余り言うと事故が起きた場合に責任問題が非常に重要な課題になると思はんで

す。

○原田立君 木部大臣、お風邪のところを大分前から来ていましたので、若干質問をしたいと思うであります。

○原田立君 地代賃貸統制令で、昭和二十五年七月十日以前に建築されたもので延べ面積が九十九平米以下の住宅及びその敷地の家賃及び地代が統制の対象とされてきたのであります。その後三十年後の今日統制を廃止することにするんだが、現在もこの地代賃貸統制令の統制になつてゐる対象の借家九十万人、借地三十四万件が対象になつておるの

あります。百二十四万件、三百四十万人の非確保のために厳重に注意しろと、こういう勧告を

しておる、それで簡易機ですね、日航でもボーリング74-100、これが三人乗りだけれども一人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りといふ非常に大きいやつ、これも何か日本で大分はやらしていこう

らお答え申し上げますが、ただいま先生お話を

なりました74-100というのはボーリング社において受けまして米国の航空局が技術的な具体的対策等について検討を行ふ必要があるというような想が似ていますが、後部耐圧隔壁が17と設計思案のものでございますが、後部耐圧隔壁が17と設計思案のものでございまして、したがつて、我が日本がどうこうという具体的行為に至つてないか、こういうふうに御理解いただきたいと思う次第です。

○政府委員(大島士郎君) ただいまの米国の国家運輸安全委員会の勧告と申しますのは米国の連邦航空局FAAに対して出されたものでございまして、我が日本で当製造中の飛行機でございまして、我が日本で当製造中の飛行機を輸入するかどうか、そういう計画は承つておりません。しかしながら、ただいま技術部長が申し上げましたのは、その飛行機についてノースウエスト会社において購入契約を過ぐる面この飛行機を輸入するかどうか、なつかつそのとして少しでもお手伝いできるのではなかいかといふ、そのような配慮もあるかな、こういうふうに承つておるところでございます。

○原田立君 要するにあんまりよくわからないんだけれども、A300、エンジン基數二基、乗客数二百八十一人、総重量トン百三十七トン、これは乗組員三人です。エジン二基だけれども、三人乗っています。「一百人、三百人だなんて大勢の人を輸送するときに、幾ら機械が優秀だからといって二人乗りでいいんじやないか」というのは、ちょっと乱暴じやないか、こう思はんだけれども、どうですか。これは政務次官に聞きました。

○政府委員(小里貞利君) 今先生の質問中に技術部長とも意見調整を申し上げたわけでございますが、端的に申し上げまして、現在航空機関士が乗つておる、それを含めて三名の飛行機まで今回の改正によって必然削減されてくるのではないかといふわけだな、運輸省は。ところが、この四基・三十五トン以上のものには三人以上乗せなきやいけないという法律があつて、それを輸入できないから、だから輸入できるように法を変えようと、

いうふうに御理解いただきたいと思う次第です。

○原田立君 ついこの間群馬県に日本航空機が落っこちましたね。それから数日前にはソウルでまたボカを起こしましたね。今三人乗りで実際にやつてそういうボカを起こす。機械が優秀ならばそんなボカはないはずなんです。だから、余り機械が優秀だから大丈夫だ大丈夫だということは、

そういう考え方をそりや技術部長は言いたいだろうけれども、それを余り言うと事故が起きた場合に責任問題が非常に重要な課題になると思はんで

す。

○原田立君 木部大臣、お風邪のところを大分前から来ていましたので、若干質問をしたいと思うであります。

○原田立君 地代賃貸統制令で、昭和二十五年七月十日以前に建築されたもので延べ面積が九十九平米以下の住宅及びその敷地の家賃及び地代が統制の対象とされてきたのであります。その後三十年後の今日統制を廃止することにするんだが、現在もこの地代賃貸統制令の統制になつてゐる対象の借家九十万人、借地三十四万件が対象になつておるの

あります。百二十四万件、三百四十万人の非確保のために厳重に注意しろと、こういう勧告を

しておる、それで簡易機ですね、日航でもボーリング74-100、これが三人乗りだけれども一人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りといふ非常に大きいやつ、これも何か日本で大分はやらしていこう

らお答え申し上げますが、ただいま先生お話を

ボソダム宣言以後にちょっと手直しして二十五年にやつて、古いから直すんだというそれだけの理由で私は受けとめかねる。いかがですか。

○政府委員(渡辺尚君) 申し上げるまでもなく、最初の統制令は昭和十四年でございますけれども、現行の統制令は昭和二十一年に当時の状況を背景にしてできたものである。したがいまして、単に時間がたつたということはもちろん事実でございませんけれども、そういう背景となつた事情が大幅に変わつてきている。これは住宅事情といふことでございます。これは数字を幾つか申し上げるまでもないと思います。それから先生先ほどお示しになりましたように、この統制対象住宅等が限定されておるということから、統制を受けていないもの、例えば民間の借家で申しますと、統制を受けている九十万戸の借家、これも実際に統制が守られているのは、地域により差がありますが、その一割ないし三割というふうな調査があるわけでございますけれども、九十万戸を対象にして考へた場合にも全体の七%であるということです、残りの九三%の人とのバランスを非常に失しているのではないかということ。さらに家賃がどうしているのでもないかということから、維持修繕が思うようにならないということで、統計によりますと、通常の民間借家に比べまして、いろんな尺度はあると思いますけれども、老朽度が三倍ぐらいという数字もあるわけでございます。こういったことを総合的に判断いたしまして、今回この一括法の中で不合理といいますか、不必要といいますか、そういうものに該当するということでお願いするということになつたわけでございます。

○原田立君 私も、場所はどこということは明示しませんけれども、あるところに行つて見てきましたよ。昔は郊外であったかも知れない。今はもう地下鉄の駅のすぐそばで、中心地ですよ。よだれが垂れそうな非常にいい所ですよ。それで家が

大分汚くなつてゐるか、おんぼろになつてゐるかなどと補修してあって、まあまあ住めるようになっております。といつて実は家の中まで見てきたわけじゃありません、ちょっと外だけ見てきただけなんです。こういうやうなのが私が見てきた感じです。

それで、母子家庭あるいは生活保護家庭のそういうような人たち、あるいはお年寄りの人たち等は、安い家賃で何とか生活しているという人もいるとは思はんですよ、会つてないからわからぬけれども。何か神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、東京と建設省が調査したところによると、生活保護世帯の割合は三・七%となつておるそうですが、百二十四万件あるうちの三・七%といふと、四万五千八百八十という数字が出る、約四万六千の生活保護世帯の人がおるということになるわけです。こういう人たちは、この統制令が撤廃されて家賃が、どんどんとは言わない、どんなふうなコースで上がつていくか知らぬけれども、上がつていつたらば、生活に非常に影響してしまふ心配があるわけです。ほかに移つていかなさいよ、いやだ、ここにもう三十年も四十年も住んでいるんだから動きたくない、こういう人たちもいるわけです。簡単に古いからといつて直すといふのはいかがなものか。これは非常に危惧を持つんですよ。

○國務大臣(木部佳昭君) 今先生から大変胸の詰まるような御指摘いただきましたが、私は、こういう場合には、ただ数字の面だけで大した影響があるとか、ないとかということだけはいかぬと思っています。特に今先生から御指摘のございまるような御指摘いただきましたが、私は、こうだから、古いから切るというだけでは私はどうしても納得しないんです。廢止に伴うトラブルがあつた場合には一体どういうふうに対処するのか、あるいは家賃の大幅引き上げなどは廢止後にやしくも不安や心配事を与えない、これがやはり行政の一番大事な点であるといふうに私は思つております。

○内藤功君 一般消費者の生命、身体を守る法律といふふうに理解しておるわけであります。この法律が国会にかかるときには、衆議院の商工委員会で附帯決議がつけられて、その第一番目にうたわれたのは、消費生活用製品についてで、多くの特定製品として指定するということであつたんです。ところが、実際は通産省は特定製品の指定をあやさない、逆に五十八年一月、先ほど話題になりましたが、例えば金属バットの指定を解除するということが起きております。一例ですが、この金属バットを特定製品から當時外したのはどうからどうだ、こうだというようなことがないようせつかく御努力願いたい。

そういう意味で、私どもといたしましては、もしこの法案が御承認いただければ、効力の発生するには一年後ということになつておりますので、その間にありまして、今先生からも御指摘がありましたが、高齢者の方々であるとか、また母子家庭であるとか、そういう弱い方々の立場に立つて一生懸命最善の努力を尽くして、そういう方々に心配や不安を与えないよう住宅の相談をしてあげると、それからまた公共賃貸住宅への転換、優先入居の問題についての親身になつての御協力を申し上げると、また生活保護の関係の皆さん方に對しましては、それぞれの省庁とも最善の連携をとりながら、そして万全の配慮をして、いやしくも先ほど申し上げますように不安や心配事を与えないといふようなことに、親身になつて力の發揮できる範囲で、すべて我々は努力して、そういう皆さん方に不安や心配事を与えないよう心配事を与えないと、かよう考へておる次第でございます。

○政府委員(松尾邦彦君) お尋ねの消費生活用製品安全法は、四十年代の後半、所得水準の向上と技術革新の進展に伴いまして新たな製品が次々と開発される反面で、製品欠陥による事故、それから製品安全に関する苦情相談が増大いたしましたが、この法律の目的は第一条にございまますように、「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護すること」目的」といたしておるものでございます。

○政府委員(松尾邦彦君) 金属製バットは、五十年六月に特定製品として指定したわけでございますけれども、ただいま先生お話しのとおり、五十八年一月に指定の解除を行いましたが、この背景は、五十三年度以降製品欠陥によります人身事故が皆無であったことなどによりまして、その安全性に見きわめがついたために解除を行つたわけでございます。

○内藤功君 事故が皆無であった。ところが、解除をした後事故が起きてきたんですね。昨年、いわゆる飛ぶバット、よく球がこれで打つとふつ飛び、ふつ飛びということでホームランが余計出るということで出回ったんだけれども、実際はいろいろ事故が起きましたね。欠陥がある商品がつくられておったことが明らかになつて大問題になりました。私、当時の新聞をいっぱいここへ持つております。検査したところが大半が安全基準を満たしていないということがわかつたわけなんですよ。こういう安全基準を満たしてしない、いわば欠陥の商品、そういうバットが大量に出回つたということについて、その原因はどういうふうに判定をされておりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 金属製バットの欠陥によ

る事故につきましてでございますけれども、特

に本年七月、金属製バットについての折損事故が

相次いで起こつたわけでございまして、これにつ

きましては、特定ブランドの金属製バットにつ

いて、球が当たる部分とバットの握りの部分との中

間部分でございますいわゆるテーパー部と、いうと

ころが折れる事故が相次いだわけでございます。

私どもいたしましては、その後直ちに関係者か

ら事情を聞きまつたり、当該企業に早期回収等の

指導を行い、あるいは製品安全協会に立入検査、

テストの実施等を行つて原因究明を行うように指

示したわけでございます。

その結果、いろいろ技術的な基準の点において

検討すべき点があることもその原因との関連にお

いて出てまいつてあるわけでございますけれども、このような折損事故を起こした品物が出荷當

時果たして安全基準に適合していたかどうかを事

後的に検証することはなかなか難しかつたわけで

ございます。そこで今年七月のこの折損事故と同

じ

系品である品物につきましては、その後事後的な

検査を行つた限りでは、そのものに基準不適合の

結果は得ませんでしたけれども、私どもといたしましては、事故原因をいろいろ調査したところで

は、先ほど申し上げたテーパー部というところの

強度がやわかつた、腐食があった、それからバッ

トの伸び率が低下していったというような三つの複

合要因で生じたものという結論が得られておるわ

けでございまして、そのような背景を考えてみま

すと、基準を策定したときには予想得なかつた

新製品の開発といったような動きもあるうかと考

えておるわけでございます。

○内藤功君 ななかか苦しい答弁ですが、これは

もう指定している間は起きなくて、指定解除して

から続出しておるんですから、もう私は大体はつ

きました。私が第一の点でございますが、第二の点につ

きましては、指定解除後におきましても、結局、

指定解除後は認定製品、いわゆるSGマークとい

うことになるわけでございますが、製品安全協会

によりまして安全試験テストを引き続き実施され

てまいっております。

○内藤功君 特定製品に指定しておいたときは通

省の通商産業検査所ですか、いわゆる通産検査所

がずっと安全試験テストをやっておられたわけです

ね。ところが、指定解除されると今度は製品安全

協会、製品安全協会は自分でやるわけじゃないん

ですよ、民間に委託してやるわけです。これは國

の手から外れちゃうわけですよ。そうして、そり

ういう切りかえの中で、さつき言つたような相次ぐ

事故、高校野球大会の前にすつもんだしたああ

いう動きというのが起きたわけでしょう。スポ

ーツ愛好人口が多いですから、これは非常に大関

心事であります。そうして、この問題が起つて

から、また今度は通商産業検査所が緊急の試験テ

ストをやつたんだしよう。そういうふうな経過を

見ると、やっぱりこれは特定製品の指定を解除す

べきではなかつたと、ここのことろが一番の中心

の問題になると私は思つてますね。いかがですか。

いたのかどうか。この二点をまとめてお伺いした

い。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

ように、今回の折損事故に関して見ますと、基準

策定時には予想し得なかつた新製品の開発といつ

た動きが背景にあるわけでございますが、私ども

いたしましては、先ほど申し上げましたような

原因の分析も踏まえまして、早速企業に対しまし

て、このような事故原因につながる点については

十分メカニーにおいて今後の対応をきちんと行う

その結果このような事態になつたということだろ

う指導いたしたこととあわせまして、このよう

な状況を踏まえまして製品安全協会におきまし

て、安全基準の見直しのための補足調査が鋭意進

められているところでございますが、できるだけ

早い時期にこの安全基準の改定を行つよう審議を

進めまして、いたしましたと考へておる次第でござ

ります。

それが第一の点でございますが、第二の点につ

きましては、指定解除後におきましても、結局、

指定解除後は認定製品、いわゆるSGマークとい

うことになるわけでございますが、製品安全協会

によりまして安全試験テストを引き続き実施され

てまいっております。

○内藤功君 新製品が開発された、それが当時予

測すべからざることであった、だからそういう新

製品の開発に対してそれを検査し、それに対する

必要な措置をとるために政府認証制度で特定製

品の指定をずっと続けておればよかつたんじやな

いといったことですね。いろいろメーカー

えたわけでございまして、そのため早急な手と

しては、メーカーに対する指導も急いで行いまし

たが、安全基準の見直しも早急に進めてまい

ることにあります。それでございまして、そのた

めに、安全基準の見直しも早急に進めてまい

ることにあります。

○内藤功君 ななかか苦しい答弁ですが、これは

もう指定している間は起きなくて、指定解除して

から続出しておるんですから、もう私は大体はつ

きました。私が第一の点でございますが、第二の点につ

きましては、指定解除後におきましても、結局、

指定解除後は認定製品、いわゆるSGマークとい

うことになるわけでございますが、製品安全協会

によりまして安全試験テストを引き続き実施され

てまいっております。

○内藤功君 特定製品に指定しておいたときは通

省の通商産業検査所ですか、いわゆる通産検査所

がずっと安全試験テストをやっておられたわけです

ね。ところが、指定解除されると今度は製品安全

協会、製品安全協会は自分でやるわけじゃないん

ですよ、民間に委託してやるわけです。これは國

の手から外れちゃうわけですよ。そうして、そり

ういう切りかえの中で、さつき言つたような相次ぐ

事故、高校野球大会の前にすつもんだしたああ

いう動きというのが起きたわけでしょう。スポ

ーツ愛好人口が多いですから、これは非常に大関

心事であります。そうして、この問題が起つて

から、また今度は通商産業検査所が緊急の試験テ

ストをやつたんだしよう。そういうふうな経過を

見ると、やっぱりこれは特定製品の指定を解除す

べきではなかつたと、ここのことろが一番の中心

の問題になると私は思つてますね。いかがですか。

いたのかどうか。この二点をまとめてお伺いした

い。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました

ように、今回の折損事故に関して見ますと、基準

策定時には予想し得なかつた新製品の開発といつ

た動きが背景にあるわけでございますが、私ども

いたしましては、先ほど申し上げましたような

原因の分析も踏まえまして、早速企業に対しまし

て、このような事故原因につながる点については

十分メカニーにおいて今後の対応をきちんと行う

その結果このような事態になつたということだろ

うと思います。したがいまして私どもといたしま

しては、SマークからSGマークへの移行に伴つ

て制度的な理由によって生じたというよりも、技

術開発的な進展の結果安全基準が実情に適合しな

くなつたことにあるのではないかというふうに考

えたわけでございまして、そのため早急な手と

しては、メーカーに対する指導も急いで行いまし

たが、安全基準の見直しも早急に進めてまい

ることにあります。

○内藤功君 ななかか責任をお認めになりませ

ん、新製品の開発云々ということも、指定を解除

しているからこういうことが発見できないと、私

はそう断定せざるを得ないですね。

そこで次に、さきの商工委員会の附帯決議であ

りますけれども、特定製品を拡大していくというがこの附帯決議の立場だと思うんですが、消費生活用品の事故は依然として年々減っていない。そういう経緯からも特定製品の範囲をむしろ今は拡大していくべきだ。ところが実際は逆行しておると私は思うんですね。通産省はこの特定製品の範囲の拡大については具体的に検討しておられるかどうか。例えば金属製の脚立とか乳母車とか、ああいうものは統計上事故が非常に多いですか。こういうふうな拡大を考えているかどうか。あなたの方からもらった資料によると、年間二百件を超えてますよ。減ってません。死亡事故も起っている、物によつては。乳幼児用ベッドなんかでは死亡事故が起きてる。こういう特定製品の拡大についてなぜ検討しないか、それとも通産省としてはもう今後はこれは拡大しないといつたします。

○政府委員(松尾邦彦君) 御案内のことござりますけれども、特定製品といたしましては、構造、材質、使用状況等から見まして、一般消費者の生命、身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を選んで、審議会に諮った上、政令指定することにいたしておりますけれども、御指摘のとおり特定製品としては、従来九品目、そして金属バットを外して現在八品目ということになつておるわけでございます。

私ども現時点におきましては、特定製品の指定状況は、現行の八品目におきまして消費者保護上必要十分なものと考えており、範囲拡大について今考えておるわけではございません。しかし、もとより今後技術の開発、商品の開発というものは時刻々進んでまいるわけでございますし、それに応じまして特定製品に指定すべき要件を満たしておると考えられるものが将来生ずることは当然考えられるわけでございますので、私どもいたしましては、新しい技術の開発の動向、商品開発の動向等につきまして十分これからも目を光らせまして適切な対応を図るようにいたしてまいりたい

りますけれども、特定製品を拡大していくというのがこの附帯決議の立場だと思うんですが、消費生活用品の事故は依然として年々減っていない。そういう経緯からも特定製品の範囲をむしろ今は拡大していくべきだ。ところが実際は逆行しておると私は思うんですね。通産省はこの特定製品の範囲の拡大については具体的に検討しておられるかどうか。例えば金属製の脚立とか乳母車とか、ああいうものは統計上事故が非常に多いですか。こういうふうな拡大を考えているかどうか。あなたの方からもらった資料によると、年間二百件を超えてますよ。減ってません。死亡事故も起っている、物によつては。乳幼児用ベッドなんかでは死亡事故が起きてる。こういう特定製品の拡大についてなぜ検討しないか、それとも通産省としてはもう今後はこれは拡大しないといつたします。

○政府委員(松尾邦彦君) 御案内のことござりますけれども、特定製品といたしましては、構

造、材質、使用状況等から見まして、一般消費者

の生命、身体に対して特に危害を及ぼすおそれ

が多いと認められる製品を選んで、審議会に諮つた上、政令指定することにいたしておりますけれども、御指摘のとおり特定製品としては、従来九品目、そして金属バットを外して現在八品目とい

うことになつておるわけでございます。

私ども現時点におきましては、特定製品の指定

状況は、現行の八品目におきまして消費者保護上

必要十分なものと考えており、範囲拡大について

今考えておるわけではございません。しかし、も

とより今後技術の開発、商品の開発というのは時

刻々進んでまいるわけでございますし、それに

応じまして特定製品に指定すべき要件を満たしておると考えられるものが将来生ずることは当然考えられるわけでございますので、私どもいたしましては、新しい技術の開発の動向、商品開発の動向等につきまして十分これからも目を光らせまして適切な対応を図るようにいたしてまいりたい

と思います。

○内藤功君 それで具体的にそういう体制があ

るかどうかをお伺いしたいんですが、まず輸入製

品の安全検査についてお聞きしたいんです。

現在我が国に輸入される特定製品は国が個別に

安全検査を行っていますけれども、今回の本法案

がもし仮に通るとしますと、いわゆる第二種の特

定製品というものが今度新しくできるわけですね。

その輸入については国の検査というものはもうな

くなるはず、法律上事実上なくなる。そして業者

の自己認証といふことになるわけですね。そうす

ると、この輸入製品についてまさか外国の製造業

者のところに行つて立入検査をやるわけにはいき

ませんし、結局、国内の輸入業者任せということ

になりますか。これでは安全性の確保はこの面

では完全にすばっと穴があいてしまうということ

になると思います。大臣がちょうど今お見えにな

りましたので、どちらからでも結構です。

○政府委員(松尾邦彦君) 私どもかねがね特定製

品に係ります安全基準の遵守状況の把握等を目的

いたしまして、毎年御指摘の安全試買テストを

実施しているわけでございますけれども、今回の

法改正によりまして導入されます第二種特定製品

につきましても、当然のことながら從来同様この

安全試買テストを行なうわけでございますけれど

も、特に自己認証制度の導入に際しまして、御指

摘がございましたように、安全性の確保、消費者

安全のための保護に遺漏なきを期していくとい

うで、第一に、輸入事業者に対する改善命令、回収

命令等の厳正かつ機動的運用に努める。第二に、

輸入事業者及び販売事業者に対する立入検査、輸

入品に関する試買テストについては、今後必要に

応じて自己認証品目に重点を置いて実施するなど

その充実に努める。こうした措置を講ずるに當た

りましては、内外製品の無差別な取り扱いについ

て十分配慮していくということでございまして、

今回の中止によって第二種特定製品、第一種ガス

用品等については自己認証に移したいと、こうい

う考え方でございます。

○内藤功君 そこで、今御答弁があつたんです

が、外國の製造業者には立入検査ができるない、

今、立入検査と大臣がおっしゃいましたのは国内

の商社等であります。そういうことで一体消費者

の不安がぬぐい切れるかということなんですよ、

と考へておるわけですが、主体は。

○政府委員(松尾邦彦君) 特定製品の試買テスト

につきましては、第一種も第二種も従来同様通商

産業検査所において行なうことといたしておりま

す。

私のずっと言つているのは、事故が起つてから

じや遅いんです。通産省はほかの委員会などで

御答弁で、輸入品が販売される前の段階でも所要

の対応が因られる、こういうふうに述べておられ

ます。

そこで、今言葉に出ました安全試買テストの問

題にちょっと今度は絞つて聞きたいんですよ。通

産省はこれが万能薬であるかのように言うもので

すから、果たして実態はどうかという意味で私は

お聞きしたいんです。第二種特定製品というもの

が、今度のこの法案がもし仮に通つてそういう概

念がつくられると、この第二種特定製品全部につ

いて安全試買テストをやることなんだとござ

いましょうか。

○政府委員(松尾邦彦君) 私どもかねがね特定製

品に係ります安全基準の遵守状況の把握等を目的

いたしまして、毎年御指摘の安全試買テストを

実施しているわけでござりますけれども、今回の

法改正によりまして導入されます第二種特定製品

につきましても、当然のことながら從来同様この

安全試買テストを行なうわけでございます。

○内藤功君 これはずっと減つているんですね。

あなたの方の資料を見ますと、昭和五十年度が十

五品目でしたが、昭和五十九年度は八品目です

ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○政府委員(松尾邦彦君) 五十八、五十九と前

年比減少いたしております。

○内藤功君 残念ながら減つているわけです。

あなたの方の資料を見ますと、五十年度が十

五品目でしたのが、昭和五十九年度は八品目です

ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○政府委員(松尾邦彦君) 当初から見ますと、ふ

いております。

○内藤功君 これはずっと減つているんですね。

あなたの方の資料を見ますと、昭和五十年度が十

五品目でしたのが、昭和五十九年度は八品目です

ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○政府委員(松尾邦彦君) 五十八、五十九と前

年比減少いたしております。

○内藤功君 残念ながら減つているわけです。

あなたの方の資料を見ますと、五十年度が十

五品目でしたのが、昭和五十九年度は八品目です

ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○政府委員(松尾邦彦君) 五十八、五十九と前

年比減少いたしております。

○内藤功君 残念ながら減つているわけです。

あなたの方の資料を見ますと、五十年度が十

五品目でしたのが、昭和五十九年度は八品目です

ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○政府委員(松尾邦彦君) 五十八、五十九と前

年比減少いたしております。

○内藤功君 残念ながら減つているわけです。

あなたの方の資料を見ますと、五十年度が十

五品目でしたのが、昭和五十九年度は八品目です

ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○内藤功君 今までの実施状況のデータを出してもらいたい。まず、通産省はほかの委員会などで御答弁で、輸入品が販売される前の段階でも所要の対応が因られる、こういうふうに述べておられました。

○内藤功君 それで具体的にそういう体制があるかどうかをお伺いしたいんですが、まず輸入製品の安全検査についてお聞きしたいんです。

現在我が国に輸入される特定製品は国が個別に安全検査を行つていますけれども、今回の本法案がもし仮に通るとしますと、いわゆる第二種の特定製品というものが今度新しくできるわけですね。

その輸入については国の検査というものはもうな
くなるはず、法律上事実上なくなる。そして業者
の自己認証といふことになるわけですね。そうす
ると、この輸入製品についてまさか外国の製造業
者のところに行つて立入検査をやるわけにはいき
ませんし、結局、国内の輸入業者任せということ
になりますか。これでは安全性の確保はこの面
では完全にすばっと穴があいてしまうことにな
ります。大臣がちょうど今お見えにな
りましたので、どちらからでも結構です。

○政府委員(松尾邦彦君) 私どもかねがね特定製
品に係ります安全基準の遵守状況の把握等を目的
いたしまして、毎年御指摘の安全試買テストを

実施しているわけでございますけれども、今回の
法改正によりまして導入されます第二種特定製品
につきましても、当然のことながら從来同様この
安全試買テストを行なうわけでございます。

○内藤功君 これはずっと減つているわけですね。
あなたの方の資料を見ますと、昭和五十年度が十
五品目でしたのが、昭和五十九年度は八品目です
ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○政府委員(松尾邦彦君) 検査所の定員につきま
しては、五十年度末では六百四十四名でございま
すと、五十四年から五十七年までは十一品目で横
ばいでござりますけれども、五十八、五十九と前
年比減少いたしております。

○内藤功君 残念ながら減つているわけです。
あなたの方の資料を見ますと、五十年度が十
五品目でしたのが、昭和五十九年度は八品目です
ね。ですから、あなたの言つたのは事実と違います。

○政府委員(松尾邦彦君) 検査所の定員につきま
しては、五十年度末では六百四十四名でございま
すと、五十五年から五十六年となり、六十年度末
では五百五十五人となることになつております。
なお、この人数は、昭和五十年度及び昭和五十年度末の人員は、繊維製品検査所が工
業品検査所と合併いたしましたので、その両者の
数字を足し合わせたものでございます。

○内藤功君 わかりました。
今度、お金の方はどうですか、予算の面は。昭
和五十年度から六十年度、これを比べて減つて
いるんですか、ふえてるんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 安全試買テストの予算
の額を見てまいりますと、中間年次におきまして
ふえている時期もござりますけれども、最近三年
間で見ますれば前年に比べて少しずつ減つてお
ります。

ます。

○内藤功君 もう一つ、製品安全性確保向上対策費、こういう費目の予算は減っていますか、ふえていますか。

○政府委員(松尾邦彦君) この予算につきまして

も、先ほどと同様に長い期間で見ますと、ふえた

り減つたりいたしておりますけれども、例えば最

近三年間で見ますと、少しずつ減っております。

○内藤功君 みんな減つておるんですよ。人間も

減つておる、品目も減つておる、予算も減つてお

る、安全対策も減つておるんですよ。甚だこれは

遺憾な状況です。それで安全試験テストをこれからやるから、第二種特定製品に指定されても大丈

夫だとかということを言われても、この体制じや

ちょっとね。もちろん言葉は、いい言葉を言うの

はいいんですよ。しっかりとやりますということを

言うのはいいんです、悪いとは言わない。しかし

、実際の体制は、この十年間もう軒並み下がっ

ているわけであります。

そこで、大臣にお聞きしたいんですけども、

通産省の産業構造審議会は、八〇年代通産政策ビ

ジョンというのを既に昭和五十五年三月に発表さ

れたが、「製品に対する安全性のニーズは、従来

に比べより一層強まるが、これに応えるため、企

業、行政の両レベルにおいて、厳格な事前、事後

の安全チェックシステムの充実」をやれという答

申をしておる。それから、大臣がお見えになる前

に私はここでやつたんですが、商工委員会での重

要なる附帯決議がありますね。これは当然お守り

いただく立場だらうと思うんですけど、そういう面

からいって、この安全試験テストを中心とする安

全確保の体制というのは、人と予算をもつとあや

さなければこれはだめですよ。こんな減つておる

中においてのこのような法改正では、これはます

ます安全性の面では大きな抜け道、穴をあけるも

のであります。私は、その点、大臣がこの人と予

算の面について、どういうふうなお考えで臨まれるか、ここのことをお聞きしないといかなと思

うんですね。いかがでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 消費生活用製品に対

する自己認証制度の導入ということは、消費者保護上遺漏のないような配慮をしなきゃなりません。これは先生御指摘のとおりでございます。

具体的には、事業者に対して一定事項の届け出

義務だとか基準適合義務を課すとともに、改善

命令、回収命令、罰則等によってこうした義務の

履行を担保すること。第二に、製品が満たすべき

安全基準については、今後とも安全性の確保に遺

漏なきよう国がこれを定めること。第三に、自己

認証品目の具体的選定に関しましては、当該品目

に係る技術水準等を十分勘査した上で審議会に図

り、これを定することとしております。

通産省としては、今委員御指摘になられたよう

に、予算、人員その他減少しているがどうかとい

うことでございますが、安全性確保は最も大事な

問題でございまして、予算の確保等にも努めま

しょうと、消費者の安全が十分に確保されるよう

な万全の努力をいたしたいと思っております。

○内藤功君 大臣、概算要求じやどんなふうな御

努力をなさっているんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほどの御指摘の予算

の点につきましては、御案内のような最近の厳し

い財政事情でございまして、若干の減額をせざるを得ないかと思います。

しかしながら、一言ちょっと申し上げさせてい

ただきますと、人員の点についても、先ほどのお

話のように若干の減少が行われておりますけれど

も、厳しい定員事情のもとではござりますけれど

も、限られた人間の中で十分業務の合理化を進め

る等によりまして適正な配置を行いまして引き続

き万全を期してまいりたいと思っております。予

算につきましても限られてはおりませんけれども、

自己認証品目に移行する品目に重点を置いて試買

検査等を行うことによりまして、消費者の安全の

確保に十分効果を上げられるよう努力いたしてま

りりたいと思っている次第でございます。

○内藤功君 次の質問に入ります。通産省は結構

後藤田大臣にお伺いしたい。

今お聞きになつたようなこと、自己認証制度の問題一つとっても、これは本来商工委員会で、私

などよりずっと専門の経験豊かな常任委員の諸氏

によつて、十分時間をかけて慎重審議されなきゃ

ならない問題だというふうに私は痛感を今いたして

おるところです。それからして、航空機関士の問

題も各委員から述べられましたね。これなんかも

運輸委員会でそれの専門委員の方から徹底的に時

間をかけてやらなきゃならぬ。地代家賃統制令は

建設委員会の大きな問題でしよう。地代家賃統制

令なんかは過去四回ぐらい廢棄になつてゐるとい

う法案ですね。そういうものを含めて二十六本の

法案がこの委員会に一括の法案として出てきてい

る。

私たちの党は、二十六全部分析しまして、その

うち十一は直率に言って賛成してもいい法案で

す。ただ十五は賛成できません。しかも十五のうち

今言つたようなこの三つはどう考へても短期間に

この内閣委員会で上げるというような性格のもの

じゃないと私は思つてゐるわけなんです。

前置きはそのぐらいたしまして、私は、議会制

民主主義という大きな言葉で言ひますと、これは

いろんな内容があるけれども、国会の常任委員会

に集まつておられる議員各位の知能、経験という

ものを集中して、一番詳しい審議を行つて国民の負

託にこたえなきゃならぬ、こういうものだと思い

ますね。私は、そういう意味で、この法案の出し

方は、趣旨、目的は共通しているからこれでいい

んだと、中曾根総理も言い、官房長官も言ひます

けれども、私は納得できないんです。例えば、航

空機関士がどうして民間活力と関係があるか、航

空機関士がどうして貿易摩擦緩和と関係があるか

と聞かれたら、即答は恐らく後藤田先生でもでき

ないだらうと思うんですね。

私は、国民的なみんなの合意があつて満場一致

で決まるような法案なら、それはいいでしよう。

しかし、これだけの大きな問題のあるものは、こ

れはすべからく各常任委員会に回して慎重審議を

する、こういう原則を確立しないと、これから非

常に安易に法案の出し方が流れる。私はこの法案に反対の立場です。しかし、その反対賛成の立場を今離れて、国会の審議権という立場からゆき

て早く通してもらいたいという政府の立場じゃな

くて、慎重に審議をして法案の問題点をすべて明

らかにして、最後に採決、賛否を問うというのが

議会制民主主義の本旨だと私は思うんです。ここ

らあたりどういうふうに考えておられるのか。この

法案の責任ある大臣としての御答弁を求める

と思います。

○国務大臣(後藤田正晴君) この法律案は、かね

がねお答えをいたしておりますように、社会経済

の活性化、国際経済摩擦の解消、こういったよう

な統一的な政策のもとで、規制の緩和という趣

旨、目的を同じくするものという観点に立つて一

括できるという限度のもの、これはかねがね法制

局でも政府の見解を述べておりますが、そういう

基準、これに照らして一括をさしていただいて

的なことは申しませんが、私は素直に、日本としてもここまで技術水準が上がり、そして品質管理が向上しておるといった中において、日本だけが金属バットにとって言うならば、役人ははじめですから一本一本検査しなきゃ日本の市場に入れないとやないか、こういう厳しいことが日本の市場の閉鎖性の象徴としてとられておった。昭和五十八年、私は官房長官でした。こういったようなことをいろいろ考えますと、世の中全体の流れの中で、日本の市場の開放性ということを図っていくことはやっぱり重要なことではないのかと、かように実は考へる。しかし、さればといって、その中で法律改正をお願いするときには、これは從来からの厳しい基準に照らしまして、当然常任委員会という役割があるのですから、一括でくるものは一括できるという範囲内のものにとどめると

○内藤功君 最後に、私はベストの体制でやるというのが国権の最高機関たる役割を果たすことだと思うんですよ。ベストの役割というのは、この法案については専門のどこの委員会でござるべきか、その委員会で時間をかけ、そして慎重に審議をしていくという原則が破られるることは大変なことだと思います。そのことだけを申し上げておきます。

○柳澤錬造君 私はこの自己認証制の導入ということには賛成なんです。しかし、今までずっと聞いておりまして、果たして賛成していいものやらどうかわからぬような気持ちになつてきて、私たちが考へていることと政府がお考へになつていることがどうしたことなんだろうかという気がするんで、だからまず冒頭にこの自己認証制はどういうことなんですかということを特命室の方からお答えいただきたいのです。

○政府委員(海野恒男君) 自己認証制というのは広義にも解釈されますが、狭義にも解釈されますが、一般的に申しまして、商品の生産、輸入あるいは販売に際しまして政府が一応の基準をつくらる、あるいは規格をつくる、それをその基準に合

つておるかどうかということを政府が認証する場合と二つのケースがあるかと思いますけれども、自己認証制と申しますのは、その基準に合ふかどうかを政府でなくして製造者みずからが責任を持ってやりますと、それが何を意味するかをみずから認証するわけでございますので、その規格基準に合うことを義務づけられますし、同時にそれについての責任を持たされるということになります。

○柳澤錬造君 要するにこの程度のことは自分で責任を持ってやりなさいということですね、わかりやすく言えば、そこで、初步的なことをまずお聞きしていくわけだけれども、政府は基準・認証制といふことでどのくらい今お持ちになっているのか。それから今度のいよいよ自己認証制を採用してこれによういうのが幾つあるのか。その数字を取り上げていただきたい。

○政府委員(海野恒男君) 今回のアクションプログラムの策定過程におきまして、私どもは国の法令等にかかるります基準・認証制度すべてを実はさなければなりません。その中で私どもがこれは当然検討対象にすべきだと考えた法律は基準・認証制度に関しまして三十一ございます。

それから輸入手続に関しまして十一ございまして、結局四十二法令について私どもは給点検をいたしたわけでございます。

○柳澤錬造君 認証制度の中での自己

幾つあるんですかと聞いている。今度幾つやつたということはわかった。

○政府委員(海野恒男君) 私どもが対象にいたしましたのは四十二でございますけれども、法令とありますと数は八十を超す数字がございます。

○柳澤錬造君 よく聞いておいてよ。基準・認証制でやっているのが、現在法律もあれば省令もあれば政令もあるでしょうが、その合計全部は幾つですかと聞いている。

○政府委員(海野恒男君) 一つの法律の中にも幾つかありますので特定の幾つというふうに申し上げられませんけれども、基準・認証制度にかかる部分は三十一の法律にかかる部分でございます。

○柳澤錬造君 私は、いろいろきょうも前回も意

見があつたんですが、民間活力をとと言うならばどうしてもっと自己認証制の方に移さないんですね。そしてつくつておる者自体が責任を持ちなさいよ、きちんとやるんですよというふうな方向になぜやらないのかと言つて。私から見るならばもっと多くやれるのじゃないのか。なぜそれがやれないのか。どうも私たちの耳に入つてくるのは、お役人さんが反対しているからやれないんだという声も入つてくるわけだけれども、そういうことはないんですか。ぶやきたくないのか、やりたくないのか、やれないのか、どうなんですか。

○政府委員(海野恒男君) 今回の策定過程で措置しました八十八項目の中には、基準・認証制度の中で自己認証制に移行するものは先ほど申しましたように十四項目あるわけでございます。それ以前、この自己認証制にしなくてはいけないというふうなこともあるわけですが、そのためには需要者の方も責任を持つて選択するといふことが新しい時代のあり方であるという考え方の方は、いつまでも長い間政府に甘えていましたので、今後可能なものは一層この制度の導入のため進むべきだと思っておりまして、現時点ではあるいは需要者の方も責任を持つて選択するといふことが新しい時代のあり方であるといふ考え方からこういう制度を導入したわけでございますので、それからこういう制度を導入したわけでございます。

○柳澤錬造君 その中で御指摘の基準・認証制度の

のはすべて移行する方向で措置をとるということに決めておるわけでございます。

○柳澤錬造君 私の聞いたことに答えてくださいね。

今幾つやつたかということはわかつてゐるわけなんだ。さつきから言うとおり私は、自己認証制度でやっているのが、現在法律もあれば省令もあれば政令もあるでしょうが、その合計全部は幾つちらなんだつて聞いたんです。だから、そういう点に立つて、今の現状は趣旨説明を聞いてわかつてゐるわけだから、今後に向かってさらにそれを拡大していくというそういうスケジュールをお持ちなんですか。そこら辺はどうでしようか。先ほどの松尾審議官のお話を聞けば、これ以上ふやさぬと言つてゐるわけでしょう、ああいう答弁をさしきした。だから、そういうふうなことの答弁をされちゃうから私は全く政府が何を考えているんだかわからぬ。少なくともこの問題は通産省よりか特命室へ聞いた方がいいと思ったから私わざわざよう特命室に来ていただいたんだけれども、今のことだけちょっとと言つてください。

○政府委員(海野恒男君) 私どもは今回の作業ではできるものはすべてやつた。しかも確かにいつもおこなつたのでございました。その中で私どもは、いつまでも長い間政府に甘えていましたので、今後可能なものは一層この制度の導入のために進むべきだと思っておりまして、現時点ではあるいは需要者の方も責任を持つて選択するといふことが新しい時代のあり方であるといふ考え方からこういう制度を導入したわけでございますので、それからこういう制度を導入されたわけでございます。

それから私は先ほどの答弁を聞いておりませんでしたのでどういう答弁があつたかわかりませんけれども、消安法でいえば、一種から二種に移すのが八項目、それから拡大いたしましたものが幾つかあるわけでございます。例えば自動車の安全性を自己認証させるかどうかというようなこともあるわけでございます。しかしこれは日本の制度から見ますと、自動車の安全性を供給者に自己認証させるという段階にまだ至つていなさいということで、今回はこれを八十八項目の中に入れてそのまま導入するということには至らなかつたわけでございますけれども、私どもは現時点で可能な限り自己認証制に移行できるもの

法律、政令、省令とあるでしよう、それが全部で

な状況であれば、次々と自己認証制に移して、そして供給者に責任と基準を守る義務の感情を植えつけていくという方向は今後とも進めるべきだといふふうに思つております。

○柳澤鍛造君 もう結構です。

あとこの問題で経企庁に伺います。この自己認証制に絡んでお聞きしていくわけだけれども、さつきから言つておられるように、私はもっと拡充していけという考え方です。拡充していくことの考え方方に立つけれども、同時に先ほどからいろいろ出されているように、人間の生命だと健康だとか、そういうことについてはよほど注意を払わなければいけないし、それで損害賠償とかなんとか、そういう事故の問題が起きてくると思うんですね。そういうときなどはどう扱うかということはきちんとおかないと困るし、どちらかというと、そういう場合は從来は被害者の方が立証責任をやらにやいかぬようのが日本の一つのあり方だつたんです。

〔委員長退席 理事曾根田郁夫君着席〕

アメリカなんかだとそうではなくて、物をつくって事故が起きたら企業の側がそういうことについて立証責任を果たさなきやいかぬ。そういう点に立つならば、日本もそういう意味においてはそういう場合の立証責任というのは企業側に負わせるべき方向につきましては、基本的な考え方として一つの方向を示されると存しますが、現実の問題といったしまして、今度のアクションプログラムにおける自己認証への移行に関連いたしましては、御存じのとおり原則自由・例外制限といいますか、そこは慎重に扱うといふふうに思ひます。しかしそういう中でもう当然認証の責任が政府から事業者に移るわけですから、當然

その事業者に對して責任の自覚を強く求めるとともに、それを担保する所要の措置を講じていくことをしているわけでございます。

それで、御指摘の消費者に被害が生じた場合企業側の責任、被害救済、あるいはその立証をどうするかという問題は、広く一般的な言い方で申しますと製造物責任の問題になろうかと思ひますけれども、この点につきましては、先生も御存じのとおりかと存じますが、民法の基本にかかる問題でもござりますし、いろいろ議論のあるところでありまして、諸外国の動向を踏まえながら、長期的な課題として関係省庁と連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

○柳澤鍛造君 結構です。あと通産省に輸出検査の問題でお聞きしてまいります。時間がないですから簡潔明瞭に要領よくお答えをいただきたいと思います。

ことしの九月二十四日の閣議決定で、指定貨物の百四十品目を三年間で三十品目減らす、こう出されているわけですから、極めて初步的なことですが、この輸出検査の目的というは何ですか。

○政府委員(村岡茂生君) 輸出検査法第一条に規定されておりますように、輸出検査を実施することによりまして輸出品の価値の維持及び向上を図り、もって輸出貿易の健全な発達に寄与することを目的としております。

○柳澤鍛造君 そのとおりだと思うのですが、そこでその輸出検査機関いろいろそれぞれあるわけだけれども、その性格といふものはどうなつてゐるんですか。どなたがおやりになつてゐるか、費用を検査を受ける企業に負担させているようなふうなことは間々あることだと思います。したがいまして、新聞の記事は、やや極端でしかしながら、多少はいろいろ新聞も尾ひれをつけるかの検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の放り込んで、それでも正常に作動するかどうか、さらには測定器を使ってのチェックなどだ。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額検査を必要とする例えば中小企業の製品のようないかどか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それも抜きとりの三十二台にかかる費用を負担せざるを得ない。ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テーブレコーダーは一台について二十三円の金額�查査料がとられる。それも抜きとりの三十二台についてではなく五十万台丸ごと対象。金額にして一千五百五十分円。しかし、これでは取り過ぎとの後ろめたさがあつてかどうか、メカニカルの試験機器を借りたという名目で、協会は四〇%相当の四百五十二万六千八百五十円を「返戻金」として戻してくれる。で、実質検査料は六百九十七万三千五百円。一人の検査官が五時間で検査を終えるから、時給百三十九万四千六百三十円という計算になります。前者は御案内のとおり例えれば通商産業検査所でござります。後者はいろいろ要件が法律に定められてございまして、民法第三十四条の規定による

公益法人であること、検査施設等の物的設備を十分備えておること、經理的な基礎があること、その他、業務運営規程とか事業計画等大臣の認可その他監督に服すると、こういう体系になつておられます。そのような公正な運営を担保した上で指定されたと存じますが、民法の基本にかかる問題でもござりますし、いろいろ議論のあるところでありまして、諸外国の動向を踏まえながら、長期的な課題として関係省庁と連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

○柳澤鍛造君 そういうところへも受益者負担とおなつておりますが、一言で申しますと、受益者負担の原則にのつとつものであると理解するわけでございます。

〔理事曾根田郁夫君退席 委員長着席〕

昭和三十二年輸出検査法ができて、悪い品物が出でないかのようにできたわけだからいいことなんですが、しかしながらそういうふうな形で生まれた法律が、ここに一つの事例としてテーブレコードの輸出検査のことが出てるんですが、これが大臣、聞いておいてください。こんなことが本当にあるのかと思うんですけどね。

○柳澤鍛造君 そういうところへも受益者負担というふうな言葉が通じるんですか。これは大臣、聞いておいてください。こんなことが本当にあるのかと思うんですけどね。

○政府委員(村岡茂生君) その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になつておるわけでございます。したがいまして、その検査はコストが幾らかかるかって幾らの検査料を徴収した

ことになると、何を基準にしてお決めになつていいのか。もう簡単で結構ですから要点だけお答えください。

○政府委員(村岡茂生君) 検査品目の指定の基準は二つございます。一つは、苦情が輸出先国から相当数発生しておる、あるいは業界の過当競争体質等から品質の低下のおそれが非常に強いというものであつて相当額の輸出がなされている、こういう基準で指定をしてまいりました。したがいまして、自転車、ラジオ等はそのような考え方で指定されてきたものであります。

他方、自動車、VTR等につきましては、一つはクレームが自転車みたいに相次いで起こつたわけではないということと、同時に輸出先国におきましてアフターサービスの態勢が確立している、あるいは一たび事故が起こつたときに損害補償等の責任態勢が確立しておる、そういう意味において、日本の悪からう安からうというかつてのようないmageを残すというおそれが非常に少ない、こう思われるようなものにつきましては、これは指定していかつたということでございます。

○柳澤錬造君 いろいろ事情はあると思うが、時間もないで最後に通産大臣と長官お二人から御返事をお聞きしたいんです。輸出検査の方も、私から言わせるならば、もう極力おやめになつたらいいでしよう。もしもそんな今もお話しのよう安からう悪からうならば、これだけ貿易摩擦で文句を食うほど出でいくわけないでしよう。日本の企業の方があんまり言われるから少し制限しようとやれば、向こうの方のユーザーがやってきてなんで輸出しないんだと文句を言うくらいの形で、自動車にしたつて何でも今どんどん出ていくわけです。貿易摩擦を起こすようなことをしちゃいかぬ。それはそれなりの対策はとらにやいかぬ。そういうものはよくなつた。いろいろ個々のものを見たって、私もそれほど細かくはつかんでいたけれども、不良品の度合いなんかでもアメリカの製品よりも日本の方がはるかに少ないわけであります。だから、できるだけそういう輸出検査なんかやめるようにして、そのかわりおまえら自分で責

任持てよといつて企業に責任を持たせる。輸出検査をする検査官を政府の機関で持つておつたら、今度事故が起きたときは検査官の方に責任があるんですよ、きちんとしなければいけないと思う

うんです。検査官がやつておきながら、仮に抜き取り検査でも、事故が起きたときに、それはメーカー、おまえらつくつたのが悪いなんてことは言えなくなるんですから、その辺をきちんとしていただかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけない、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なんということは、まだかなきゃいけないし、できるだけさつきの自己認証制となるべくふやしなさいといふのと同じく、こっちの方も輸出検査なん

の不安感を起こさせるというようなことは絶対避けなきゃならぬという、この大前提を踏まえながら、自己認証制度は拡充すべき方向で今後行くべきであるうと、かようには考えます。

それから輸出検査は、たしか昭和三十一年の法律だつたと思いますが、これは粗悪品を出しちゃいかぬ、こういうことでやつたわけですから、今日事情は全く変わつてゐるんですね。したがつて、これらも漸次こういうものは少なくしていくというのが方向であろう。

そして受益者負担の問題で云々といふ質問がありました。これは当時とすれば、粗悪品を出したら、おまえさん方が結局はぐいが悪くなるんだから検査をするんだから出せと、こう言つて、おまえさん方が結局はぐいが悪くなるんだから受益者負担ですよ。しかし今日、受益者負担というのは、今第二臨調なり行革がとつておる受益者負担とは趣旨が違うと、私は率直にさ

りました。そのため、これは民法が基本法でございまるだけ、今は検査その他の技術が発達しておるのでござりますから、簡略にしていくと、この方向がいいと思います。従来から輸出検査の問題は、輸出成績、輸出金額等を勘案しながら検査対象品目の大幅な整理など必要な見直し作業を実施してきてあるところでございます。通産省としては、こ

との関連で、これが民法が基本法でございまるから、それとの関連がございます。したがつて、製造物責任の明確化といふことは、私はこれが必要なことであろうと考えますけれども、民法は必要なことになりますと、これはやはり相当な時間を必要とするな、しかし時間はかかるとも、これは将来の大きな検討課題であろうと、かようと考えるわけでございます。

以上でございます。

○柳澤錬造君 終わります。

○委員長(鶴長友義君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

十二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件

が付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び国際措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

正する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

題名を次のように改める。

一般職の職員の給与等に関する法律

第一条第一項中「及び勤務時間」を「勤務時間、休日及び休暇」に改める。

第二条第三号中「付して」を「付して」に改め、同項第八号中「別表第八」を「別表第九」に改め、同項第九号とし、同項第七号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を「別表第六」に改め、同号を同項第五号中「別表第五」を「別表第六」に改め、同号を同項第六号とし、同項第七号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「別表第五」を「別表第六」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 専門行政職俸給表(別表第一)

第六条第三項中「基づき」を「基づく」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第八条第一項中「基づく」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「改訂する」を「改定する」に改め、同条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第五項及び第八項中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第九条の二第四項中「現日数から」の下に「第十四条第四項又は第五項の規定に基づく」を加え
る。

第十条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、

「基き」を「基づき」に改める。

第十条第三項中「二十一万七千六百円」を「二十三万円」に改め、同項第二号中「四

万千百円」を「四万一千円」に改める。

第十二条第三項中「一万三千二百円」を「一万四千円」に、「四千二百円」を「四千五百円」に、「八千九百円」を「九千五百円」に改め、同条第

四項を次のように改める。

4 職員が児童手当法(昭和四十六年法律第七十

三号)の規定による児童手当の支給を受ける場

合において、次の各号に該当するときは、当該

職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわ

らず、同項の規定による額から、当該各号に掲

げる額を減じた額とする。

一 当該児童手当の額が児童手当法第六条第一

項第一号又は第二号の規定に基づいて算定さ

れる場合において、当該児童手当に係る同法

第四条第一項の支給要件児童(以下「支給要

件児童」という。)のうちで当該職員の扶養親

族たる者が一人以上あるとき 千円に当該支

給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から

一を減じた数を乗じて得た額から、五百円を

控除して得た額

二 当該児童手当の額が児童手当法第六条第一

項第三号の規定に基づいて算定される場合に

おいて、当該児童手当に係る支給要件児童の

うちに当該職員の扶養親族たる者が三人以上

あるとき 千円に同号の規定による当該児童

手当の額の算定の基礎となる数(その数が当

該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養

親族たる者の数から二を減じた数を超えると

きは、当該支給要件児童のうちの扶養親族た

る者の数から二を減じた数)を乗じて得た額

第十二条第三項第一号、第十二条の四及び

第十二条の五中「百分の九」を「百分の十」に改

務する職員の給与等に関する特例法」を「検察官等に関する特例法」に改め、「又は公共企業体」を「若しくは公共企業体」に改め、「使用者の者」の下に「(以下「給与特例法適用職員等」という。)」を加える。
第十二条第二項第一号中「七千二百円」を「七千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千円」に改め、同項第二号中「五千五百円」を「五千二百円」に、「五千五百円」を「六千八百円」を「七千五百円」に、「八千七百円」を「九千六百円」に改め、「三千四百円」を「四千円」に改め、同項第三号中「二万八千三百円」を「二万円」に、「三千六百円」を「四千円」に改める。

第十三条の四第三項中「百分の九」を「百分の十」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

(休日)

第十四条の二 職員は、国民の祝日にに関する法律

(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休

日(以下「祝日法による休日」という。)には、特

に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の

勤務時間においても勤務することを要しない。

第十四条の三 職員の休暇は、年次休暇、病気休

暇及び特別休暇とする。

2. 年次休暇は、一年の年ごとににおける休暇とし、

その日数は、一年において、次の各号に掲げ

る職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数

とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

二十日

二 次号に掲げる職員であつて、当

該年の中途において新たに職員となり、又は

任期が満了することにより退職することとな

るもの その年の在職期間等を考慮し二十日

を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

三 第十九条の二第三項中「第十七条第二項及び

第十八条を「から第十八条まで」と改める。

第十九条の五第二項中「職務の等級」を「職務の

級」に改める。

三 当該年の前年において給与特例法適用職員

等であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く)は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越しができる。

年次休暇を除き、これを承認しなければならない。

年次休暇については、その時期にとき、各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けなければならぬ。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

第五条の六第一項中「第十七条第二項、第十八条を「から第十八条まで」と改め、同条第二項中「、第十七条第二項及び第十八条を「から第十八条まで」と改める。

第十九条の六第一項中「、第十七条第二項及び第十八条を「から第十八条まで」と改め、同条に次の二項を加える。

第十八条を「から第十八条まで」と改め、同条第一項中「一万三千五百円」を「二万四千八百円」に改め、同条に次の二項を加える。

第十九条の六第一項中「、第十七条第二項及び第十八条を「から第十八条まで」と改め、同条に次の二項を加える。

16 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のために、又は疾病に係る就業禁止の措置(人事院規則で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日(人事院規則で定める場合にあつては、一年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

17 前項に規定するもののはか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

別表第一から別表第八までを次のように改め

第十五条中「ときは、」の下に「祝日法による休日」として「(当たり)」を加え、「除く外」を「除き」に、「当り」を「當たり」に改める。

第十七条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「休日において」を「祝日法による休日(第十四条第十二条の五中「百分の九」を「百分の十」に改める。)

第十四条又は第五項の規定に基づき日曜日以外の日

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号 候	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	92,700	113,200	132,200	161,500	176,400	193,200	209,600	227,500	255,400	288,000	328,800
2	95,500	118,800	139,000	168,900	184,200	201,300	217,900	236,100	266,100	299,400	342,600
3	98,600	125,100	145,800	176,300	192,100	209,500	226,300	244,900	276,800	310,900	356,400
4	101,700	132,100	152,700	184,000	200,000	217,700	234,700	253,800	287,500	322,400	370,200
5	105,200	138,500	159,700	191,800	207,900	225,900	243,200	262,900	298,400	333,900	384,000
6	109,100	143,700	166,600	199,600	215,600	234,100	251,800	272,000	309,300	345,400	397,800
7	113,200	148,800	173,400	207,200	223,100	242,300	260,500	281,100	320,200	356,900	411,400
8	117,200	153,700	180,000	214,600	230,600	250,700	269,200	290,200	331,000	368,400	425,000
9	120,800	158,100	185,600	221,700	238,000	259,200	277,900	299,300	341,700	379,900	438,400
10	124,000	162,100	191,100	228,800	245,400	267,800	286,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	126,800	166,100	196,400	235,800	252,800	276,400	295,300	317,300	362,100	399,900	462,000
12	129,600	170,000	201,600	242,800	260,000	285,000	303,700	326,200	371,900	408,700	468,400
13	132,000	173,900	206,800	249,500	266,800	293,500	311,600	334,600	380,600	416,000	474,700
14	134,300	176,700	211,500	256,100	273,500	301,400	318,600	342,900	387,300	422,800	480,500
15	136,400	179,500	216,000	262,000	279,100	308,700	325,000	349,700	393,800	427,400	485,300
16	138,000	182,300	220,500	267,700	284,200	314,700	330,500	356,000	398,200		
17		185,000	224,600	271,900	288,900	320,200	335,600	360,200	402,500		
18		187,500	228,000	275,500	292,600	324,200	339,900	364,100	406,800		
19		189,500	231,200	279,000	296,200	328,000	343,800	368,000			
20			233,600	281,600	299,300	331,800	347,600	371,800			
21			236,000	284,200	302,200	335,600	351,300	375,600			
22			238,400	286,800	305,100	339,300	355,000				
23			240,700	289,300	308,000	342,900					
24			243,000	291,800	310,900	346,500					
25			245,200	294,300	313,700						
26			247,400	296,700	316,500						
27			249,600	299,100							
28				301,500							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

四 行政職俸給表(2)

職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	俸	俸給月額	俸	俸給月額	俸	俸給月額	俸	俸給月額	俸	俸給月額	俸	俸給月額
1		円 83,300		円 115,600		円 130,900		円 148,100		円 171,300		円 195,200
2		85,800		120,600		136,600		153,900		177,100		201,500
3		88,300		125,700		142,300		159,700		183,000		207,900
4		90,800		130,900		148,100		165,500		188,900		214,800
5		93,400		136,100		153,800		171,300		194,800		221,700
6		96,200		141,200		159,600		176,900		200,700		228,800
7		99,400		146,200		165,100		182,200		206,400		235,900
8		102,700		151,100		170,500		187,200		211,600		243,100
9		106,400		156,000		175,800		192,200		216,700		250,300
10		110,700		160,700		181,000		197,100		221,800		257,500
11		115,600		165,400		185,700		201,900		226,900		264,600
12		120,600		169,800		190,400		206,500		232,000		271,700
13		125,600		174,200		195,000		211,100		236,900		278,600
14		130,500		178,300		199,500		215,700		241,800		284,700
15		135,200		182,200		203,900		220,300		246,600		290,600
16		139,600		185,800		208,300		224,900		251,300		296,500
17		143,700		189,300		212,700		229,000		255,800		302,400
18		147,700		192,700		217,100		232,700		260,200		307,500
19		151,200		196,100		221,300		235,900		264,200		312,400
20		154,000		198,600		225,100		239,100		268,100		316,700
21		156,800		200,700		228,100		242,100		271,700		320,900
22		159,500		202,800		230,600		244,900		275,200		324,900
23		162,200		204,800		233,000		247,700		277,600		328,300
24		164,600		206,800		235,200		250,400		280,000		
25		166,800		208,800		237,300		252,900		282,400		
26		168,800		210,800		239,400		255,400				
27		170,800		212,700		241,500		257,600				
28		172,800		214,600		243,600		259,800				
29		174,600		216,500		245,600						
30		176,400				247,600						
31		178,200				249,600						
32		180,000										

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額						
1	105,700	162,500	194,200	228,000	255,400	288,000	328,800
2	109,600	169,900	202,300	236,600	266,100	299,400	342,600
3	113,700	177,300	210,500	245,400	276,800	310,900	356,400
4	119,300	185,100	218,800	254,300	287,500	322,400	370,200
5	125,600	192,900	227,100	263,300	298,400	333,900	384,000
6	132,600	200,700	235,400	272,300	309,300	345,400	397,800
7	139,600	208,500	243,800	281,300	320,200	356,900	411,400
8	146,600	216,100	252,400	290,300	331,000	368,400	425,000
9	153,600	223,500	261,000	299,300	341,700	379,900	438,400
10	160,600	230,900	269,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	167,400	238,300	278,200	317,300	362,100	399,900	462,000
12	174,100	245,600	286,800	326,200	371,900	408,700	468,400
13	180,600	252,900	295,400	334,600	380,600	416,000	474,700
14	186,100	260,000	303,800	342,900	387,300	422,800	480,500
15	191,500	266,800	311,700	349,700	393,800	427,400	485,300
16	196,700	273,000	318,600	356,000	398,200		
17	201,800	278,000	325,000	360,200	402,500		
18	206,900	281,800	329,000	364,100	406,800		
19	211,500	285,400	332,800	368,000			
20	216,000	288,400	336,600	371,800			
21	220,500	291,400	340,400	375,600			
22	224,600	294,000	344,100				
23	228,000	296,500	347,700				
24	231,200	299,000	351,300				
25	233,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 稅務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	110,900	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	115,600	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	120,500	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	125,300	159,100	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	129,400	163,300	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	132,200	166,900	199,100	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	134,800	170,400	204,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	137,200	173,800	209,200	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	139,200	177,200	214,100	261,600	278,300	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	141,100	180,300	218,900	268,700	284,200	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	143,000	183,400	223,000	273,900	290,000	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	144,600	186,300	226,800	278,300	295,700	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15		188,400	230,100	282,500	300,800	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16			233,300	286,600	305,800	346,000	361,100	384,300	408,400		
17			235,500	289,800	310,300	351,700	366,300	388,600	412,500		
18				293,000	314,000	356,800	371,100	392,500	416,600		
19				295,500	317,500	360,700	375,100	396,400			
20				298,000	320,900	364,500	378,800	400,200			
21				300,500	323,700	368,300	382,500	404,000			
22				302,900		371,900	386,200				
23				305,300		375,500					
24						379,100					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	107,100	116,000	131,000	169,200	201,100	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	111,400	120,500	138,600	176,900	209,200	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	115,800	125,000	146,200	184,900	217,300	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	120,300	130,700	153,900	192,900	225,400	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	124,800	138,100	161,600	201,000	233,400	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	130,300	145,500	168,800	209,100	241,300	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	137,300	152,800	175,900	217,200	249,200	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	144,500	160,000	182,900	225,100	257,100	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	151,600	166,700	190,000	233,000	264,800	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	158,700	173,400	197,100	240,500	272,500	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	165,200	180,100	204,100	247,900	280,100	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	171,800	186,900	211,100	255,300	287,600	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	178,500	193,700	218,100	262,400	295,100	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	185,200	200,600	224,900	269,500	302,600	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	191,900	207,500	231,700	276,500	310,000	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	198,500	214,200	238,400	283,400	316,900	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	204,900	220,500	245,100	290,300	323,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	210,600	226,700	251,900	297,100	329,800	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	216,300	232,800	258,700	303,600	335,300	360,700	375,100	396,400			
20	222,000	238,900	265,600	309,600	339,300	364,500	378,800	400,200			
21	227,700	244,900	272,500	315,600	342,700	368,300	382,500	404,000			
22	233,400	251,000	279,400	321,600	346,100	371,900	386,200				
23	239,100	257,100	286,200	327,000	349,400	375,500					
24	244,800	263,100	292,700	330,500	352,700	379,100					
25	250,400	269,100	298,700	333,700	355,900						
26	256,000	275,000	304,700	336,800	359,100						
27	261,200	280,600	310,700	339,900							
28	266,400	286,100	316,000	343,000							
29	270,400	290,900	319,500	346,000							
30	274,300	295,400	322,700	349,000							
31	278,200	299,800	325,800								
32	282,100	302,600	328,800								
33	284,700	305,400	331,700								
34		308,100	334,600								
35		310,800	337,500								
36		313,500									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(一)

職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸	俸給月額										
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	111,100	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	116,100	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	121,400	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	126,800	159,800	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	131,500	165,000	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	136,000	170,100	199,600	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	140,100	175,000	205,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	144,000	179,600	211,000	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	147,900	184,100	216,500	261,600	278,800	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	151,800	188,600	221,600	268,700	285,300	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	155,600	193,100	226,700	274,700	291,700	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	159,200	197,600	231,800	280,000	297,900	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	162,800	201,700	236,800	285,000	303,100	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	166,400	205,500	241,200	289,800	308,200	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	169,500	208,900	245,500	293,300	312,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	172,400	212,200	249,400	296,500	316,400	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	175,200	214,300	252,700	299,100	320,100	360,700	375,100	396,400			
20	177,800		255,100	301,700	323,500	364,500	378,800	400,200			
21	179,800		257,400	304,200	326,300	368,300	382,500	404,000			
22			259,700	306,600	329,100	371,900	386,200				
23			262,000	309,000		375,500					
24			264,300	311,400		379,100					
25			266,600								
26			268,800								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額						
1	109,400	141,500	183,300	221,100	250,600	281,800	353,000
2	114,600	149,000	192,000	230,900	260,500	293,400	365,000
3	121,100	157,100	201,000	240,700	270,400	305,000	377,000
4	127,600	165,200	210,000	250,500	280,300	316,600	388,600
5	134,100	173,300	219,000	260,100	290,000	328,000	400,200
6	140,700	180,900	227,600	269,500	299,500	339,200	411,500
7	147,200	187,700	235,900	278,800	308,700	350,300	422,800
8	153,600	194,500	244,000	287,700	317,700	361,200	432,800
9	159,900	201,200	251,700	296,200	326,600	371,900	442,300
10	165,800	207,800	259,000	304,100	335,400	381,900	450,200
11	170,000	213,800	266,200	312,000	344,100	391,600	457,600
12	173,900	219,100	273,200	319,900	352,400	401,200	464,900
13	177,600	224,400	280,000	327,800	360,300	409,800	471,100
14	181,300	229,600	286,700	335,500	368,100	417,500	476,600
15	184,400	234,500	293,400	342,700	374,600	424,400	481,200
16	187,500	238,900	300,000	349,500	380,200	431,000	
17	190,500	243,300	306,300	356,300	385,400	436,900	
18	193,500	246,600	312,200	361,300	390,300	441,200	
19	195,600		315,800	365,400	395,100	445,400	
20			319,400	369,300	399,500	449,500	
21			322,800	373,200	403,400	453,600	
22			326,200	377,100	407,300		
23			329,600	380,800			
24				384,500			
25				388,200			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(一)

職務の級 号	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	94,800	116,300	143,500	168,800	196,800	224,300
2	97,200	121,100	149,500	175,700	203,800	231,300
3	99,900	126,500	155,600	182,600	210,800	238,300
4	103,300	132,000	161,900	189,600	217,400	245,300
5	107,200	137,500	168,700	196,600	223,500	252,400
6	111,400	143,100	175,600	203,500	229,400	259,700
7	116,000	148,800	182,500	210,000	235,100	267,000
8	120,800	154,500	189,400	215,700	240,600	274,400
9	125,700	160,300	196,300	221,400	246,000	281,800
10	131,200	166,100	203,100	226,900	251,400	289,200
11	136,700	171,900	209,400	232,200	256,800	296,600
12	142,200	177,700	214,900	237,200	262,200	304,000
13	147,700	183,100	220,300	242,000	267,600	311,400
14	153,100	188,500	225,700	246,700	272,800	318,200
15	158,000	193,700	230,700	251,200	278,000	324,300
16	162,800	198,800	235,500	255,500	283,000	330,400
17	167,500	203,700	239,900	259,300	287,400	336,400
18	172,100	208,300	244,300	262,900	291,500	341,700
19	176,600	212,900	248,400	266,500	294,600	346,900
20	180,500	216,900	252,100	269,700	297,700	351,700
21	183,400	220,300	255,200	272,700	300,800	356,200
22	186,000	223,300	258,000	275,600	303,900	360,500
23	188,000	226,100	260,700	278,100	306,800	364,200
24		228,600	263,000	280,600	309,700	
25		230,800	265,300	283,100	312,600	
26		232,900	267,600	285,600		
27		235,000	269,800			
28		237,100	272,000			
29			274,200			
30			276,400			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	109,000	134,000	184,300	214,700	275,300
2	113,800	142,300	192,600	224,200	285,700
3	118,900	150,600	201,000	233,700	296,200
4	125,200	159,000	209,600	243,400	306,700
5	131,600	167,400	218,400	253,100	317,200
6	138,800	175,800	227,300	262,800	327,800
7	146,000	184,200	236,200	272,500	338,400
8	153,600	192,500	245,100	282,200	349,000
9	161,300	200,800	254,000	291,800	359,600
10	169,200	209,100	262,800	301,300	370,200
11	177,000	217,300	271,300	310,300	380,800
12	184,400	225,300	279,800	318,500	391,400
13	191,400	233,200	288,200	326,500	402,000
14	198,000	240,100	296,600	334,400	412,600
15	204,200	247,000	304,600	342,000	423,200
16	210,300	253,100	312,300	349,600	433,500
17	216,000	259,100	320,000	357,100	442,600
18	221,600	265,000	327,400	364,500	451,700
19	227,200	270,900	334,700	371,600	460,800
20	232,500	276,600	342,000	378,100	469,200
21	237,600	282,300	349,000	384,500	476,900
22	242,600	287,900	356,000	390,900	482,600
23	247,500	293,200	362,300	396,600	487,500
24	252,200	298,500	367,900	402,200	492,300
25	255,900	303,700	372,000	407,300	
26	259,600	308,100	375,400	410,800	
27	263,200	311,700	378,700	414,300	
28	266,600	315,000	381,900	417,800	
29	269,100	318,100	385,100		
30	271,600	321,200			
31	274,000	324,200			
32	276,400	327,200			
33	278,800	330,200			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他 の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号	1 級 俸 給 月額	2 級 俸 給 月額	3 級 俸 給 月額	4 級 俸 給 月額
1	101,100	125,900	235,700	320,000
2	104,700	133,200	244,300	329,100
3	108,900	140,500	252,900	338,200
4	113,300	147,800	261,500	347,300
5	118,400	155,000	270,100	356,400
6	124,100	162,200	278,700	365,500
7	130,600	169,400	287,300	374,600
8	137,400	176,600	296,000	383,600
9	144,400	183,800	304,700	392,600
10	151,400	190,900	313,300	401,500
11	158,300	198,400	321,900	410,100
12	165,100	206,700	330,500	418,200
13	171,900	215,100	338,900	425,600
14	178,600	223,500	347,100	432,800
15	185,300	231,900	355,200	437,400
16	192,000	240,200	363,200	
17	198,600	248,500	371,200	
18	205,200	256,700	379,200	
19	211,700	264,900	387,200	
20	217,500	273,100	394,400	
21	223,300	281,300	401,300	
22	228,700	289,500	408,000	
23	234,000	297,700	414,600	
24	239,100	305,800	418,800	
25	244,200	313,200		
26	249,200	320,400		
27	254,000	327,500		
28	258,400	334,600		
29	262,800	341,700		
30	266,200	347,800		
31	269,400	353,600		
32	272,600	358,600		
33	275,600	363,000		
34	277,900	367,300		
35	280,100	371,600		
36	282,300	374,600		
37	284,500			
38	286,700			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八、教育職俸給表(二)

職務の級 号 倍	1 級		2 級		3 級		4 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		円 101,100		円 108,900		円 201,000		円 316,600
2		104,700		114,400		209,700		324,700
3		108,900		119,900		218,400		332,800
4		113,300		125,900		227,100		340,900
5		118,400		133,200		235,700		349,000
6		124,100		140,500		244,300		357,000
7		130,600		147,800		252,900		365,000
8		137,400		155,000		261,500		372,800
9		144,300		162,200		270,100		379,900
10		151,200		169,400		278,600		387,000
11		157,800		176,600		287,000		393,400
12		164,300		183,800		294,800		399,700
13		170,500		190,900		302,600		404,700
14		176,700		198,400		310,200		409,700
15		182,700		206,700		317,800		413,800
16		188,600		215,100		325,300		
17		194,300		223,500		332,700		
18		199,800		231,900		340,100		
19		205,300		240,200		347,500		
20		210,500		248,500		354,700		
21		215,400		256,700		361,300		
22		220,100		264,800		367,500		
23		224,500		272,900		373,000		
24		228,700		281,000		377,700		
25		232,100		288,500		381,600		
26		235,400		295,700		384,700		
27		238,200		302,900		387,700		
28		240,700		309,600		390,700		
29		243,100		316,000				
30		245,400		322,100				
31		247,500		328,100				
32		249,600		333,900				
33		251,700		339,100				
34				344,200				
35				348,800				
36				352,700				
37				356,500				
38				360,200				
39				362,800				

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表四

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 債	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	113,200	143,400	184,300	233,700	359,500
2	119,800	151,200	192,600	243,400	370,100
3	126,900	159,300	201,000	253,100	380,700
4	134,000	167,600	209,600	262,800	391,300
5	141,400	175,900	218,400	272,500	401,900
6	148,900	184,200	227,300	282,200	412,500
7	156,500	192,500	236,400	291,800	423,100
8	164,100	200,800	245,700	301,300	433,500
9	171,800	209,100	255,300	310,300	442,600
10	179,500	217,400	264,900	319,100	451,700
11	186,800	225,700	274,500	327,800	460,800
12	194,000	234,200	284,000	338,400	469,200
13	200,900	242,800	293,500	349,000	476,900
14	207,500	251,400	302,500	359,600	482,700
15	214,100	259,900	311,100	370,200	487,600
16	220,300	268,300	319,500	380,800	492,400
17	226,200	276,200	327,700	391,400	
18	232,100	283,900	335,800	402,000	
19	237,600	291,500	343,500	412,600	
20	242,900	299,000	350,900	421,900	
21	248,000	306,500	358,200	428,100	
22	253,000	313,800	365,400	434,100	
23	258,000	321,100	371,900	440,000	
24	262,500	328,300	378,300	445,800	
25	266,700	335,300	384,300	451,000	
26	270,700	342,000	389,500	455,400	
27	273,700	348,700	394,600	459,700	
28	276,700	355,100	398,300		
29	279,600	361,300	401,800		
30	282,500	366,500	405,300		
31	285,400	371,600			
32		376,700			
33		380,100			
34		383,400			
35		386,700			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	92,800 円	118,300 円	190,700 円	227,200 円	264,600 円
2	95,600	125,000	199,800	236,400	275,300
3	98,700	132,600	208,900	245,600	286,000
4	101,900	140,300	218,000	254,800	297,100
5	105,700	148,000	227,100	264,000	308,300
6	110,400	155,700	236,200	273,200	320,000
7	115,400	163,400	245,100	282,100	331,900
8	120,700	171,100	254,000	291,000	343,800
9	127,300	178,800	262,800	299,600	355,700
10	134,100	186,500	271,400	308,000	367,500
11	141,200	194,100	279,200	316,300	379,300
12	148,300	201,700	286,800	324,500	391,000
13	155,500	209,300	294,100	332,700	402,400
14	162,700	216,500	300,600	340,800	413,800
15	169,700	223,700	306,600	348,800	425,200
16	176,600	230,600	312,600	356,800	436,600
17	183,400	236,900	318,500	364,800	447,900
18	189,900	243,200	324,300	372,700	457,500
19	195,500	249,500	330,000	380,600	464,700
20	200,800	255,800	335,300	387,300	470,800
21	206,000	261,900	340,400	393,800	476,000
22	211,200	268,000	345,100	398,300	481,100
23	216,200	274,100	349,500	402,800	485,300
24	221,200	278,900	353,300	406,800	
25	225,700	283,500	356,800		
26	229,400	287,000	360,300		
27	232,900	290,400	363,800		
28	235,700	293,700			
29	238,300	297,000			
30	240,800	300,200			
31	243,300	303,400			
32	245,800				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(イ)

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	162,900	224,100	256,800	334,000
2	172,100	234,900	267,900	344,900
3	181,500	245,800	279,000	355,700
4	192,200	256,800	290,000	366,500
5	202,900	267,800	301,000	377,300
6	213,500	278,700	312,000	387,700
7	224,100	289,600	323,000	397,900
8	234,700	300,500	334,000	407,700
9	245,100	311,300	344,800	417,500
10	255,300	322,100	355,600	427,300
11	263,900	331,400	366,400	437,100
12	272,100	340,400	376,500	446,800
13	280,200	349,100	386,300	456,500
14	288,200	357,500	395,900	466,200
15	296,200	365,800	405,500	474,700
16	304,200	374,100	414,800	482,700
17	312,000	382,400	423,800	490,200
18	319,000	390,700	432,800	496,300
19	323,600	397,200	441,800	501,200
20	328,000	403,300	448,600	506,000
21	331,100	409,000	455,200	
22		413,000	459,700	
23		416,900	464,200	
24		420,600	468,500	
25		424,300	472,800	
26		428,000	477,100	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(2)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	俸給月額							
1	95,600	117,100	149,100	170,500	201,300	236,100	264,700	321,900
2	98,800	122,500	156,100	177,900	209,700	244,900	275,700	333,600
3	102,200	128,900	163,200	185,300	218,200	253,800	286,700	345,300
4	106,500	135,300	170,400	192,800	226,700	262,900	297,700	357,300
5	110,900	141,700	177,700	200,500	235,200	272,000	308,700	369,300
6	115,600	148,200	185,000	208,200	243,700	281,100	319,700	381,200
7	121,000	154,700	192,400	215,900	252,200	290,200	330,700	393,100
8	127,300	161,200	199,900	223,600	260,700	299,300	341,500	404,900
9	133,500	167,700	207,500	231,200	269,200	308,300	352,100	416,600
10	139,200	174,100	215,000	238,700	277,800	317,300	362,100	428,300
11	144,200	180,400	222,200	246,100	286,300	326,200	371,900	435,300
12	149,200	186,000	229,200	253,400	294,500	334,600	380,600	441,400
13	154,000	191,500	236,100	260,700	302,300	342,900	387,300	447,300
14	158,200	196,900	243,000	267,700	309,700	349,700	393,800	452,700
15	162,300	202,200	249,800	274,600	315,700	356,000	400,200	458,000
16	166,300	207,400	256,400	280,300	321,600	360,200	404,500	462,500
17	170,200	212,200	262,700	285,400	326,800	364,100	408,800	
18	174,100	216,700	268,700	290,400	331,700	368,000		
19	176,900	221,200	273,200	294,200	335,500	371,800		
20	179,700	225,300	277,000	297,900	339,300	375,600		
21	182,300	228,500	280,700	301,300	342,900			
22	184,300	230,900	283,400	304,600	346,500			
23	186,300	233,300	286,000	307,500	350,100			
24		235,500	288,600	310,300				
25		237,700	291,000					
26		239,900	293,400					
27			295,800					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(乙)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	100,300	115,200	154,900	174,100	201,900	231,500
2	103,900	120,600	161,000	180,700	209,200	239,600
3	107,700	125,900	167,500	187,300	216,500	247,900
4	111,500	131,700	174,000	193,900	223,800	256,400
5	115,200	137,500	180,500	200,500	231,100	265,200
6	120,600	143,300	187,000	207,200	238,100	274,000
7	125,800	149,000	193,400	213,900	245,100	282,800
8	131,500	154,700	199,800	220,600	252,100	291,600
9	137,300	160,300	206,200	227,200	259,000	300,400
10	142,900	165,900	212,600	233,800	265,900	309,200
11	148,400	171,500	218,900	240,300	272,800	317,900
12	153,800	176,900	225,300	246,800	279,700	326,500
13	159,000	182,300	231,600	253,200	286,600	335,100
14	164,100	187,500	237,900	259,600	293,500	343,300
15	169,100	192,700	244,200	266,000	300,400	351,400
16	174,100	197,900	250,400	272,200	307,300	358,800
17	178,800	203,000	256,500	278,400	313,800	366,200
18	183,500	207,900	262,600	284,500	319,600	372,900
19	188,100	212,800	268,500	290,500	324,100	379,000
20	192,700	217,700	274,300	295,800	328,300	383,000
21	197,100	222,600	280,000	300,800	332,500	386,700
22	201,400	227,400	285,500	305,500	336,000	390,400
23	205,600	232,200	290,000	309,100	339,200	
24	209,200	237,000	294,300	312,500	341,900	
25	212,700	241,800	298,400	315,700		
26	215,800	246,600	301,600	318,500		
27	218,900	250,800	304,700	321,200		
28	221,900	254,800	307,300	323,800		
29	224,200	258,700	309,800			
30	226,500	261,200	312,300			
31	228,800	263,600	314,800			
32	231,000	266,000				
33		268,400				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八の次に次の表を加える。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	給	月	額
1				450,000
2				496,000
3				553,000
4				611,000
5				659,000
6				709,000
7				771,000
8				831,000
9				890,000
10				948,000
11				1,004,000
12				1,025,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していいた職務の等級(以下「旧等級」という)が附則別表第一に掲げられているもの(次項に規定する職員を除く)の切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4 切替日の前日において行政職俸給表(以下「行政職俸給表の適用を受けていた職員のうち、切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、旧等級に対応する附則別表第二の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(号俸の切替之等)

5 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く)の切替日における号俸(以下「新号俸」という)は、切替日の前日においてその者が受けた号俸(以下「旧号俸」という)に対応する附則別表第三又は附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

6 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の法第十八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下この項において同じ。)を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧号俸が旧等級の最高の号俸であつて新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、当該号俸を受けていた期間のうち十二月を超える年間は、この限りでない。

7 (最高号俸を超える俸給月額の切替え等)

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の職務の級及び号俸等)

8 切替日からの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という)において、この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という)の規定により、新たに俸給表(指定職俸給表を除く)の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動(指定職俸給表の適用を受けていた職員が他の俸給表の適用を受けることとなる異動を含むものとし、指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた職員が指定職俸給表の適用を受けることとなる異動及び指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の異動を除く)のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は俸給月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という)附則第七項の規定により昇給した職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における職務の級及び号俸又は俸給月額についても、同様とする。

9 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日

附則別表第一 専門行政職俸給表以外の俸給表の適用を受ける

職員の職務の級への切替表(附則第三項関係)

俸 給 表	旧 等 級	職 務 の 級	7 級	特 1 等 級	4 級
	8 等 級	1 級	特 3 等級	8 級	5 等 級
	7 等 級	2 級	2 等 級	9 級	4 等 級
	6 等 級	3 級	1 等 級	10 級	3 等 級
	5 等 級	4 級	特 1 等級	11 級	2 等 級
	5 等 級	5 級	5 等 級	1 級	4 等 級
	6 級	6 級	4 等 級	2 級	5 等 級
行政職俸給表(一)	4 等 級	7 級	3 等 級	3 級	1 等 級
	3 等 級	8 級	4 等 級	4 級	5 等 級
	2 等 級	9 級	2 等 級	5 級	3 等 級
	2 等 級	10 級	1 等 級	6 級	2 等 級
	1 等 級	11 級	特 1 等級	7 級	1 等 級
	5 等 級	1 級	4 等 級	1 級	4 等 級
	3 等 級	2 級	3 等 級	2 級	3 等 級
	4 等 級	3 級	2 等 級	3 級	2 等 級
行政職俸給表(二)	2 等 級	3 級	1 等 級	4 級	1 等 級
	2 等 級	4 級	特 1 等級	5 級	6 等 級
	1 等 級	5 級	5 等 級	1 級	5 等 級
	2 等 級	6 級	4 等 級	2 級	4 等 級
	7 等 級	1 級	5 等 級	1 級	3 等 級
	6 等 級	2 級	4 等 級	2 級	2 等 級
	5 等 級	3 級	3 等 級	3 級	3 等 級
	4 等 級	4 級	2 等 級	5 級	2 等 級
教育職俸給表(一)					特 2 等級
					1 等 級
					特 1 等級
教育職俸給表(二)					4 等 級
					1 等 級

3等級	2等級
6	5
5	6
4	5
3	4
2	3
1	2
特1等級	6等級

3等級	2等級
7	6
6	7
5	6
4	5
3	4
2	3
1	2
特1等級	6等級

附則別表第二 専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級への切替表(附則第四項関係)

旧等級	職務の級
8等級	1級
7等級	1級
6等級	2級
5等級	2級
4等級	3級
3等級	4級
2等級	5級
1等級	7級

附則別表第三 行政職俸給表(二)、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表(二)の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

4 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	俸
1級	2級	3級
2級	3級	4級
3級	4級	5級
4級	5級	6級
5級	6級	7級
6級	7級	8級
7級	8級	9級
8級	9級	10級
9級	10級	11級

旧号俸	新号俸	俸
1	1	1
2	1	2
3	2	3
4	3	4
5	4	5
6	5	6
7	6	7
8	7	8
9	8	9
10	9	10
11	10	11
12	11	12
13	12	13
14	13	14
15	14	15
16	15	16
17	16	17
18	17	18
19	18	19
20	19	20
21	20	21
22	21	22
23	22	23
24	23	24
25	24	25
26	25	26

旧号俸	新号俸	俸
1	1	1
2	1	2
3	2	3
4	3	4
5	4	5
6	5	6
7	6	7
8	7	8
9	8	9
10	9	10
11	10	11
12	11	12
13	12	13
14	13	14
15	14	15
16	15	16
17	16	17
18	17	18
19	18	19
20	19	20
21	20	21
22	21	22
23	22	23
24	23	24
25	24	25
26	25	26

旧号俸	新号俸	俸
1	1	1
2	1	2
3	2	3
4	3	4
5	4	5
6	5	6
7	6	7
8	7	8
9	8	9
10	9	10
11	10	11
12	11	12
13	12	13
14	13	14
15	14	15
16	15	16
17	16	17
18	17	18
19	18	19
20	19	20
21	20	21
22	21	22
23	22	23
24	23	24
25	24	25
26	25	26

八 専門行政職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新	号	俸			
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1				1	1	1
2	1	1	1	2	1	2
3	2	2	2	3	1	3
4	3	3	3	4	1	4
5	4	4	4	5	2	5
6	5	5	5	6	3	6
7	6	6	6	7	4	7
8	7	7	7	8	5	8
9	8	8	8	9	6	9
10	9	9	9	10	7	10
11	10	10	10	11	8	11
12	11	11	11	12	9	12
13	12	12	12	13	10	13
14	13	13	13	14	11	14
15	14	14	14	15	12	15
16	15	15	15	16	12	
17	16	16	16			
18	17	17	17			
19	18	18	18			
20	19	19	19			
21	19	20				
22	20	21				
23	21	22				
24	22					

25 23 24 22 21 19

旧号俸	新	号	俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	1	1									1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	1	1	1	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	2	2	4		
5	4	5	5	4	2	4	2	4	3	5	
6	5	6	6	5	3	5	4	4	6		
7	6	7	7	6	4	6	5	5	7		
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8		
9	8	9	9	8	4	8	6	8	7		
10	9	10	10	9	5	7	5	9	8		
11	10	11	11	10	6	10	8	10	9		
12	11	12	12	11	7	11	9	11	10		
13	12	13	13	12	8	12	10	12	11		
14	13	14	14	13	9	11	10	12	11		
15	14	14	14	15	12	15					
16	15	15	15	16	12						
17	16	16	16								
18	17	17	17								
19	18	18	18								
20	19	19	19								
21	19	20									
22	20	21									
23	21	22									
24	22										

22 21 19 18 22 20 23 22 21 19 18 20 21 22 23 22 21 19 18 20 22 23 22 21 19 18 20

本 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新	号	俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	1	1									1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	1	1	1	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	2	2	4		
5	4	5	5	4	2	4	2	4	3	5	
6	5	6	6	5	3	5	4	4	6		
7	6	7	7	6	4	6	5	5	7		
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8		
9	8	9	9	8	4	8	6	8	7		
10	9	10	10	9	5	9	5	9	8		
11	10	11	11	10	6	10	8	10	9		
12	11	12	12	11	7	11	9	11	10		
13	12	13	13	12	8	12	10	12	11		
14	13	14	14	13	9	11	10	12	11		
15	14	14	14	15	12	14	12	14	13		
16	15	15	15	16	12	15	12	15	13		
17	16	16	16								
18	17	17	17								
19	18	18	18								
20	19	19	19								
21	19	20									
22	20	21									
23	21	22									
24	22										

14	13	14	14	13	11	13	11	13	12	12	12	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	13	13	13	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	14	14	14	14
17	16	17	17	16	14	16	14	16	15	15	15	15
18	17	18	18	17	15	17	15	17	16	16	16	16
19	18	19	19	18	15	18	16	18	17	17	17	17
20	19		20	19	16	19	17	19				
21	20		21	20	16	20	18					
22	21		22	21	17	21	19					
23			23									
ト 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員												
旧号俸	新 号 俸											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級					
1		1	1	1	1	1	1					
2		1	2	2	2	1	1					
3		2	3	3	3	1	2	1				
4		3	4	4	4	1	3	2				
5		4	5	5	5	2	4	3				
6		5	6	6	6	3	5	4				
7		6	7	7	7	4	6	5				
8		7	8	8	8	5	7	6				
9		8	9	9	9	6	8	7				
10		9	10	10	10	7	9	8				
11		10	11	11	11	8	10	9				
12		11	12	12	12	9	11	10				
13		12	13	13	13	10	12	11				
14		13	14	14	14	11	13	12				

15	14	15	15	15	12	14	13
16	15	16	16	16	13	15	14
17	16	17	17	17	14	16	15
18	17	18	18	18	15	17	
19	18		19	19	15	18	
20	19		20	20	16		
21				21	16		
22				22	17		
チ 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員							
旧号俸	新 号 俸						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	2	1	1	1	
3	3	3	3	1	1	2	
4	4	4	4	1	1	3	
5	5	5	5	1	2	4	
6	6	6	6	2	3	5	
7	7	7	7	3	4	6	
8	8	8	8	4	5	7	
9	9	9	9	5	6	8	
10	10	10	10	6	7	9	
11	11	11	11	7	8	10	
12	12	12	12	8	9	11	
13	13	13	13	9	10	12	
14	14	14	14	10	11	13	
15	15	15	15	11	12	14	
16	16	16	16	12	13	15	

17	17	17	17	13	14	16	14	14	14	14	13	12	8	7	7	7	7	8
18	18	18	18	14	15	17	15	15	15	15	14	13	9	8	8	8	8	9
19	19	19	19	15	16	18	16	16	16	16	15	14	10	9	9	9	9	10
20	20	20	20	16	17	19	17	17	17	17	16	15	11	10	10	10	10	11
21	21	21	21	17	17	20	18	18	18	18	17	16	12	11	11	11	11	12
22	22	22	22	18	19	21	19	19	19	19	18	17	13	12	12	12	12	13
23	23	23	23	19	20	22	20	20	20	20	19	18	14	13	13	13	13	14
24	24	24	24	20	21	23	21	21	21	21	20	19	15	14	14	14	14	15
25	25	25	25	20	22		22	22	22	22	21	20	16	15	15	15	15	
26			26	21			23	23	23	23	22	21	17	16	16	16		
27			27	22			24	24	24	24	23	22	18	17	17	17		

リ 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧 号 備	新 号 備				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1	
2	2	2	2	1	
3	3	3	3	2	1
4	4	4	4	3	2
5	5	5	5	4	3
6	6	6	6	5	4
7	7	7	7	6	5
8	8	8	8	7	6
9	9	9	9	8	7
10	10	10	10	9	8
11	11	11	11	10	9
12	12	12	12	11	10
13	13	13	13	12	11

ヌ 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧 号 備	新 号 備				
	1 級	2 級	3 級	4 級	
1			1		1
2		1	1	1	2
3		2	2	2	3
4		3	3	3	4
5		4	4	4	5
6		5	4	4	5
7		6	5	5	6
8		7	6	6	7
9		8	7	7	
10		9	8	8	
11		10	9	8	
12		11	10	9	
13		12	11	10	

35	34	34			22	21	22	21	7	7	7	7	6	7
36		35			23	22	23	22	8	8	8	8	7	8
37		36			24	23	24	23	9	9	9	9	9	9
ル 教育職俸給表三の適用を受ける職員														
旧 号 俸	新 号 俸				25	24	25	24	10	10	10	10	9	10
1	1	1	1		26	25	26	25	11	11	11	11	10	11
2	1	2	1	2	27	26	27	26	12	12	12	12	11	12
3	2	3	2	3	28	27	28	27	13	13	13	13	12	13
4	3	4	3	4	29	28	29	28	14	14	14	14	13	14
5	4	5	4	5	30	29	30		15	15	15	15	14	15
6	5	6	5	6	31	30	31		16	16	16	16	15	16
7	6	7	6	7	32	31	32		17	17	17	17	16	
8	7	8	7	8	33	32	33		18	18	18	18	17	
9	8	9	8	9	34	33	34		19	19	19	19	18	
10	9	10	9	10	35	34	35		20	20	20	20	19	
11	10	11	10	11	36	35	36		21	21	21	21	20	
12	11	12	11	12	37	36	37		22	22	22	22	21	
13	12	13	12	13	38	37	38		23	23	23	23	22	
14	13	14	13	14	39	38	39		24	24	24	24	23	

旧 号 俸	新 号 俸				25	25	25	25	7	7	7	7	6	7
15	14	15	14	15	26	26	26	26	8	8	8	8	7	8
16	15	16	15		27	27	27	27	9	9	9	9	8	9
17	16	17	16		28	28	28	28	10	10	10	10	9	10
18	17	18	17		29	29	29	29	11	11	11	11	10	11
19	18	19	18		30	30	30	30	12	12	12	12	11	12
20	19	20	19		31	31	31	31	13	13	13	13	12	13
21	20	21	20		32	32	32	32	14	14	14	14	13	14
	6	6	6	6	33	33	33	33	15	15	15	15	14	15

旧 号 俸	新 号 俸				25	25	25	25	7	7	7	7	6	7
1	1	1	1		26	26	26	26	8	8	8	8	7	8
2	2	2	2	1	27	27	27	27	9	9	9	9	8	9
3	3	3	3	2	28	28	28	28	10	10	10	10	9	10
4	4	4	4	3	29	29	29	29	11	11	11	11	10	11
5	5	5	5	4	30	30	30	30	12	12	12	12	11	12
6	6	6	6	5	31	31	31	31	13	13	13	13	12	13
7	7	7	7	6	32	32	32	32	14	14	14	14	13	14
8	8	8	8	7	33	33	33	33	15	15	15	15	14	15

ワ 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	新号俸	新号俸	新号俸
2級	3級	4級	5級	
1	1			
2	2			
3	3			
4	4	1	1	1
5	5	2	1	2
6	6	3	1	3
7	7	4	1	4
8	8	5	1	5
9	9	6	2	6
10	10	7	3	7
11	11	8	4	8
12	12	9	5	9
13	13	10	6	10
14	14	11	7	11
15	15	12	8	12
16	16	13	9	13
17	17	14	10	14
18	18	15	11	15
19	19	16	12	16
20	20	17	13	17
21	21	18	13	18
22	22	19	14	19
23	23	20	15	20
24	24	21	15	21
		20	19	19
		20	19	20

カ 医療職俸給表(+)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	新号俸	新号俸	新号俸
1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	2	2
3	2	2	3	3
4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
10	9	9	10	10
11	10	10	11	11
12	11	11	12	12
13	12	12	13	13
14	13	13	14	14
15	14	14	15	15
16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20

ミ 医療職俸給表(-)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	新号俸	新号俸	新号俸
2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	2	2	1	2
3	3	3	1	3
4	4	4	1	4
5	5	5	2	5
6	6	6	3	6
7	7	7	4	7
8	8	8	5	8
9	9	9	6	9
10	10	10	7	10
11	11	11	8	11
12	12	12	9	12
13	13	13	10	13
14	14	14	11	14
15	15	15	12	15
16	16	16	13	16
17	17	17	14	17
18	18	18	15	18
19	19	19	16	19
20	20	20	17	20

21	21	21	18						13	9	13
22	22	22	18						14	10	14
23	23	23	19						15	11	15
24	24	24	19						16	12	16
									17	13	17

タ 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2
3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	17	17	20

21	21	21	18	18	21	13	9	13
22	22	22	22	19	19	22	14	10
23	23	23	23	20	20	23	15	11
24	24	24	24	21	21	24	16	12
25	25	25	25	22	22	25	17	13
26	26	26	26	23	23	26	18	14
						20	19	15
						21	15	19
						22	16	20
						23		
						24	17	21
						25	18	22
						26		
						27	19	23
						28	20	24
						29	21	25

備考 これらの中の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替

日に於いてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第四 行政職俸給表(二)、専門行政職俸給表、研究職俸

給表又は医療職俸給表(二)の1級となる職員の号俸

の切替表(附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(二)の1級となる職員

旧号俸	新号俸					
	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	新号俸
5	1	1	1	1	1	25
6	2	2	2	2	2	24
7	3	3	3	3	3	23
8	4	4	4	4	4	22
9	5	5	5	5	5	21
10	6	6	6	6	6	20
11	7	7	7	7	7	19
12	8	8	8	8	8	18
13	9	9	9	9	9	17
14	10	10	10	10	10	16
15	11	11	11	11	11	15
16	12	12	12	12	12	14
17	13	13	13	13	13	13
18	14	14	14	14	14	12
19	15	15	15	15	15	11
20	16	16	16	16	16	10

旧号俸	新号俸					
	8等級	7等級	6等級	5等級	4等級	新号俸
2から6まで	6	2	6	6	6	1
	7	3	7	7	7	2
	8	1	8	8	8	3
	9	2	9	9	9	4
	10	3	10	10	10	5
	11	4	11	11	11	6
	12	5	12	12	12	7

13

5

3

2

14

4

3

2

15

5

1

4

16

6

2

5

17

7

3

2

8

8

4

7

9

9

5

8

10

10

6

9

11

11

7

10

12

12

4

7

13

13

8

11

14

14

5

9

15

15

12

10

16

16

9

11

17

17

13

10

18

18

11

14

19

19

16

13

20

20

10

12

21

21

17

15

22

22

12

14

23

23

19

17

24

24

19

16

25

25

23

20

= 医療職俸給表(二)の1級となる職員			
旧 号	俸 級	新 号	俸 級
5 等 級	4 等 級	新 号	俸
2		1	
		24	27
		25	28
		26	29

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日前においてその者が属していた職務の等級を示す。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	号俸	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	177,700	250,300	281,000	316,900	361,700	1	450,000
2	185,800	259,800	292,800	329,400	376,900	2	496,000
3	194,100	269,400	304,500	342,000	392,100	3	553,000
4	202,700	279,200	316,300	354,700	407,300	4	611,000
5	212,600	289,200	328,300	367,400	422,500	5	659,000
6	221,500	299,300	340,300	380,100	437,700	6	709,000
7	230,600	309,300	352,300	392,700	452,700	7	771,000
8	239,700	319,300	364,200	405,300	467,600	8	831,000
9	248,900	329,300	375,900	417,900	482,300	9	890,000
10	258,200	339,200	387,400	430,000	496,900	10	948,000
11	267,600	349,100	398,400	440,000	508,300	11	1,004,000
12	277,000	358,900	409,200	449,700	515,300		
13	286,600	368,100	418,700	457,700	522,300		
14	296,200	377,300	426,100	465,200	528,600		
15	305,800	384,700	433,300	470,200	533,900		
16	315,400	391,700	438,100				
17	324,900	396,300	442,900				
18	334,100	400,600					
19	342,800	404,900					
20	350,500						
21	357,600						
22	363,600						
23	369,200						
24	374,000						
25	378,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

号 俸 給 月 額	陸 將 軍 將 軍	陸 將 補 將 補	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉	2 等 陸 尉	3 等 陸 尉	准 陸 尉	陸 曹 長	1 等 陸 曹	2 等 陸 曹	3 等 陸 曹	陸 士 長	1 等 陸 士	2 等 陸 士	3 等 陸 士	
	陸 海 空	陸 海 空	將 補 將 補	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 海 尉	2 等 海 尉	3 等 海 尉	准 海 尉	海 曹 長	1 等 海 曹	2 等 海 曹	3 等 海 曹	海 士 長	1 等 海 士	2 等 海 士	3 等 海 士
	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1 450,000	450,000	450,000	391,300	354,300	341,800	294,900	264,900	245,000	206,500	180,500	170,800	162,400	156,300	155,100	139,200	121,800	116,900	107,400
2 496,000	496,000	496,000	403,200	366,700	354,300	304,900	274,900	254,100	215,400	188,700	175,200	164,800	164,600	147,600	138,800	126,800	121,800	126,800
3 553,000	553,000	553,000	417,000	379,100	366,700	317,200	284,900	263,200	224,400	197,000	179,500	179,400	173,300	173,100	156,100	147,000	131,800	131,200
4 611,000	611,000	611,000	431,200	391,300	379,100	329,400	294,900	273,100	233,500	205,300	187,500	187,400	181,300	181,100	164,600	155,200	137,800	131,200
5 659,000	659,000	659,000	446,600	403,200	391,300	341,800	304,900	283,000	242,600	213,800	195,300	195,200	189,100	188,900	173,100	163,300	145,200	131,200
6 709,000	709,000	709,000	429,600	415,600	403,200	354,300	315,200	293,000	251,600	222,200	203,100	203,000	196,900	196,700	181,100	171,200	152,400	131,200
7 771,000	771,000	771,000	474,000	429,600	414,600	366,700	325,500	303,000	260,500	230,600	211,000	210,900	204,800	204,500	188,900	178,700	159,500	131,200
8 831,000	831,000	831,000	488,000	445,200	425,800	379,100	335,900	312,900	269,100	239,000	218,800	218,700	212,600	212,300	196,700	186,100	166,400	131,200
9 890,000	890,000	890,000	502,000	459,200	435,000	391,200	346,300	322,800	277,700	247,400	226,600	226,400	220,300	220,000	204,500	193,400	171,300	131,200
10 946,000	946,000	946,000	518,600	472,200	447,400	402,700	356,800	332,700	286,200	255,800	234,400	234,100	228,000	227,700	212,300	200,700	171,300	131,200
11 1,004,000	1,004,000	1,004,000	526,800	484,800	457,800	413,900	367,200	342,600	294,600	263,900	242,100	241,700	235,600	235,300	220,000	208,000	188,000	166,400
12 1,024,000	1,024,000	1,024,000	535,000	496,600	467,900	424,700	377,600	352,400	302,900	271,900	249,700	249,200	243,000	242,700	237,600	215,300	194,300	171,300
13 1,044,000	1,044,000	1,044,000	543,200	475,200	434,500	388,000	362,200	311,200	279,900	257,200	249,600	256,600	250,100	250,100	235,100	222,600	202,600	171,300
14 1,064,000	1,064,000	1,064,000	484,000	441,900	398,300	372,000	319,400	287,900	264,600	264,000	257,800	257,500	242,200	242,200	229,600	209,300	189,300	166,400
15 1,084,000	1,084,000	1,084,000	499,100	408,200	381,500	327,500	295,800	272,000	271,200	271,200	271,200	271,200	255,000	264,600	249,300	235,500	215,300	171,300
16 1,104,000	1,104,000	1,104,000	509,300	418,000	388,200	335,600	303,800	279,600	278,600	278,600	272,400	272,400	272,400	272,400	255,200	241,200	221,200	171,300
17 1,124,000	1,124,000	1,124,000	519,300	425,200	394,500	343,600	311,700	287,100	286,100	286,100	279,800	279,300	273,100	273,100	246,700	233,100	214,700	171,300
18 1,144,000	1,144,000	1,144,000	529,300	432,500	400,100	351,100	319,600	294,800	293,600	287,300	286,700	286,600	269,600	269,600	251,400	246,700	226,700	171,300
19 1,164,000	1,164,000	1,164,000	539,300	437,300	405,200	358,400	327,500	302,400	293,100	294,100	274,100	274,100	264,100	264,100	256,100	256,100	236,100	171,300
20 1,184,000	1,184,000	1,184,000	549,300	442,300	410,200	365,000	335,100	310,100	308,700	308,700	301,500	301,500	282,400	282,400	272,400	272,400	252,400	171,300
21 1,204,000	1,204,000	1,204,000	479,300	447,300	415,210	370,900	342,200	317,500	316,000	309,500	308,800	308,800	288,800	288,800	278,800	278,800	258,800	171,300
22 1,224,000	1,224,000	1,224,000	452,300	420,200	375,900	349,200	324,800	323,300	316,800	315,100	295,200	295,200	275,200	275,200	255,200	255,200	235,200	171,300
23 1,244,000	1,244,000	1,244,000	457,300	425,200	380,900	355,800	331,500	329,900	323,400	322,700	301,500	301,500	281,500	281,500	261,500	261,500	241,500	171,300
24 1,264,000	1,264,000	1,264,000	430,200	385,600	361,700	336,100	335,500	330,000	329,300	328,700	307,500	307,500	287,500	287,500	267,500	267,500	247,500	171,300
25 1,284,000	1,284,000	1,284,000	390,300	390,300	366,700	343,700	334,100	336,600	335,900	332,900	312,900	312,900	292,900	292,900	272,900	272,900	252,900	171,300
26 1,304,000	1,304,000	1,304,000	395,000	395,000	371,700	356,600	349,000	342,500	341,800	341,800	321,600	321,600	301,600	301,600	281,600	281,600	261,600	171,300
27 1,324,000	1,324,000	1,324,000	404,400	381,100	360,600	359,000	352,200	351,500	351,500	351,500	331,500	331,500	311,500	311,500	291,500	291,500	271,500	171,300
28 1,344,000	1,344,000	1,344,000	385,800	385,800	365,300	363,700	356,900	356,900	356,900	356,900	336,900	336,900	316,900	316,900	296,900	296,900	276,900	171,300
29 1,364,000	1,364,000	1,364,000	390,500	390,500	370,000	368,400	361,600	360,900	360,900	360,900	340,900	340,900	320,900	320,900	290,900	290,900	270,900	171,300
30 1,384,000	1,384,000	1,384,000	395,200	377,800	377,800	373,100	366,300	371,000	371,000	371,000	351,000	351,000	331,000	331,000	311,000	311,000	291,000	171,300
31 1,404,000	1,404,000	1,404,000	384,100	384,100	382,500	382,500	371,000	371,000	371,000	371,000	351,000	351,000	331,000	331,000	311,000	311,000	291,000	171,300
32 1,424,000	1,424,000	1,424,000	379,400	379,400	377,800	377,800	371,000	371,000	371,000	371,000	351,000	351,000	331,000	331,000	311,000	311,000	291,000	171,300
33 1,444,000	1,444,000	1,444,000	384,100	384,100	382,500	382,500	371,000	371,000	371,000	371,000	351,000	351,000	331,000	331,000	311,000	311,000	291,000	171,300

備考 (一) 総合幕僚会議の議長その他政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定及び附則第十五項

のうち国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十

- 九号)附則第七項の改正規定(これらの改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。)は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第九項において同じ。)による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定(第五条第一項第四号、第六条及び別表第二

- 中陸将補、海将補及び空将補の(二欄に係る部分を除く。)及び國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

(職務の級への切替え等)

- 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級

とする。この場合において、同欄に二の職務の

級が掲げられているときは、総理府令で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4 切替日の前日から引き続き在職する職員であつて、同日において別表第二の次の各号に掲げる欄の適用を受けていたものが切替日において適用を受ける新法別表第二の欄は、当該各号に定める欄とする。

一 陸将、海将及び空将の(一欄 陸将補、海将及び空将の欄)

二 陸将、海将及び空将の(二欄 陸将補、海将及び空将補の欄)

三 陸将補、海将補及び空将補の欄 陸将補、海将補及び空将補の(二欄)

四 一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の欄 総理府令で定めるところによる一等陸佐、一等

海佐及び一等空佐の(一欄、(二欄又は(三欄

(俸給の切替え))

5 附則第三項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、その者が切替日の前

日において受けていた俸給月額(以下「旧俸給

月額」という。)に対応する号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第二又は附則別表

第三の新号俸欄に定める号俸による額とする。

6 切替日の前日において別表第二の適用を受けている職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の新俸給月額は、切替日の前日において当該職員が属していた次の各号に掲げる階級の区分に応じて、当該各号に定める号俸による額とする。

一 陸将、海将又は空将 新法別表第一の陸将、海将及び空将の欄の適用を受ける職員にあつては旧号俸と同一の号俸、その他の職員にあつては旧号俸の号数に一を加えた号数の号俸

二 陸将補、海将補又は空将補 新法別表第一の陸将補、海将補及び空将補の(二欄における号俸

三 一等陸佐、一等海佐又は一等空佐 新法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一欄、(二欄又は(三欄における旧号俸に對応する附則別表第四の新号俸欄に定める号俸

四 二等陸佐、二等海佐又は二等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数

五 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数

の号俸

6 前各号に掲げる階級以外の階級 当該階級における旧号俸と同一の号俸

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

7 前項の規定(前項第一号中新法別表第一の陸将、海将及び空将の欄の適用を受ける職員に係る部分を除く。)により新俸給月額を定められた職員に対する切替日以後における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正後の一等陸佐、海将補及び空将補の(二欄における号俸

二 陸将補、海将補又は空将補 新法別表第一の陸将補、海将補及び空将補の(二欄における号俸

三 一等陸佐、一等海佐又は一等空佐 新法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一欄、(二欄又は(三欄における旧号俸に對応する附則別表第五の新号俸欄に定める号俸

四 二等陸佐、二等海佐又は二等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数

五 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数

の号俸(旧号俸が一号俸であつた者にあつては、一号俸)

いいた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)における最高の号俸による額であつて新俸給月額が職務の級(自衛官にあつては、階級(当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者

に適用される新法別表第一の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。における最高の号俸以外の号俸による額となる者については、その者の旧俸給月額を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の職務の級及び俸給月額等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動(旧法第六条の規定の適用を受け

ていた職員が旧法別表第一の一等級から四等級までの欄若しくは旧法別表第二の陸将、海将及び空将の(一)欄又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七までの適用を受けることとなる異動及び旧法別表第二の陸将、海将及び空将の(一)欄の適用を受けていた職員が同表の陸将、海将及び空将の(一)欄の適用を受けることとなる異動を含む。)のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び俸給月額並びにこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。ただし、新たに旧法第六条の規定(別表第一の陸将、海将及び空将の(一)欄に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の適用を受けることとなつた職員又は同条の規定によりでない。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間について、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

12 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるものは、かかることの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

14 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「職務の等級」を「職務の等級」に改める。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

15 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

の受ける号俸と同一の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の(一)欄における号俸」と「を「職務の等級」とあるのは「職務の等級」を「職務の級」とあるのは「職務の級(自衛官にあっては、階級(当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、その者に適用される防衛庁職員給与法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)における」と、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級の」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律による改正前の防衛庁職員給与法別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。)から別表第七までに定める職務の等級に、「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

附則別表第一 職員の職務の級への切替表(附則第三項関係)

俸 紙 表	旧 等 級	職 務 の 級	教 育 職 俸 紙 表(一)	3 等 級	3 級	2 等 級	5 級
	4 等 級	1 級		2 等 級	4 級	特 2 等 級	6 級
	3 等 級	2 級		1 等 級	5 級	1 等 級	7 級
参事官等俸給表	2 等 級	3 級		3 等 級	1 級	特 1 等 級	8 級
	1 等 級	4 級	教育職俸給表(二)	2 等 級	2 級	3 等 級	1 級
	8 等 級	1 級		1 等 級	3 級	4 等 級	1 級
	7 等 級	2 級		5 等 級	1 級	3 等 級	2 級
	6 等 級	3 級	教育職俸給表(四)	4 等 級	2 級	2 等 級	3 級
	5 等 級	4 級		3 等 級	3 級	1 等 級	4 級
	4 等 級	5 級		2 等 級	4 級	特 1 等 級	5 級
行政職俸給表(一)	3 等 級	6 級		1 等 級	5 級	特 1 等 級	6 級
	4 等 級	7 級		5 等 級	1 級		
	3 等 級	8 級	研究職俸給表	4 等 級	1 級		
	2 等 級	9 級		3 等 級	2 級		
	1 等 級	10 級		2 等 級	3 級		
	5 等 級	11 級		1 等 級	4 級		
	4 等 級	1 級		4 等 級	1 級		
	3 等 級	2 級		3 等 級	2 級		
行政職俸給表(二)	2 等 級	3 級		2 等 級	3 級		
	1 等 級	4 級		1 等 級	4 級		
	3 等 級	2 級	医療職俸給表(一)	6 等 級	1 級	8 等 級	1 級
	2 等 級	3 級		5 等 級	1 級	7 等 級	1 級
	1 等 級	4 級		4 等 級	1 級	6 等 級	1 級
	5 等 級	1 級		3 等 級	2 級	5 等 級	1 級
	4 等 級	2 級		2 等 級	3 級	4 等 級	2 級
	3 等 級	3 級		1 等 級	4 級	3 等 級	3 級
	2 等 級	4 級		7	7	6	7
	1 等 級	5 級		6	6	5	6
	5 等 級	6 級	医療職俸給表(二)	5	5	4	5
	4 等 級	7 級		4	4	3	4
	3 等 級	8 級		3	3	2	3
	2 等 級	9 級		2	2	1	2
	1 等 級	10 級		1	1	1	1
	5 等 級	11 級					

附則別表第二 行政職俸給表(二)、研究職俸給表又は医療職俸給表(附則第五項関係)

新 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
旧 号 俸					
3 等 級	1	1	1	1	1
2 等 級	2	2	1	2	1
1 等 級	3	3	2	3	1
5 等 級	4	4	3	4	1
4 等 級	5	5	4	5	2
3 等 級	6	6	5	6	3
2 等 級	7	7	6	7	4
1 等 級	8	8	7	8	5
5 等 級	9	9	8	9	6
4 等 級	10	10	9	10	7
3 等 級	11	11	10	11	8
2 等 級	12	12	11	12	9
1 等 級					12

13	13	12	13	10	13
14	14	13	14	11	14
15	15	14	15	12	15
16	15	16	15	13	15
17	16	17	16	14	16
18	18	18	17	15	17
19	19	19	18	16	18
20	20	19	19	17	19
21	21	20	17	20	18
22	22	21	17	21	18
23	23	22	18	22	19
24	24	23	19	24	21
25	25	24	19	25	22
26	25	20	17	20	18
27	22	21	17	21	18
28	21	21	18	21	19
29	22	22	19	22	20
30	23	23	20	21	22
31	24	24	21	22	23
32	25	25	22	23	24
33	26	26	21	23	25
34	27	27	22	24	26
35	28	28	23	25	27
36	29	29	24	26	28
37	30	30	25	27	29
38	31	31	26	28	30
39	32	32	27	29	31
40	33	33	28	30	32
41	34	34	29	31	33
42	35	35	30	32	34
43	36	36	31	33	35
44	37	37	32	34	36
45	38	38	33	35	37
46	39	39	34	36	38
47	40	40	35	37	39
48	41	41	36	38	40
49	42	42	37	39	41
50	43	43	38	40	42
51	44	44	39	41	43
52	45	45	40	42	44
53	46	46	41	43	45
54	47	47	42	44	46
55	48	48	43	45	47
56	49	49	44	46	48
57	50	50	45	47	49
58	51	51	46	48	50
59	52	52	47	49	51
60	53	53	48	50	52
61	54	54	49	51	53
62	55	55	50	52	54
63	56	56	51	53	55
64	57	57	52	54	56
65	58	58	53	55	57
66	59	59	54	56	58
67	60	60	55	57	59
68	61	61	56	58	60
69	62	62	57	59	61
70	63	63	58	60	62
71	64	64	59	61	63
72	65	65	60	62	64
73	66	66	61	63	65
74	67	67	62	64	66
75	68	68	63	65	67
76	69	69	64	66	68
77	70	70	65	67	69
78	71	71	66	68	70
79	72	72	67	69	71
80	73	73	68	70	72
81	74	74	69	71	73
82	75	75	70	72	74
83	76	76	71	73	75
84	77	77	72	74	76
85	78	78	73	75	77
86	79	79	74	76	78
87	80	80	75	77	79
88	81	81	76	78	80
89	82	82	77	79	81
90	83	83	78	80	82
91	84	84	79	81	83
92	85	85	80	82	84
93	86	86	81	83	85
94	87	87	82	84	86
95	88	88	83	85	87
96	89	89	84	86	88
97	90	90	85	87	89
98	91	91	86	88	90
99	92	92	87	89	91
100	93	93	88	90	92
101	94	94	89	91	93
102	95	95	90	92	94
103	96	96	91	93	95
104	97	97	92	94	96
105	98	98	93	95	97
106	99	99	94	96	98
107	100	100	95	97	99
108	101	101	96	98	100
109	102	102	97	99	101
110	103	103	98	100	102
111	104	104	99	101	103
112	105	105	100	102	104
113	106	106	101	103	105
114	107	107	102	104	106

旧号俸	新号俸				
1級	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	2	2	1	1
3	2	3	3	2	1
4	3	4	4	3	1
5	4	5	5	4	2
6	5	6	6	5	3
7	6	7	7	6	4
8	7	8	8	7	5
9	8	9	9	8	6
10	9	10	10	9	7
11	10	11	11	10	8
12	11	12	12	11	9
13	12	13	13	12	10
14	13	14	14	13	11

旧号俸	新号俸				
1級	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14

9	9	9	9	8	7	3	2	2	2	3	30	29	29	
10	10	10	10	9	8	4	3	3	3	4	31	30	30	
11	11	11	11	10	9	5	4	4	4	5	32	31	31	
12	12	12	12	11	10	6	5	5	5	6	33	32	32	
13	13	13	13	12	11	7	6	6	6	7	34	33	33	
14	14	14	14	13	12	8	7	7	7	8	35	34	34	
15	15	15	15	14	13	9	8	8	8	9	36	35	35	
16	16	16	16	15	14	10	9	9	9	10	37	36	36	
17	17	17	17	16	15	11	10	10	10	11				
18	18	18	18	17	16	12	11	11	11	12				
19	19	19	19	18	17	13	12	12	12	13				
20	20	20	20	19	18	14	13	13	13	14				
21	21	21	21	20	19	15	14	14	14	15				
22	22	22	22	21	20	16	15	15	15	16				
23	23	23	23	22	21	17	16	16	16	17				
24	24	24	24	23	22	18	17	17	17	18				
25	25	25	25	24	23	19	18	18	18	19				
26	26	26	26	25	24	20	19	19	19	20				
27	27	27	27	26	25	21	20	20	20	21				
28	28	28	28	27	26	22	21	21	21	22				
29	29	29	29	28	27	23	22	22	22	23				
30	30	30	30	29	28	24	23	23	23	24				

六 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1		1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	2	2	2	2	2
4	3	3	3	3	3
5	4	4	4	4	4
6	5	5	5	5	5
7	6	6	6	6	6
8	7	7	7	7	7
9	8	8	8	8	8
10	9	9	9	9	9
11	10	10	10	10	10
12	11	11	11	11	11
13	12	12	12	12	12
14	13	13	13	13	13
15	14	14	14	14	14
16	15	15	15	15	15
17	16	16	16	16	16
18	17	17	17	17	17
19	18	18	18	18	18
20	19	19	19	19	19
21	20	20	20	20	20
22	21	21	21	21	21
23	22	22	22	22	22
24	21	21	21	21	21
25	20	20	20	20	20
26	19	19	19	19	19
27	18	18	18	18	18
28	17	17	17	17	17
29	16	16	16	16	16
30	15	15	15	15	15

～ 教育職俸給表四の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸
1	26
2	27
3	28
4	29
5	30
6	31
7	32
8	33
9	34
10	35
11	36
12	37

17	17	17	17	16			8	8	5	1	5
18	18	18	18	17			9	9	6	2	6
19	19	19	19	18			10	10	7	3	7
20	20	20	20	19			11	11	8	4	8
21	21	21	21	20			12	12	9	5	9
22	22	22	22	21			13	13	10	6	10
23	23	23	23	22			14	14	11	7	11
24	24	24	24	23			15	15	12	8	12
25	25	25	25	24			16	16	13	9	13
26	26	26	26	25			17	17	14	10	14
27	27	27	27	26			18	18	15	11	15
28	28	28	28	27			19	19	16	12	16
29	29						20	20	17	13	17
30	30						21	21	18	13	18
31	31						22	22	19	14	19
32	32						23	23	20	15	20
33	33						24	24	21	15	21

ト 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1									
2	2									
3	3									
4	4		1	1	1					
5	5		2	1	1	2				
6	6		3	1	1	3				
7	7		4	1	1	4				

チ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1									
2	2									
3	3									
4	4		1	1	1					
5	5		2	1	1	2				
6	6		3	1	1	3				
7	7		4	1	1	4				

リ 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員

4	4	4	1	4	4	4
5	5	5	2	5	5	5
6	6	6	3	6	6	6
7	7	7	4	7	7	7
8	8	8	5	8	8	8
9	9	9	6	9	9	9
10	10	10	7	10	10	10
11	11	11	8	11	11	11
12	12	12	9	12	12	12
13	13	13	10	13	13	13
14	14	14	11	14	14	14
15	15	15	12	15	15	15
16	16	16	13	16	16	16
17	17	17	14	17	17	
18	18	18	15	18		
19	19	19	16	19		
20	20	20	17	20		
21	21	21	18			
22	22	22	18			
23	23	23	19			
24	24	24	19			

* 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員

日 号 俸	新 号 俸	30	30			
5	5	4	4	1	1	4
6	6	5	5	2	2	5
7	7	6	6	3	3	6
8	8	7	7	4	4	7
9	9	8	8	5	5	8
10	10	9	9	6	6	9
11	11	10	10	7	7	10
12	12	11	11	8	8	11
13	13	12	12	9	9	12
14	14	13	13	10	10	13
15	15	14	14	11	11	14
16	16	15	15	12	12	15
17	17	16	16	13	13	16
18	18	17	17	14	14	17
19	19	18	18	15	15	18
20	20	19	19	16	16	19
21	21	20	20	17	17	20
22	22	21	21	18	18	21
23	23	22	22	19	19	22
24	24	23	23	20	20	
25	25	24	24	21	21	
26	26	25	25	22	22	
27	27	26	26	23	23	
28	28	27	27	23	24	
29	29	28	28	24		

備考	これらの中の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日ににおいてその者が属することとなる職務の級を示す。
附則別表第三 行政職俸給表(二)、研究職俸給表又は医療職俸給表(二)の1級となる職員の号俸の切替表(附則第五項関係)	
イ 行政職俸給表(二)の1級となる職員	
日 号 俸	新 号 俸
5 等 級	4 等 級
10	1
11	2
12	2
13	3
14	4
15	5
16	6
17	7
18	8
19	9
20	10
21	11
22	12
23	13
24	14
25	15
26	16
27	17
28	18
29	19

20	15	19	12	8	11	3	2
21			13	8	11	4	1
22	16	20	14			5	2
23			15	9	12	6	3
24	17	21	16			7	4
25	18	22	17	10	13	8	5
26				11	14	9	6
27	19	23		12	15	10	7
28	20	24		13	16	11	9
29	21	25		14	17	12	8
	22	26		15	18	13	10
	23	27		16	19	10	12
	24	28		17	20	11	13
	25	29		18	21	12	14
				19	22	13	15
				20	23	14	16
5等級	4等級	新号俸	5等級	4等級	新号俸	5等級	4等級
2		1	2	1	21	24	15
3		2	3	2	22	25	16
4		3	4	3	23	26	17
5	1	4	5	4	24	27	18
6	2	5	6	5	25	28	19
7	3	6	7	3	26	29	20
8	4	7				21	22
9	5	8					
10	6	9					
11	7	10					

□ 研究職俸給表の1級となる職員

日号俸	新号俸	日号俸	新号俸	日号俸	新号俸	日号俸	新号俸
2	1	2	1	21	24	15	17
3	2	3	2	22	25	16	18
4	3	4	3	23	26	17	19
5	4	5	4	24	27	18	20
6	5	6	5	25	28	19	21
7	6	7	6	26	29	20	22
8	7						
9	8						
10	9						
11	10						

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附則別表第四 切替日の前日における階級が陸将補、海將補又は空将補であった職員の号俸の切替表(附則第六項関係)

旧 号 俸	新 号 俸
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9

十一月六日本委員会に左の案件が付託された。

「防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願」(第六四五号)(第六五八号)

「同和対策事業の推進等に関する請願」(第六九七号)

「防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化

反対に関する請願」(第六九九号)(第六五〇号)

「防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化

反対に関する請願」(第七一〇号)

「防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化

反対に関する請願」(第七二〇号)

第六四五号 昭和六十年十一月二十一日受理
防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願

請願者 大阪市住之江区御崎三ノ七、一七
二三〇四 中村大忠 外九名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

紹介議員 小野 明和

かつて全国の四割まで出炭した筑豊は、政府のエネルギー政策の転換によってすべての炭坑が閉山した。石炭産業の縮小化にいたる直前(昭和三十一年)の筑豊の炭坑への依存度は他の産炭地と比較にならず、就労人口中の鉱業比率が筑豊全体で四十ペーセントを超えており、川崎町など五十ペー

セントを超えるところもあった。全国の一・四ペーセント、福岡県平均の九・一ペーセントといふ数字からみても炭坑閉山とともに打ち撃たれてしまい。しかし、政府の産炭地政策は不十分であり、二十五年経過したがいまだに産炭地から脱却できないで、失業と生活保護率は全国一である。

第六七九号 昭和六十年十一月二十六日受理
防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願

請願者 大阪府守口市佐太中町三ノ五四、六〇五 石畠秋一 外九名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第六五六号 昭和六十年十一月二十五日受理
防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝園一ノ一一、国
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

紹介議員 小野 明和

かつて全国の四割まで出炭した筑豊は、政府のエネルギー政策の転換によってすべての炭坑が閉山した。石炭産業の縮小化にいたる直前(昭和三十一年)の筑豊の炭坑への依存度は他の産炭地と比較にならず、就労人口中の鉱業比率が筑豊全体で四十ペーセントを超えており、川崎町など五十ペー

第六九七号 昭和六十年十一月二十七日受理
同和対策事業の推進等に関する請願

請願者 福岡県田川郡金田町神崎一 宮崎
紹介議員 守 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

紹介議員 小野 明和

かつて全国の四割まで出炭した筑豊は、政府のエネルギー政策の転換によってすべての炭坑が閉山した。石炭産業の縮小化にいたる直前(昭和三十一年)の筑豊の炭坑への依存度は他の産炭地と比較にならず、就労人口中の鉱業比率が筑豊全体で四十ペーセントを超えており、川崎町など五十ペー

第六九八号 昭和六十年十一月二十八日受理
防衛費一ペーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願

請願者 本裕 外九名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

紹介議員 小野 明和

かつて全国の四割まで出炭した筑豊は、政府のエネルギー政策の転換によってすべての炭坑が閉山した。石炭産業の縮小化にいたる直前(昭和三十一年)の筑豊の炭坑への依存度は他の産炭地と比較にならず、就労人口中の鉱業比率が筑豊全体で四十ペーセントを超えており、川崎町など五十ペー

更に、昭和六十年度は地方自治体への高率補助金の一割カットを強行し、産炭地財政への打撃となつてゐる。特に田川地区の経済は、時限立法（石炭六法、地域改善対策特別措置法）によつて支えられているが、そのうち、地域改善対策特別措置法等は昭和六十二年三月三十一日で期限切れとなり、これらの延長が必要である。ついては、田川地区の浮揚・再生のため、同和対策審議会答申に基づく同和対策事業を推進し、教育、雇用など抜本的、基本的改善策を講ぜられたい。

第六九九号 昭和六十年十一月二十七日受理
防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大国化反対に関する請願

請願者 大阪府守口市佐太中町三ノ一五
森田直二 外九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第七一二号 昭和六十年十一月二十七日受理
国家機密法（スペイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 川崎市川崎区桜本二ノ三九 藤倉
くに 外九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七三〇号 昭和六十年十一月二十八日受理
防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大国化反対に関する請願

請願者 大阪府堺市八田西町二丁九ノ三八
七 辻野能治 外九名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。